

平成 19 年度

弘前大学生涯学習教育研究センター年報

第11号

平成 20 年 3 月

弘前大学生涯学習教育研究センター

目 次

挨拶 弘前大学生涯学習教育研究センター長 浅野 清

I. 論文等

- 家庭や地域社会と連携・協働した教育活動を展望する……………藤 田 昇 治………… 1
- 学校におけるいじめの構造と克服への路
～被害者も加害者もケアし、全ての子どもの人権意識を育成する取り組みを、
担任、学校、行政、保護者、地域のコラボレーションで～
……………大 谷 良 光………… 15
- 打たれる身体、音楽：サウンド・プロジェクトと音楽教育…今 田 匡 彦………… 35
- 大学と連携した公民館活動の新機軸
～キーワードは「面白い！」と「三方一両得」
(弘前大学との地域づくり連携事業中間報告)～……………庄 司 輝 昭………… 45

II. 事業報告

1. 生涯学習教育研究センター主催・共催事業
- (1) 公開講座…………… 63
- (2) 講演会・セミナー等…………… 64
- (3) 受託事業…………… 68
- (4) 研修等…………… 69
- (5) ホームページ On-Line 公開講座 …… 70
2. 学部の主催事業など
- (1) 人文学部…………… 74
- (2) 教育学部…………… 76
- (3) 大学院医学研究科…………… 80
- (4) 大学院保健学研究科…………… 81
- (5) 医学部附属病院…………… 82
- (6) 大学院理工学研究科…………… 82
- (7) 大学院理工学研究科ほか…………… 83
- (8) 農学生命科学部・農学生命科学部附属生物共生教育研究センター…………… 84
- (9) 遺伝子実験施設…………… 85
- (10) 総合情報処理センター …… 86

III. センター関連規則など

1. センター関連規則 …… 87
2. 機構・組織図 …… 91
3. 地図・連絡先 …… 92

編集後記

発刊にあたって

弘前大学生涯学習教育研究センター長

浅野 清

本日ここに生涯学習教育研究センターの平成19年度年報を刊行する運びとなりました。平素、当センターの活動に御協力いただいている皆さまにお目を通していただき、忌憚のない御意見、御感想をいただければ幸いです。

本年報にはセンター事業に係る今年度の報告はもとより、各学部・研究施設独自の事業報告も含まれていますが、2月21日開催の生涯学習ネット講演会「学校におけるいじめの構造と克服の路」で講師を担当した教育学部の大谷良光先生、および10月12日開催の生涯学習特別講演会「身体とこころのあり方 ―舞踊、音楽、演劇をめぐって―」のコーディネーターであった今田匡彦先生より、講演会の内容に関連した論文を執筆していただくことができました。また、弘前市立中央公民館の庄司輝昭さんからは弘前大学と中央公民館の取り組みに関する事業報告も寄稿していただき、センターの研究機関としての役割も十分に示すことができました。この場を借りて諸氏の方々に御礼を申し上げます。

平成19年度、本センターはこれまで同様、地域住民への学習機会の提供や今日的課題に対する情報提供として、多様な事業を提供してきました。その中には継続的に行っている自治体との共催による公開講座をはじめ、主催公開講座・講演会、キャリアアップ講座「はやて」、「ピアノ教師のためのブラッシュアップ講座」、ホームページの充実など、事業は年々拡大傾向にあり、来年度は共催する自治体も増えることが予想されています。

平成20年度は協力教員を増やし、新しいセンター事業の方向性を探るとともに、センターのあり方についても検討しながら、これまで以上に地域に密着したセンターを構築したいと考えています。今後も変わらない御協力、御指導のほど、宜しく願い申し上げます。

平成20年3月

I. 論 文 等

家庭や地域社会と連携・協働した教育活動を展望する

藤 田 昇 治

I. はじめに

現在、学校教育をめぐる議論は、「学力の低下」や「いじめ」への対応、教師の「教育力の向上」など、様々な部面で展開されている。マスコミでも連日のように報道されており、教育問題の根本的な解決を求め「教育改革」が必要であるという、大きな世論を形成しているといえよう。

教育関係者や保護者のみならず、教育は社会の根幹を構成する要素を持つが故に、多くの人々の関心事になっている。しかし、今日の教育問題をどのように捉えるのかということは、取り上げる「問題」とそのアプローチの方法によって多様なものがある。

学校教育において児童生徒の学力が取り上げられる際に、教授の過程とそれを規定する条件が考察される必要があることは、言うまでもない。さらに、日常生活の営みが子どもの学習過程と深く結びついていることも重視されなければならない。子どもの生活実態をどのように捉えるのか（遊び、自然体験、TV、テレビゲーム、インターネットなど）、あるいは食生活・生活リズムの実態はどうなっているのか、といった問題も究明される必要がある、と考える。

学校教育と地域の教育力をめぐる問題とも関連するのだが、今日、保護者の「教育力」をどのように捉えるのか、ということが検討されなければならない。最近の傾向として、「モンスター」と呼ばれる保護者の行動・意識が様々に指摘されている。それらは、直接には学校の教員に対する発言・行動として取りざたされるのではあるが、単に個別的事例として捉えるのではなく、「世代」や「社会現象」として大局的に捉えそれらを規定する条件についても十分検討する必要がある、と考える。そして、それは今日の児童生徒の生活実態や価値観・行動規範を規定する重要な要素となっており、その「改善」に積極的に取り組む必要がるのではないだろうか。

この小論は、「教育」と「学習」を捉え直すことからはじめ、今日の学校教育が直面している課題に即して家庭・地域が連携して取り組む必要性について、考察を行おうとするものである。とりわけ、児童生徒が生活を営む「場」である家庭や地域との関わりを捉え直す、いわば「教育」という営みを社会との関わりで捉えなおす、ということで試論をまとめた。

II. 「教育」と「学習」—その相互規定的な関係—

(1) 「働きかけ」としての教育

「教育」という用語は、極めて多義的なものである。この小論で全面的に展開する余裕はないが、一方では学校における教育実践を想定しながら、他方では家庭生活を含め、児童生徒が営む生活の場面に即して行われる「学習」との関連を視野に入れている。つまり、専門職である「教員」が児童生徒に対して行う「働きかけ」としての教育を主眼としながら、その対極にある「学習」の主体との関わりで「教育」を位置づける、ということである。

およそ「教育」について、「教育主体」と「教育対象」、「教育内容」、「教育方法」といった要素で教育過程を整理した場合、「教育主体」は専門職である教員が対応し、「教育対象」が児童生徒になる、ということになる。

「教育実践」を行う教員は、教育目的や教育目標をもって教育過程を遂行していく、ということになる。一般的に様々な教科・単元があり、「教育内容」が設定され、実践の中で蓄積された「教育方法」が援用されることになる。

また、この過程が合目的的に遂行されるためには、教育対象である児童生徒の側における条件が十分勘案される必要がある。それまで各教科で学習したことは勿論、一人一人の児童生徒の個人的な様々な経験の蓄積や学習力、「授業」に臨む瞬間の精神的・肉体的状況なども、比較的重要な要素となってくる。

このように、教育活動を遂行する条件に児童生徒の「学習」を規定する条件も考察される必要があるのだが、そもそも「教育対象」を「学習主体」として位置づけ、それを前提として「教育と学習との相互規定的な関係」というパラダイムを構成する必要がある、と考える。

「教育と学習との相互規定的な関係」を構造的に捉え直した場合、基本的には「教育主体が教育的働きをする過程は同時に教育対象（学習主体）が主体的に学習する過程」として捉えることができる。この関係の内実は、教育（主体）と学習（主体）の関係に規定されることになる。例えば、小学校低学年の場合には、教育主体の果たす役割・影響力は非常に強いものとなる。「学習主体」はほぼ無批判的に「教育的働きかけ」を受け入れることになる。これに対して、社会教育の講座などを考えた場合、「教育主体」による「働きかけ」は重要な意味をもつのではあるが、何よりも「学習主体」が行う「学習」によって学習効果が大きく規定されてくる。

このように捉える「教育と学習との相互規定的な関係」は、基本的に子どもの場合にも成人の場合にも同じであって、しかしながら「教育主体」と「学習主体」を構成・規定する具体的条件が異なることから、実際の教育・学習過程の内実が異なってくる、という文脈で捉えられることになる。

(2) 主体的な実践と「省察」としての学習

「他者からの働きかけ」が学習しようとしている個人に与える影響・（教育）効果は、様々な条件によって規定されてくる。学校教育の場面を想定しても、社会教育の講座の状況を想定してもその条件を一義的に規定することは非常に困難であり、また影響・効

果を検証することは簡単なことではない。いわゆる「テスト」や様々な「観察」から、一定の検証は可能ではあるが、どこまで正確に検証できるかということの問題があり、またその成果の永続性や次の教育・学習との関連性などの検証がどこまで可能か、という問題は残る。

一方、学習しようとする個人に即して考えた場合、日常的な生活の営みにおける学習的活動と、一定の学習課題・目的などが意識化された中で主体的に学習する場合とに、区別して考える必要がある。

前者の場合、必ずしも積極的に学習効果を上げることにならない場合が多いのだが、決して軽視することはできない。他者の何気ない一言が大きな影響を与えることもあり、他者の生き方そのものに大きな影響を受けることも希ではない。基本的な価値観の形成の他にも、学習意欲・モチベーションが触発されたり、逆に喪失させられる、ということもまさに日常的にあり得る。

後者の場合、すなわち主体的に学習しようとする場合について簡単に考察しよう。学習したいと思う、学習する必要性があると感じた場合、いくつかのパターンに区別することができる。

第一は、学習の方法や学習すべき内容が自分なりに整理できる場合である。学習活動の蓄積があり、学習方法（書店で本を購入する、図書館に行く、インターネットで調べる、公民館などで講座を受講する、等々）についても、一定の知識・経験を蓄積している場合である。内容としても、概ね関連する知識を有していたり、それまでの知識の蓄積の上に学習すべき課題が整理できる、という場合である。「わからないこと」が整理できている場合である。

第二に、漠然とした学習課題についての知識・理解があるが、方法について十分な知識・学習経験が不十分だったり、学習すべき内容について十分な知識が蓄積されていない、という場合である。いわば、自己の問題意識の整理や課題そのものの整理が十分できていない、ということである。とは言っても、学習しようとする意欲や必要性については認識している場合である。

第三に、様々なことに興味関心があり、また労働・生産に従事する時間が長く「自由時間がとれない」とか、生活の営みの中で必要とされること・やるべきことが多すぎて自由な時間がとれない、といった場合である。例えば、毎日残業などが多く、通勤時間も長く、「自由な時間」が絶対的に不足しているとか、子育てや介護に追われて「自由な時間」を生み出すことができない、といった場合である。

第四に、学習経験の蓄積が乏しく、学習方法についても知識が乏しく、内容についても整理する「学習力」が十分形成されていない、という場合である。いわば、日常生活の中で目的意識的な「学習」の習慣がない、あるいは非常に弱い、という場合である。

このように区分した場合、第二～第四の場合には、一定の条件整備やサポートが必要とされてくる。

「学習」というものについてここで全面的に展開する余裕はないが、学習という行為についての基本的な考えとして、「他者」や「外界」と積極的に関わりを持つ中で認識を深め、人間性を豊かにする活動、として捉えておきたい。およそ人間として、さらに生命体とし

て常に様々な条件の下で「他者」や「外界」と関わりをもって生存している。自ら積極的・目的意識的に行動を起こさなくても、常に「外界」から様々な刺激・情報が浴びせかけられている。また、人間の感覚器官は作用している、と捉えることができる。部屋の内外から様々な音が聞こえてくる、台所からおいしそうな臭いが漂ってくる、強い日差しが室内に差し込んでくる、等々である。目的意識的に情報を入手しようとしなくても、「外界」と関わる中で常に情報を入手し、「学習」している、と捉える。少なくとも、そのような存在として「自己」を「外界」との関わりで捉えることの重要性を確認しておきたい。

ところで、「学習」という行為を考えた場合、「挑戦」することが極めて重要な意味を持つことについて触れておきたい。「挑戦」とは、主体的に「外界」に働きかけることである。それまでの自己の価値観・行動規範に基づき、時にはその枠を超えて新たに試みを追求することである。そこでは一定の「仮説」が用意されその検証を行うという場合もあるが、概して新たな能力・知識・経験の獲得を図ろうとするものである。こうした「挑戦」の過程をとおして、豊かな知識や能力が獲得されていく。これは、子どもが遊びをとおして成長発達するということでも、あるいは高齢者が退職を契機として従来のライフスタイルを変更し新たな生活上の技能・知識を習得するといった場合でも、さらにリハビリで機能回復を図るといった場合にも、本質的に共通していることである。

また、児童生徒が教室で授業に臨んだ局面でも、挑戦（学習）しようとするモチベーションを触発されることで「挑戦」という条件が整えられ、学習効果を上げることは可能である。その意味では、「体験学習」といった要素を取り入れた授業なども、この「挑戦」ということで学習意欲を高めるという意味で基本的には同じものである。

主体的な「社会参加」の重要性についても触れておきたい¹⁾。「社会参加」という概念をどのように捉えるかということも十分吟味する必要があるのだが、ここでは「家庭以外の社会集団と目的意識的に関わりをもつこと」といった意味合いで捉えておきたい。個人の労働・生産・生活を営む条件によって、「社会集団」は極めて多様なものが考えられる。児童生徒であれば、地域の子供会やボーイスカウトなどの社会組織、ボランティア活動などのグループ等々も含まれる。さらに、公民館が主催する講座に参加する、といったことも含まれる。成人の場合には、企業の一員として労働・生産に従事することも「社会参加」の一端であり、地域で町内会活動に参加する、PTA活動に参加するといったことも含まれる。

このような「社会参加」することで、「共同作業」に参加したり「協同」する体験をつみかさね、「社会の一員」としての意識を涵養する、「公共性」を育む、ということが可能になると考える。そこで形成された「人格」は、「外界」に積極的・主体的に関わを持とうとするものになり、「学習」を主体的に追求するものとなるのではないか。

Ⅲ. 社会との関わりで教育を捉え直す

(1) 「社会化」としての教育

ここで改めて教育について考察してみたい。「教育」という営みは、優れて社会的な意味を持っている。「社会」という人間集団において営まれるものであり、基本的には一人ひとりの人間を社会の構成員として生活できるように育む、というものである²⁾。

その営みは、「社会」の内実、それを構成し機能させている要素・条件によって異なってくる。例えば、日本社会に例をとっても、戦前の日本社会における「教育」の内実と現代社会における教育とは大きく異なっている。より詳細に検討するならば、現代社会においても、都市部と農村部とでは「社会」を構成する条件においても相対的に異なる側面があり、当然「教育」の内実において異なる側面は存在する、ということである。勿論、「現代社会」ということで共通する側面が大きいことは言うまでもないが。

こうした「社会的性格を持つ教育」について、教育関係者の中では必ずしも一致した理解がなされているとは言い難い。「教育」を捉える視点、あるいは社会的性格を持つ教育のどの部分を重視するのかということ、教育のイメージが大きく異なっているのである。

しかし、「社会」の内実が急速に変容し続けている現代社会では、生涯学習のとらえ方にも通じるのだが、「社会が求める教育」の内容が常に変容している、ということは自明のこととして捉えられる。様々な場面で科学技術の発展の波及効果によって、社会のシステム・理解すべき内容などが大きく変容した。例えば、医療・保健の場面でみた場合、医療技術の革新や介護の実践から生み出された人間の可能性についての新たな理解等々が蓄積されることで、医療・保健現場における関係者は絶えざる学習・技能の向上を図ることが必要とされている。

実際に労働・生産・生活の様々な場面でこうした社会変化に対応した知識・技能の修得が必要とされるのであり、そのことも現代的「社会化」として捉えられる、と考える。

(2) 社会における教育的な営みと学校教育

「社会化」ということとも関連して、社会の中で展開される様々な教育的活動と学校教育との関連について簡単に触れておきたい。

教育活動について、フォーマル、ノンフォーマル、インフォーマルという3つに区分されることもあるが、こうした区分に基づけば、実際の社会ではノンフォーマルおよびインフォーマルな教育活動が非常に多様な形態・内容で展開されている、ということが明らかである。

そして、ノンフォーマル、インフォーマルな教育的活動が精査されたものがフォーマルな教育、すなわち学校教育において教育内容として具現化されていく、という関係にある。

社会の中で展開される教育的営みは、企業や行政などの他、様々な組織・団体・グループの中で組織活動の一環として行われている。また、日常生活の中では、ノンフォーマルな教育活動として、マスコミ・マスメディア・インターネットなどを通して多様な情報の提供がなされている。それらから情報を入手していることの意味は極めて大きいものである。また、そうした情報はそれぞれ独自に情報のソースを開発・取材している場合も多いが、社会的に蓄積されたもの、すなわち大学や研究所などで蓄積された研究成果を起源とする場合も多い、と考える。その意味では、児童生徒にとっては学校外で流通している「科学的知識」などから得たもの(学習成果)が「学習力」の基盤を形成している、と考える。また、社会的にはそのような研究成果などから精査されたものが学校教育の「教育内容」となる、ということである。

IV. 最近の大学生の現状から「教育問題」を考える

(1) 「学習力」の低下傾向

「教育」や「学習」をめぐる問題状況を深めるため、大学における学生の「学習力」について触れておきたい。

大学生に限らず「活字離れ」ということが指摘されて久しいが、学生の読書量は低下傾向を示していることは否定できない。1日の生活時間の使い方として、読書の時間は絶対的に減少してきている。それは、今日ではインターネットの普及などとも関連するのであるが、必要な情報については「活字媒体以外のもの」に依存する傾向を強めているということであり、さらに情報の入手ということ自体も追求されなくなってきている、ということも考えられる。先にも触れた「社会参加」の意識が希薄であることと関連しているのではないだろうか。

実証的データをもちあわせていないが、「活字離れ」とも関連すると考えられるのだが、文章を読み解く能力が低下してきている、と考える。また、論理的思考能力も低下してきている、と考える。

同時に、表現力の低下や想像力・創造力の低下傾向も顕著である、と考える。テストの回答やレポートの状況からは、総括的に基礎学力が低下してきている、と言わざるを得ない。

こうした状況を規定する条件について現時点では必ずしも明かではないが、学問をすること（人類が蓄積してきた科学・歴史認識・文化などの継承を図ること）や、インターネットへの依存傾向、「携帯」や「メール」・「ブログ」への依存傾向があることを指摘できる、と考える。

(2) 継続的な努力を回避する傾向

「学習力」の問題とも関連して、最近の学生の傾向として、容易に「正解」を求める、ということが指摘できるのではないだろうか。「学習」する上で、「正解がない」あるいは「正解は一つとは限らない」といった問題に対して、考えること、継続的に努力することが苦手だ、という傾向が見受けられる³⁾。自己の主体的な努力の中で自分なりの正解を見いだす、ということが十分訓練されていないのである。

(3) 「社会性」や「社会参加」意識の希薄性

最近の学生の傾向として、「社会的な問題」を社会的性格を持つものとして理解する、社会的条件に規定された問題として捉える、ということを手苦とする傾向が強まっている、と考える。例えば、ワーキング・プアということ個人を個人の努力や個人の条件（自己責任）に帰着させてしまう、ということである。その結果、個人の「自己責任」に帰着させる、いわば自己責任至上主義の傾向が強まっている、と考える。それは、問題を客観的・科学的に捉える能力の低下（それは課題についての理解を共有し、「社会的協同」⁴⁾で解決する展望を持ち得ないという特徴を持つ）を意味している、と考える。また、「自立的生き方」とは無縁の個人責任に還元する考え方ではないだろうか。

V. 家庭での子どもの生活実態

(1) 「遊び」の内実を考える

これまで述べてきたように、子どもの「学習力」は、家庭や地域における生活条件に強く規定される側面がある。少子化や最近の青少年・女性などを対象とした犯罪の多発状況などの影響がある中で、子どもたちの日常生活の内実をどのように捉えることができるのか⁵⁾。

まず、「遊び」について簡単に検討してみよう。「遊び」は、子どもの成長発達にとって極めて重要な意義を持つと考えるが、今日の子どもの遊びは一方で科学技術の発展に支えられて多様化し、他方で少子化などの影響で大きく制約される傾向にある。例えば、遊具を使用しての遊びは市販されているものが多様化する中で、それを購入・消費する、ということになる。テレビ、テレビゲーム、インターネット、携帯などの比重が大きくなっている、と考える。それらは現代社会における平均的な遊具であり、社会生活を営む基礎的ツールという側面もある。

しかし、自ら「遊び道具」を手作りする、自然の中で身体を動かしたり、自然物に触れる遊びをする、ということは少なくなってきた。それはまた、子ども同士の遊び・交流を疎外する要素として機能し、結果として「子ども集団の中で成長する」ということが困難になり、人間関係の内実が貧弱なものになる傾向を促進している。こうした状況は、学習・授業への参加におけるモチベーションや「学習力」の低下と深く結びついている、と考える。

(2) 子どもをとりまく環境

子どもが日常生活を営む地域の環境について考えてみよう。都市部と農村部とでは大きくその自然環境は異なるのは言うまでもないが、都市部あるいは農村部においても、より具体的にみていくと、地域によって自然環境や生活環境は違いがあることも否定できない。ここでは次の2点に絞って触れておきたい。

第一に、「自然」が貧弱になるだけでなく、「自然」を活用できる条件が著しく乏しくなっている、ということである。山、川、野原などの絶対的な「縮小」があるだけでなく、公園の遊具なども含め、「危険なものにはさわらせない」「危険な遊びはさせない」という保護者の志向が子どもの「遊び」や生活経験の蓄積を大きく制約している、という側面である。いわば、親の過保護によって子どもが自由に遊ぶことが困難になっている、ということである。さらに言えば、「遊び」を通じて自己の経験から得た知識・能力の獲得を自己検証する、自分なりに自己の成長を確認する、ということ自体が成立し難くなっている、ということである。

第二に、家庭の住環境が子どもの孤立化を促進している、ということである。今日、一定の年齢になると、個室での充足された生活を送る子ども多くなってきている。個室には、専用のテレビやパソコンなどもあり、他の家族と隔離された条件の下で生活する傾向が強まっている。さらに、食生活では、「孤食」という傾向も強まっている。

このような条件は、個人としての「自立」を促進するというよりは、他者との交流を断ち切ることで「社会性」を獲得することを困難にし結果として「自立」も困難にしてい

る、と考える。それはまた、学習・授業への参加におけるモチベーションや「学習力」の低下と深く結びついている、と考える。

(3)「生活のリズム」を考える

平成18年以降、全国的に「早寝早起き朝ご飯」運動が展開されるようになってきている。最近の子どもの生活実態を考えた場合、夜おそくまで起きていて朝早く起きることができない、朝食を欠食する、といった傾向が強まっている⁶⁾。結果として、学校の授業に積極的になれず、勉強についていけない、等々の状況にある。こうした状況を少しでも変えようという運動である。

この運動から学ぶべきことは、第一に、生活のリズムを確立することが、主体的な生活の営みを追求する基本である、ということである。「早寝早起き」という生活のリズムは人間一般に必要とされているものであるが、とりわけ成長期の青少年には重要な意味をもつものである。第二に、生活のリズムを確立し、朝食を取ることで、児童生徒の場合には「授業」への参加意識・モチベーションが向上する、という傾向が確認されている。大人の場合にも健康状態が悪化した場合には仕事に集中できないことがあるのと同様に、肉体的条件を良好に保全することが「主体的学習」の前提条件である、ということが広く認識されている。

(4)「人間関係」の内実

今日の青少年の特徴の一つとして、豊かな人間関係を作ることが困難になっている、ということが指摘できるのではないだろうか。ここで次の2点について触れておきたい。

第一に、他者への攻撃性が強くなっている、ということである。学校における「いじめ」の問題は様々な角度から取りざたされているが、最近は一段と深刻化してきているように思う⁷⁾。その原因について検討する余裕はないが、学校で「競争的環境」におかれていることの他に、先に挙げた「社会参加」意識の希薄性や、生活環境が「孤立化」を深める要因として作用していること等も指摘できる、と考える。

第二に、「仲間意識」や「家族意識」の低下ということである。どちらも「社会性」のより具体的な内容として考えられるものである。小学校においても子どもが所属する集団の「少人数化」という傾向がいわれている。また、「家族の個人化・個別化」ということもいわれるようになって久しい。このように、子どもたちにとって、日常生活の大部分を占める場での「人間関係」が、仲間意識をもてない、家族としての親密さを実感できない、ということになっているのではないだろうか。

「家族の個人化・個別化」との関連では、近年そうした状況を積極的に克服しようと、「親父の会」などのように「男性」が「子育て」に関わる取り組みが発展していることに注目したい⁸⁾。

(5) 価値観と行動規範

最近の子どもたちの価値観と行動規範について考えた場合、いくつか危惧されることがある。価値観・行動規範は社会の変容にもなまって変化していくものであり、それは

子どもにも大きな影響を与えるものであることは論をまたない。ここでは次の2点にしばって触れておきたい。

第一に、努力することが「美德」ではなくなっている、という状況である。職業選択において「3K職場」が忌避される傾向にあることが指摘され久しいが、この傾向は「勉強」をはじめ生活一般に貫徹している、ということができるのではないだろうか⁹⁾。その具体的な例として、英語学習において辞書をひくということが十分行われなくなっている、ということが挙げられる。

第二に、「拝金主義」の傾向が強くなっているのではないかと考える。資本主義社会一般に言えることではあるが、近年とみにその傾向が強くなっているように思う。全体として格差が拡大する中で、一方ではワーキング・プアに象徴されるような低所得・不安定就労層が拡大し、他方で高額な収入・「富」を得ている層が形成されている。自治体への交付金が削減され、様々な公共サービスが切り捨てられている。こうした状況にあって、「お金がすべて」という価値観・行動規範が強まっているように思う。それも手っ取り早く、他人の迷惑も顧みず、ということである。この対極には、「お金で購入できる商品・サービスがすべて」という価値観が存在している。他者に対する評価でも、自己の行動においても貫かれているのである。

VI. 「保護者の教育力」を考える

(1) 「孤立」の中での価値観・行動規範

「モンスター・ペアレント」という用語が、今日の一部の保護者を象徴するものとして使用される傾向が定着してきている。様々な「自己中」の発想（価値観・行動規範）と生活の営みを取りざたされている。例えば学校の給食費を経済的に余裕はあっても支払わない、「我が子だけ」の利益を図る勝手な要求を学校につきつける、等々である。これらは、対社会的に具体的な行動として発現しているものであるが、実は家庭内部でも様々な形で問題が生じているものと考えられる。児童虐待克服や「食育」を社会的に追求していく必要性が高まっている、といったことである¹⁰⁾。端的に言えば、家庭の教育力が低下してきている、ということである。

教育の問題を「家庭の教育力」に還元してしまうことは、一見正しいようで真に問題を捉えているとは言いがたい、と考える。ここで詳しく論じることはできないが、このような家庭における教育力を含めた問題について、「孤立」の中での価値観・行動規範の形成、という視点を提示しておきたい。家庭内での親子関係や、保護者どおし、保護者と教師などの人間関係において、協力・協同を実現していく真の意味での「社会性」が失われている、ということである。だからこそ、「協働」や「社会的協同」ということが求められている、と考える。

(2) 保護者・地域住民の労働・生産・生活実態

「孤立」の中での価値観・行動規範の形成ということに関連して、簡単に保護者や地域住民のおかれている状況について次の2点について触れておきたい¹¹⁾。

第一に、グローバル化の進展ということである。昨年来、原油の高騰にともなって、多くの商品・サービスが値上げされてきている。原油の需要と供給のバランスがとれていながら、世界的な規模のファンドの展開で原油価格が大幅につり上げられているのである。

また、中国産の食品の安全性をめぐる問題は、改めて日本の食糧自給基盤の脆弱性をあらわにした。こうした問題は、地域住民の産業基盤の再編（スクラップ・アンド・ビルド）をともなっており、そうした大きな渦に住民個人は翻弄されている、という状況である。

第二に、労働力市場の展開と「格差」の問題である。「有効求人倍率」や「平均賃金」などで明らかのように、地域間の格差は非常に拡大している。

こうした状況は、様々な個人の労働・生産・生活条件の違いによって異なった形で社会的矛盾として発現してくることから、各自に「孤立」の中で個人的な対応として自らの価値観・行動規範を形成することを強制していくことになる。

VII. 「地域の教育力」を考える

(1) 住民の労働・生産・生活についての情報の共有と課題の共通認識

「地域の教育力」は、多様な内実を持っていると考える。また、地域住民が教育的な「力」を発揮するのは、多様な場面であり得ることである。ここではまず、住民個人の生活を営むスタンスの中に「教育力」の源泉を求めてみたい。

個人は日常生活の中で労働・生産に従事する過程で「学習」を積み重ねていく。そうした労働・生産に関与しようとする主体的意識が、他の住民に対して「教育力」を発揮することがあり得る。仕事に対してひたむきに取り組む姿勢そのものが、また協同で仕事に取り組む中で、他者に積極的に教育力を発揮することがあり得る。同僚の仕事に対する取り組みから、ディスカッションなど、あるいは経験交流の中で、自己のモチベーションを高めたり、基本的な考え方を修正したり、新たな知識を習得したり、といった「学習」が展開されるのである。

住民の交流を図る活動が教育力の額減に関わってくる、ということがあり得る。地域の「運動会」という一つのイベントに参加することで、あるいはイベントの企画や準備の過程でスタッフ同士の交流の中で、イベントという「課題」に取り組む努力をする中で、住民自身が「学習」し成長していく、ということもあり得る。

社会教育施設における学習機会に参加することで、個人として学習を行うこともある。また、講座などの学習機会に参加する中で、参加者どおしが経験交流をしたり、ディスカッションしたり、共通の課題に取り組むことで「協同学習」を行い、その中で「学習」することもあり得る。今日、「参加体験型学習」が積極的に取り入れられているが、そのような「参加体験型」に限らず、「協同学習」は可能である。講座終了後、お茶を飲みながら交流したり、講座が完了したあとも自主的に学習サークルなどとして協同で学習を継続するグループを形成することは、これまでも多様にあり得たのである。

児童生徒を中心に考察した場合、「しつけ」や「市民的道徳」、「公共性」などをめぐっ

て、地域住民が教育力を発揮することもあり得る。従来、地域の「大人」が地域の「子ども」を集団的に育むことは、地域共同体において「自然」な営みであった。例えば、未成年者が喫煙していた場合に注意するとか、交通ルールを守らない児童を諭すといった行為は、日常的に行われている。しかし、今日では、「地域共同体」としての人間関係が消失している。また、「注意する」ことが反発を受け、結果的に殺傷事件になる、ということも決してまれではない。

こうした状況にあるからこそ、地域住民が組織的・集団的に児童生徒に対して「市民性」や「公共性」を育む教育活動が求められている、と考える。

(2) 世代間交流

児童生徒や青少年に対して、上の世代の人々が教育的な働きかけを行うことで、大きな教育学習効果をあげている場合もある。高齢者と子どもたちとの交流で、高齢者自身のアイデンティティの確立（社会的自己教育）が可能になると同時に、子どもが同世代の人間関係や家族との人間関係だけでは学習できないことを学習する（知識、技能の修得、価値観・行動規範の学習）ということが追求されている。

「地域の教育力」という場合、こうした「世代間交流」が一つのキー概念となるのではないか、と考える。

VIII. 結 び

子どもの成長発達には、学校で問われる「学力」だけでなく、コミュニケーション能力や「社会性」など、様々な要素で総合的に捉えられる必要がある。また、子どもへの「教育」は、学校以外の「社会的環境」の作用なども十分視野に入れて捉えられる必要がある。その意味では今日の子どもの生活実態からは、様々な問題が指摘されよう。

また、「教育」と「学習」との相互規定的な関係をとらえることで、より正確に子どもの主体性や、その主体性を育む条件について探究することが可能になる、と考える。

紙幅の関係もあるが、「教育」と「学習」をめぐっては、多くの吟味すべき点があり、今後具体的・実証的に深められるべきである、と考える。

〈注〉

- 1) 「社会参加」についての教育学的意義については、多少古くなるが、佐藤一子『生涯学習と社会参加』（東京大学出版会、1998年）などがある。
- 2) 教育の基本的なとらえ方として、社会システムとの関連で位置づけた場合、「社会化」という概念で整理されることが多い。例えば、社会学の領域では社会化について「最も広義に解された社会化は、子供や成人における社会的学習体験のすべてを指すが、より限定された意味では、個人が、自己の集団における適切な行動や是認された価値観を、他者との相互作用を通じて継続的に学習する過程をいう。さらに狭義にとれば、それは、個人が集団成員として受け入れられるに至る全体過程を意味する」（本間康平・田野崎昭夫・光吉利之・塩原勉編『社会学概論』新版第14刷、p.91、有斐閣、

2003年)としている。筆者もこうした視点を前提としているが、「教育」や「学習」についての概念整理、即ち定義はこれで十分だということではない。詳しくは、別の機会に論じたいと考えている。

- 3) 関連して電子辞書の功罪について触れておきたい。電子辞書は簡単に必要な情報を入手することができる。持ち運びもできるし、スペースもとらない。旅行などでも便利である。「辞書を引く」よりもスペル入力の方が早い場合も多い。
しかし、「赤単」や「豆単」レベルの情報の手で満たされることが多い中で、例文や説明文を読み込むことは少ない。結果として「辞書を引いて学ぶ」ということにはならない。問題なのは、「手っ取り早く情報を得る」ことに慣れ、依存する傾向になり、じっくり学習することができない、ということである。
- 4) 「社会的協同」というとらえ方については、鈴木敏正『教育の公共化と社会的協同』（北樹出版、2006年）を参照されたい。
- 5) 最近の子どもたちのおかれている状況について、様々な角度から分析を行う必要がある、と考える。その場合、現状を正確に捉えることが出発点となる。関連する文献として、例えば、日本子ども社会学会編『いま、子ども社会に何がおこっているか』（北大路書房、2003年）などがある。
- 6) 最近の子どもたちの食生活の実態について触れているものとして、例えば、岩村暢子『変わる家族変わる食卓』（勁草書房、2006年）や、田中葉子・鈴木正成・村田光範・福岡秀興・室田洋子・NHK「好きなものだけ食べたい」取材班『それでも好きなものだけ食べさせますか?』（NHK出版、2007年）、足立己幸『知っていますか子どもたちの食卓』（NHK出版、2005年）などがある。
- 7) 「いじめ」への対処については、大谷論文を参照されたい。大谷良光「学校におけるいじめの構造と克服への路～被害者も加害者もケアし、全ての子どもの人権意識を育成する取り組みを、担任、学校、行政、保護者、地域のコラボレーションで～」(『弘前大学生涯学習教育研究センター年報』、第11号、2008年)。
- 8) 「親父の会」の活動については、父親が「子育て」に参加することで、子どもの多様な可能性がひきだされる、という面が注目される。「子ども一母親」という関係が時に対立関係・依存関係に陥りやすいが、父親が入ることで緩衝機能を発揮したり、母親とは異なった面でより教育的な効果を発揮する、ということがあり得る。
また、父親としての子育ての参加によって、父親自身の成長や、夫婦間の子どもの教育についての共通理解が得られる、という面が期待される。
さらに、父親同士の交流が進むことで、家庭教育や学校教育についての理解が進み、家庭の「教育力」や「地域の教育力」を向上させる契機となり得る。
- 9) その具体的な例として、英語学習において辞書をひくということが十分行われなくなっている、ということが挙げられる。
- 10) 「好きなものだけ食べる」食生活との関連で、「食育」の必要性が様々な角度から問題にされている。児童生徒の食生活・食文化について考えた場合、一つの特徴として「すきなものだけ食べる」という傾向が顕著である。食生活において基本的に問題にされるべき「栄養のバランスのとれた食事」ということが重要である。しかし、「すきなものだけ食べる」という食習慣は多くの場合栄養のバランスを欠き、一方でのカロ

リー過剰摂取と他方での必要な栄養素の摂取不足をもたらす。保護者としては、「食べないよりは食べた方が良い」、「きれいなものを無理矢理たべさせようとして拒否されるよりは楽しく食べてもらう方が良い」といった感覚でいるようだが、結局栄養のバランスを欠くことになる。また、子どもの「好き嫌い」を野放しにすることで、「嫌いなこと・面倒なことを克服する努力を放棄する」という価値志向が定着してしまうことになる。

「生活のリズム」、「食事の際のルール」等々が、いわば「市民的ルール」として習得されるべき範囲として設定し得ると考えるが、現在の子どもたちは、家庭教育の範疇では十分な教育効果を上げていない、という側面を否定できない。

- 11) 地域づくりとの関連では、「内発的発展」との関わりで深められるべき論点も多い。例えば、宮崎隆志・鈴木敏正編著『地域社会発展への学び』（北樹出版、2006年）を参照されたい。

学校におけるいじめの構造と克服への路

～被害者も加害者もケアし、全ての子どもの人権意識を育成する取り組みを、
担任、学校、行政、保護者、地域のコラボレーションで～

大谷 良光

I. はじめに

いじめは学校内で常に発生しており、被害者も加害者も心を痛めている。本論はいじめ問題をこのような立場で理解し、学校におけるいじめの構造と克服していく路～取り組みの緊急ポイント～を論究することを目的としている。そして研究方法は学校におけるいじめの外的側面からの把握、すなわち学校におけるいじめの歴史、いじめの段階と態様、いじめの実際、の視角より検討しいじめの外的構造を明らかにする。また、いじめの発生する背景を分析し、それらからいじめ克服の路を述べたい。

本論は、弘前大学生涯学習教育研究センター主催の講演会の記録を基に書かれているため、口語調の文面になっていることお断りしておく。

まず、近年発生したいじめ自殺を再現してみる。

「どうして僕はここにいるんだろう」「いなくなりたい」「死んでしまいたい」。

学校での休み時間、本当なら友達とくだらない話をして過ごしたりするこの時間が、彼にとっては苦痛以外の何ものでもない。教室中に、がんがんと鳴り響く机を叩く音。同級生数人が彼の机を取り囲み、冷たい目をしながら彼の机を叩いている。他の同級生は、ただ見ているだけで何もしない。ひそひそと耳打ちをしながら、迷惑そうな顔をしながら、ただそこで起きている出来事を見ている。「死ぬ」「消えろ」「うざい」。同級生たちから浴びせられた言葉。自分の存在が全て否定されるような数々の言葉が、まるで鋭い刃物のように、彼を何回も何回も刺し続けた。「僕はもう生きていけない、生きてちゃいけないんだ」。彼の中には、「絶望」という二文字しかなかった。

被害者のA君は、福岡県のとある公立中学校の2年生だ。家は大豆畑に囲まれた一軒家で、温かい家族に見守られて育った。バレーボールが大好きで、部活ではアタッカーもしていた。小学校5、6年生の時、いじめられていた友人を守ろうと、いじめが無くなるまで家に送っていた。正義感が強く、何より友達思いの優しい男の子であった。

そんなA君が突然、「学校に行きたくない」と母親に漏らした。彼が中学校1年の1学期のことである。一体、彼に何があったのだろうか。その少し前のこと、息子の早退が多いことを気にしたA君の母親は、当時(中学1年)の担任にそのことを相談した。担任は学年主任もしていて、生徒からも人気のある先生だった。「これで早退することも少なくなればいいけど」と母親は思っていた。ところが、その後相談を受けた担任は、他の生徒たちがいる前で、A君に「インターネットのサイトばかり見てるんじゃない」と「指導」した。母親から相談された「早退」についてではなく、帰宅後にインターネットサイトを見ていることについて話したのである。

子どもたちにとって、教師の言葉の影響は大きい。教師が何気なく言った一言でも、子どもにとっては、それが大きな傷となって残ることもある。担任はさらに、こんな言葉をA君に投げかけた。「偽善者にもなれない偽善者」。それはある生徒が落とした消しゴムを、A君が拾ってあげた時のことである。担任教師は、冗談まじりで何気ない一言のつもりだったが、A君にとっては、先生に裏切られ深く傷つけられた言葉であった。「先生は僕のことが嫌いなんだ」。

いじめは、担任教師の言葉も影響し、あつという間に広がっていった。「うざい」「死ね」「きもい」などの言葉の暴力、無視、仲間はずれは当たり前。周りが全員敵に見える毎日の中で、A君は耐え忍んだ。しかし、いじめは終わることなく、日に日にエスカレートしていった。ある日、A君は男子トイレでF男、G男、H男の3人に羽交い絞めにされ、押さえつけられて、ズボンを無理やり脱がされそうになった。必死に抵抗したが、一向に止める気配はない。「助けて」と叫んでも、誰も助けに来てくれない。A君は、何とかしてこの状況から逃れようともがき続け、押さえつける手が緩んだ隙にその場から逃げ出すことができた。

「もう死にたい。これから僕、死ぬけん」と、A君はすれ違った同級生に振り向きざまに告げた。その同級生は信じられず、しかし言いようのない不安に駆られ、A君に「親に相談してみなよ」と、助言した。それに対しA君は、「親に心配かけられん」と言って、悲しみの色が混ざった笑顔を浮かべ、「バイバイ」と手を振り、行ってしまった。同級生も「まさかな」と思い帰宅した。しかしその日の夜、A君は自宅の倉庫で首をつって自殺した。残された遺書には、両親への謝罪と感謝の言葉、そして「いじめられて、もう生きていけない」と書かれていた。

数日前、A君は家族に対していつにも増して優しくなった。母親が帰宅すると、「お帰り」「勉強してたよ」と声をかけてくれた。「どうして気づいてあげられなかったのだろう」「助けてあげられなかったのだろう」。両親は、悔やんでも悔やんでも悔やみきれず、悲しみに暮れた。さっきまで生きていた息子は、もうこの世にいないという現実には、なかなか向き合うことができなかった。同級生たちも、「こんなことになるとは思っていなかった」「なんてことをしてしまったのだろう」と、罪の意識に苛まわれた。

このいじめは、一人の尊い命が失われることによって、幕を閉じた。しかし、これで終わりではない。A君は私たちに訴えている。「僕みたいに、いじめで苦しむ子どもがいなくなってほしい」と。

(文責-K.M)

紹介したいじめが原因の自殺事件は、2006年10月福岡県筑前町の中学校で起きたものである。当時の報道記事とその後母親の森美加さんが講演した記録をもとに、授業科目「総合演習－いじめと生活指導」の受講学生が再現したものである。「僕みたいに、いじめで苦しむ子どもがいなくなってほしい」、筆者の研究動機はこの一点にある。

II. いじめ問題の概観

1. いじめ自殺事件の歴史

筆者が以前勤務していた東京都町田市忠生中学校での教師による生徒殺傷事件(1983年)があった頃、1979年から1983年、全国の中学校は荒れに荒れていた。この社会的背景は、1970年代の2回のオイルショックが関係しており、高度経済成長期が終わって、一気に不況の路に入った日本の経済状況が反映していた。この解決として、学校は警察と協力して管理体制を引き、全国的に力で押さえ込んだと言われている。力で押さええた後は、いじめや不登校という内的問題行動がじわじわと広がっていった。

そして1986年、東京都中野区の富士見中学校2年生の鹿川裕史君が、「葬式ごっこ」と言われたいじめが原因で自殺した。この事件をマスコミが大きく取り上げた。この時期を、専門家は“いじめ自殺Ⅰ期”と呼んでいる。しかしⅠ期に入る前にいじめ自殺は校内暴力報道の影でクローズアップされなかったが、埼玉県福岡市第3中学校1年生の林君（在日朝鮮人三世）のいじめ自殺などがあった。このいじめ自殺Ⅰ期時、青森県でもいじめが原因の自殺があった。野辺地中学校2年生の熊沢憲君である。この頃から文部科学省（当時は文部省。以下「文科省」と省略）がいじめ実態調査を始め、いじめ問題に直面した全国の中学校も様々な取り組みをした。その結果、表面上はいじめが収まったかのように見えた。

しかし、10年後にいじめ自殺Ⅱ期（1994～1996年）が訪れる。この期で最もマスコミに取り上げられたいじめ自殺事件は、愛知県東部中学校2年大河内清輝君のものでその悲惨さ残酷さが人々の関心を高めた。このⅡ期では3年間で36名がいじめが原因で自殺している。この期に文科省のいじめ実態調査の方法が変わり（1994年）、また、文科省の調査研究協力者会議が「いじめ問題に関する総合的な取り組みについて」という報告書を発表した。その後、新自由主義教育が教育界を覆い、学校間競争、教師間競争が奨励される中で、各県・各学校は「いじめ撲滅、いじめゼロ」という運動を展開した。その結果、調査報告ではいじめは減少したが、「いじめ隠し」が横行し、2006年度にいじめ自殺が再びクローズアップされた。これがいじめ自殺Ⅲ期である。このようにおよそ10年サイクルでいじめを原因とした自殺の連鎖が発生している。

2. いじめ定義といじめの段階・態様

文科省はいじめを次のように定義してきた。

まず、いじめ第Ⅱ期の1996年調査研究協力者会議報告の中で、「①自分より弱いものに対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的にに加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお起こった場所は学校の内外を問わない」（下線は筆者）としていた。

しかしこの定義では被害を適切に特定できないということで、2007年1月に、「当該児童生徒が、①一定の人間関係のある者から、②心理的・物理的な攻撃を受けた事により、③精神的苦痛を感じているもの」と修正した。以前の定義から一方的・継続的・深刻という表現が無くなった。そして2007年11月に文科省が発表したいじめ実態調査はこの定義により行われ、その結果、調査報告に対しマスコミは、いじめ定義の変更によりいじめ件数が6倍になったと報道した。この報道は果たして適切なのかという疑問がある。この件については後述する。

さて、一口にいじめと言っても色々な様態や段階がある。それを把握するために作成したものが表1である。

まず、いじめを4段階に分けた（折出、2005）。一方的な嫌がらせ（言語性）、一方的排除・無視（間接性）、同化した上での身体的・心理的攻撃、集団による迫害と恐喝、である。これらの段階でのいじめの態様と、文科省が調査した態様に対する割合（複数回答）が下段に記されている（2007年発表）。例えば第1段階では、「冷やかす・からかい・悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が66%、それから言葉での脅し…となる。「パソコンや携帯電話等で、誹謗や中傷や嫌なことをされる」が4%で、これは今年度の調査から新しく入った基準である。この段階を筆者は「初期いじめ」と呼んでいる。

表1 いじめ態様の把握図

2007年版

図の目的 - いじめの場面と様態は多種多様であり、いじめの様態を、加害者の意識に基づきいじめの性格といじめのプロセスの両面から把握し、克服の対策を作るための把握図

加害者の意識に基づくいじめの型(性格)	<div style="text-align: center;"> 非行型 遊び型 </div>				《型の特徴》
段階(プロセス)	一方的いやがらせ(言語性) 1段	一方的排除・無視(間接性) 2段	同化した上での身体的・心理的攻撃 3段	集団による迫害と恐喝 4段	<p>《非行型》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陰湿で継続のないいじめが多い ・学級が荒れている中で生じやすい ・加害者グループに核が存在する ・学級でいじめは周知の事実となり、快観者群、傍観者群が存在する ・加害者はいじめの事実を素直に認めない傾向が強い <p>《遊び型》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害者はおもしろ半分、からかい半分で、罪の意識がないか、うすい ・小グループ内で、また、学級内の子どもに知られないところで起きている場合が多い ・この型、段階での発見と指導が大切
いじめの態様の具体的な内容例	<ul style="list-style-type: none"> ・いやがるアダナ ・菌ごっこ ・悪口 ・からかい ・軽くたたく ・軽くける ・おどす ・メールでのいやがらせ等 	<ul style="list-style-type: none"> ・くつ等ものを隠す ・ものが壊される ・ものに落書きをする ・仲間から外す ・学級等集団単位での無視 ・グループ内の外し、外され 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団でたたく、ける、トイレに閉じこめる等の暴力行為 ・窓から吊す等生命に関わる暴力行為 ・金品の強要 	<p>その他(4%)</p> <p>*2006年度調査。(%)は発生総数に対する構成比の割合で、複数回答。</p> <p>*段階は折出健二の説を踏まえている。『いじめに取り組んだ国々』(2005年参照)</p>	
文科省の態様の区分	<p>冷やかしかからかい 悪口や脅し文句、嫌なことを言われる(66%) 言葉での脅し(27%) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれる、蹴られる(18%) パソコンや携帯電話等で、誹謗や中傷や嫌なことをされる(新基準)(4%)</p> <p>《初期いじめ》</p> <p>仲間はずれ、集団による無視(25%)</p> <p>ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られる(5%) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられる(7%) 嫌なことや恥ずかしいことをされたり、させられる(5%)</p> <p>金品のたかり(2%)</p>				

この4段階をもう少し大局的に見ると、はじめの方が「遊び型」、後ろに行くに従って「非行型」と言うように位置づけられ、それらの型には特徴がある。

「非行型」は、陰湿で継続的ないじめが多く、学級が荒れている中で生じやすい傾向があり、加害者グループに核が存在するケースが多く、学級でいじめは周知の事実となり、快観者（自分は加わらないが快感を得て観ている者）群、傍観者群が存在する。そして、発見されても加害者はいじめの事実を素直に認めない傾向が強い、という特徴がある。

「遊び型」は、加害者はおもしろ半分、からかい半分で、罪の意識がないかうすく、小グループ内で、また、学級内の子どもに知られないところで起きている場合が多い。筆者はいじめ克服に、この型・この段階（初期いじめ）での発見と指導がもっとも大切と考えている。

また「非行型」、3から4段階のものは、森田等の調査（1999）によるといじめ件数の大体1割位で、半年からそれ以上続くということである。従って、「遊び型」が「非行型」に転じないために、「遊び型」——初期いじめの指導が大切となる。

Ⅲ. いじめの実際

「いじめ隠し」で問題になった文科省調査の2005年度いじめ発生件数は、全国平均で子ども1000人あたりで1.6人だったものが、2006年度で8.7/1000人になった。小学校では発生件数1.0/1000人、中学校では4.8/1000人。青森県は、2005年度2.6/1000人、これは全国3位の発生件数であったため「青森いじめワースト3位」と新聞に取り上げられた。そして、2006年度は7.0/1000人に増えた。小学校は2005年に0.6/1000人だったものが2006年には5.9/1000人に、中学校は同じく7.8/1000人から14.3/1000人になった。2004年度はいじめを理由とする検挙・補導数は全国で326人、2005年度は4割増の460人、そして暴力行為の7割が中学生であった（表2参照）。また、いじめ自殺までには至らなくても、いじめが主因で不登校状況になる子ども、転校して避難している子どもがデータでは報告されていないが一定数いることも事実である。

表2 いじめ発生率 1000人当り

	いじめ				暴力行為			
	全 国		青森県		全 国		青森県	
発生年度	2005年	2006年	2005年	2006年	2005	2006	2005	2006
全 体	1.6/1000	8.7	2.6/	7.0	2.6/1000	3.1	3.1/	3.6
小 学 校	1.0		0.6	5.9				
中 学 校	4.8		7.8	14.3				

*年度は、発生年であり、調査発表年ではない

*暴力行為一校内暴力（生徒間暴力、物破損、対教師暴力など）と校外暴力の合計

「いじめ隠し」報道をマスコミが大きく取り上げた2006年11月に、青森県では五所川原市がまず緊急調査を行い、続いて弘前市も緊急調査を行った。その結果まず弘前市から見

ると、緊急調査をしたところ、7ヶ月間で小学校147件、中学校132件で、1000人あたり13.8人、中学校22.4/1000人であった。しかしその期間の解消数は小学校で135件、中学校で131件、つまり解消されていないのは、小学校で7件、中学校で1件である。

五所川原市では小学校が34件(9.3/1000人)、中学校が59件(30.9/1000人)であった。青森市は緊急調査をしていないため、2007年11月の市議会答弁から計算すると、2006年度一年間で小学校31件(1.8/1000人)、中学校97件(3.39/1000人)となる。これは、弘前市や五所川原市の緊急調査に比べて極めて少ない結果である(表3参照)。八戸市については調べることが出来なかった。実際をもっとイメージしやすくするために、一クラス35人学級と仮定すると、弘前市の緊急調査の場合では、小学校では0.5人/1学級、中学校では0.8人/1学級という発生件数となる。これでも実際の数より少ないと筆者は考える。

表3 2006年いじめ認知件数(緊急調査等)

年 度	弘前市のいじめ緊急調査						五所川原市緊急調査		青森市	
	2003 件数	2004 件数	2005 件数	2006.11		2006.11		2007.11 市議会		
				件数	/1000	解消数	件数	/1000	件数	/1000
小学校	10	3	1	147	13.8/	135	34	9.3	31	1.80
中学校	15	17	46	132	22.4/	131	59	30.9	97	3.39

*弘前市 2006年度は4月より11月までの件数。五所川原は4ヶ月間の発生件数

*いじめ認知基準は、両市とも文科省の旧いじめ定義である

では、どれが実態に近いと見るべきか。そこで、2007年文科省発表における熊本県の結果に注目する。熊本県は他県に比べて飛び抜けて多い50.3/1000人であった。マスコミの一部は「熊本県はどうなっているんだ」と叩いたが、生活指導に関する研究者は、森田洋司(1999)の調査研究を裏付けるものと注目している。熊本県教委は、公立学校20万人の小・中・高すべての児童・生徒に対して2006年11月に緊急のアンケート調査を行い、さらに、2007年1月に継続調査を行ない、以後その年度の6月に毎年全県調査を行うことを公表している。

表4によれば、子ども達が調査に対して「いじめられている」と訴えた数が30,682件であった(旧いじめ定義)。そして、学校がその後子どもへの聞き取り調査を進め、明らかにいじめであると認定した数が、11,205件であった。調査回答者の5.6%である。子どもの訴

表4 熊本県の2006年緊急調査

	回答者総数	訴え数・率		認知数・率			訴と認知差 %
		件数	率%	件数	率%	/1000	
小学校	106,913	21,811	20.4	7,123	6.7	66.6	13.7
中学校	55,140	7,060	12.9	2,421	4.4	43.9	8.5
県立高校	39,149	1,811	4.6	1,649	4.2	42.1	0.4
合 計	201,202	30,682	15.2	11,205	5.6	50.3	9.6

*回収率 99%

*認知数は2007.11の文科省発表 - 50.3人/1000人

*一クラス35人として、小2.3人、中1.5人

えと学校が認知した差に注目すると、小学校では訴えがあった数より認知数の方が13.7%も少ない。しかし学年が上がるに従って、ほぼ両者が一致してきている。これを35人学級に換算すると、1クラスあたりいじめの発生は1年間で、小学校2.3人、中学校1.5人になる。先行調査研究や学校現場にいた筆者の経験によっても、この熊本県調査が実態に近い数値といえる。この熊本県の調査は学ぶところが多々あるため、丁寧に検討したい。

表4において、小学校の場合、子どもの訴えと学校の認知の差が大きかった。どこの学年の差が大きかったかという点、小学校3・4年生である(資料1-問1参照)。「ギャングエイジ」のこの頃は、自己主張が芽生えトラブルを起こしつつ成長する時である。そして、いじめ問題がマスコミで連日取り上げられ、また保護者も「我が子はいじめられていないか」とアンテナを高くしているため、当然子どもの脳裏には「いじめ」の用語が焼き付いている。そんな時、自分が嫌なことをされたらそれは「いじめ」、トラブルもいじめ、となる可能性が高かったと思われる。そこで先生方が聞き取りを行い、トラブルといじめを区別し、いじめと認知した数が表4の結果になったと思われる。

熊本調査の問2(資料1-2)の「誰からいじめられましたか」という質問に対して「同級生」が78.0%で一番多い。これは森田等の調査(1999)でも80%でありほぼ同率である。この質問の関心のもう一つは、いじめの加害者を「先生」としたものが、全体で1.7%、高校で8.3%もあったことである。そのいじめの具体例を見ると、教師の人権感覚の低さによるもので、例えば、授業中に代表で音読をしているときに「ふりがなを振ってやらないと読めないね」と教師が嫌みを言う。しかし、子どもの自分勝手な言い分と思われるもの、例えば、「給食の嫌いなものが出たときに無理矢理食べさせられた」などである。同じ事項でも教師と子どもの人間関係により、捉え方は様々だが、少なくとも教師の人権感覚の低さによっていじめだと捉えられているものもある。これは前述した福岡の森君の事件にも共通していると考えられる。

次に、問3の(資料1-3)「どんないじめを受けましたか」に対し、「インターネットの掲示板などに悪口などを書かれた」は、文科省の全国調査では4%だったが、熊本では2.3%だった。これは携帯・インターネットの普及率に関係していると思われる。青森県も熊本県と同じくらいの携帯電話の保有率なので、このくらいの率で青森県でも「ネットいじめ」が発生していると考えてもおかしくない。

問4(資料1-4)の「いじめは今も続いていますか」の問に対し、4月から11月の間継続しているは全体で32.6%あった。「続いていない」が66.0%である。継続したいじめのうち、2007年の1月の再調査時までに「解消した」というのは85.8%、「まだ解消していない」は14.2%であった。1,426件のいじめが指導後も継続していることを示している。そのいじめの態様は、「言葉によるもの(悪口、冷やかし)」「行動によるもの(仲間外し、命令、もの隠し、暴力、無視、掲示板への書き込み、悪質メール)」等(問5-資料1-5)で、「非行型」の特徴を持つものと推測される。

そして問9で、「いじめで、死ぬほど苦しんだり、悩んだりしたことがありますか」の問に対して、全体の10.6%が、特に中学生では15.1%が「死にたいほど悩んだことがある」と回答していることに注視する必要がある。

また、問18で「いじめられている人が『死にたい』とっているのを聞いたことがありますか」について、およそ6%が聞いていると回答している。これらからいじめ自殺予備

軍はいると考え対応することが必要と思われる。「自分で死にたいといっている人が本当に死ぬか？」と一部の心理学者はいうが、森君の例を見ても友達に「死にたい」と漏らしていたことが後日確認されている。そして、いじめで苦しんでいる子ども達が学校にどんなことをして欲しいかという問10(資料1-6)に対して、先生方は「みんなをきちんと見て早く気づいて欲しい」(小学校)、「生徒一人一人に目を向け、いじめを無くして欲しい」(中学校)と回答している。このようにいじめられている子ども達は助けを求めており、教師はもっと意識する必要があるといえる。

IV. いじめの背景～いじめ問題のとらえ方

1. 学校における「新たな荒れ」

筆者はいじめを子どもの「新たな荒れ」現象の一つと把握し、「新たな荒れ」の克服の脈絡に位置づけ対応することが適切であると考えている。「新たな荒れ」は、1990年代新学力観が謳歌される中で、社会的には「バブル」崩壊後の不況期から顕在になった事象と理解している。

「新たな荒れ」の子どもの現象として、①ムカつく、イライラ、不安感を持つ子ども達の増加、これは調査でも年々増えている。②ちょっとしたことですぐキレル、暴力的になる子ども(外的問題行動)の顕在化である。③不登校等内的問題行動を抱える子どもの一定数の存在、これも増えている。そして、④いじめの陰湿化と継続化、という特徴がある。

そこで、「古い荒れ」に対しての「新たな荒れ」の特徴は、一つは目的的な攻撃的行為でなく、遊び的要素が強い行為である。いじめをしていた子ども達を指導すると、「いじめてるんじゃない、遊んでいるんだ」という答えが返ってくる。次に攻撃されるもの(被害者)とするもの(加害者)との間に因果関係がない。いじめられたものがいじめ側に転じたり、いじめていたものがいじめられたりするケースでもそれはいえる。三つは特定のグループが中心に問題を起こすのではなく、無差別的に発生することである。かつては番長組織があったが、今は組織だっていないものが多い。いくつかのグループがあり、それもメンバーが入れ替わり問題行動を引き起こす。その特徴的なグループが今は「ヤンキー」と呼ばれている。このヤンキー(髪を金髪に染めている)を学校に入れるか入れないかで、青森県の少なくない中学校で指導に混迷し、子どもや保護者と対立している。

このような学校・教師と子どもや保護者の持つ、常識・習慣・規律・文化の価値観の違いからズレが生じ、その結果として問題児とみられる傾向もある。例えば丸刈りの時代は、長髪の子どもの問題行動を起こす傾向があるといわれていた。今でも黒髪が標準とされているため、パーマや茶髪は問題行動であると学校は判断する場合もある。このような文化に対する考えの違いで先生方から見て問題行動だと捉えられることもある。

2. 「新たな荒れ」・いじめの背景

「新たな荒れ」いじめの背景としては、第一に、子どもにとって学校がおもしろくない・ストレスがたまる等、学力競争社会の弊害が指摘できる。例として、資料2にあるように、塾や私立学校のいくつかはクラスを成績順に編成している。ひどい所は成績順に座席を決

め並ばせてる。従って、資料2の潤也君のように、胃液がこみ上げるようなストレスが少なからず子ども達を覆っているのである。今でも、学力向上対策として学校では少人数学級よりも習熟度別・能力別学級編成による授業が普及しているが、こういったものが子どものストレスにどのように影響しているかということも検討しなければならない。そしてこれから再び全国学力テストによる学力競争時代が始まろうとしている。文科省も学校間競争、子ども間競争にならないよう配慮すべしと述べているが、学力テストを奨励した経済界の関係機関は「もっと競争させよ」と指示している。逆にPISAリテラシー世界一のフィンランドは、学びあいの授業を奨励し、競争でない連携を求めている。したがって、筆者は過度の競争を強いるシステムにいじめ問題の元凶があるのではないかと考えている。

第二に、社会格差の拡大(生活の困窮・親の多忙等)による子どもへの影響である。ここ10年で格差が急速に広まり、親は長時間労働にかり出され、子どもと食事が一緒にできない、会話ができない家庭が増えている。その証としてコンビニの深夜利用客の増加がある。また、筆者が中学校に勤めていた時、今まで普通に学校に通っていた子どもが急に荒れ出したため、おかしいと思って家庭訪問したところ、父親がリストラにあい、昼間から酒を飲んで子どもに当たるため、その子どもが学校で荒れるという事実があった。このような例が多数あり、「家庭崩壊」——家庭での生活が狂うことによって、子どもに大きなストレスが生じていると思われる。

では、格差拡大の「勝組」はどうかと言うと、「勝組」の「家庭崩壊」による子どもへの被害も多数報告されている。バット殺人事件や医者の子ども、弁護士の子どもなど、「勝組」と呼ばれている家庭での家庭不和・過保護・過干渉などによる事件もマスコミで何回も取り上げられた。

その他、いじめを助長する一部マスコミや文化の問題がある。ある作家が、「情報化は子どもに悪い学習の機会を増やす時代である」と言った。そして、子どもの脳(興奮と抑制の「不活発型」の増加)の発達の問題も挙げられる。紙幅の関係で事例は省略する。

このように様々な要因がある中で、学校・教師の状況はどうかとみると、「教育改革」による教師の多忙化と「教員評価制度」等による教師間競争によって、「同僚性の破壊」が進んでいる。問題行動のある子どもについての情報交換や取り組みについて職場で話し合う時間が生み出しにくくなり、子どもと接する時間すら取ることが困難になっている。提出する書類づくり、新たな企画の相談等に追われ、学校でなくオフィスになったと揶揄される状況も生まれている。実際10年前に比べて学校は1.2倍、いや1.5倍、いや2倍忙しくなったという声が聞こえている。

今まで新米・新卒教師は職場で育てるものであった。ところが超多忙な職場で何が起こったか。去年6月に東京都新宿区の新卒1年の女性教師が自殺する事件が起きた。学校の支援体制が無いに等しく、校長は指導案の提出を厳しく求め、相談する同僚がいない中で追いつめられての自殺であったと聞く。自殺までいかなくても、精神的疾患になった若い教師が全国に多数いる。

第三に職場のいじめ、社会でのいじめが子どもの世界に反映していることが指摘できる。紙幅の関係で事例は省略するが、このようないじめの背景は多面的・複合的であると考えられる。

ところが文科省が昨年出した『いじめ対策の報告書』は、背景の分析が弱いものであった。勘ぐれば、格差社会の是認と学力競争による学校のひずみについては、自らの政策的立脚ベースを否定するものに繋がりがねないからではないかと思われる。さらに、「教育再生会議」の「いじめ対策緊急提言」に至っては、「いじめは悪い、懲罰重視。」である。いじめ加害者の背景の分析と加害者もケアする立場でこの問題に取り組まなければ、事態をさらに悪化させることは現場にいるものならばだれでもわかることである。だからこそ、背景や特徴を分析し理解するということが、いじめ克服の方針を持つ上で大切である。

V. いじめ克服の路—取り組みのポイント

いじめ克服の路を、学校内の取り組みと学校外に分け、筆者の経験と前述のいじめの背景の分析の結果を踏まえ、そのポイントを述べる。

1. 学校・学級での取り組み

(1) 全学級での定期的ないじめ調査

いじめ克服には、いじめの発見が前提になる。そのため、全学級での定期的な「いじめ調査」が必要であり、教員の現状認識の共有が求められる。文科省の2006年調査、2007年調査において教師の見聞きによる発見率は20～21%であった。ところが2007年調査から「アンケート調査など学校による取り組みの発見」という項目が入り、熊本県のような全県的な調査もあったため、この項目での発見率が23.5%となり、両合計で5割が学校内での発見となった。どんな方法であれ、いじめについての調査を定期的に行うことは、いじめの発見とともに、「いじめは許されないこと」という世論を醸しだしいじめの抑止力になる。

(2) 初期いじめの指導と子どものトラブルの指導

筆者はいじめの態様・段階の把握図で、1. 2段階で「遊び型」のいじめを初期いじめと定義した。これらのいじめは、子ども間のトラブルから発生するものが多く、いじめ認知数の8割を占めていると思われる。文科省のいじめ調査において、学校が認知数として認めるか認めないか、発見しているかしていないかは、この初期いじめの認知と扱いにあると推測される。そして、この初期いじめへの学校、教師の感度が、調査の差となって表れていると思われる。したがって、トラブルや初期いじめを把握し、被害者、加害者、傍観者への指導を行い、それを人権教育に位置づけ、学年や学級で恒常的に追求していくことがいじめ克服にとって最も大切なことといえる。

いじめ指導にはマニュアルはない。しかし指導原則はあると筆者は考えている。

原則第一は、被害者を守ると言う教師の姿勢であり、いじめという事実から理屈をつけて逃げない、一般的な『いいわけ』指導で終わらせないことである。すなわち、いじめが発生したら徹底的に指導するという立場が堅持できるかである。私の知る限り、教師がいじめの場面に遭遇したとき加害者が言う「被害者の否定的側面」に教師も同調し、「君にも責任があるよ」的な指導をする場合が結構ある。また、いじめ事件の新聞報道で、いじめ発生校の校長や教師が「学校では常にいじめはいけないと指導してきました」

「担任が子どもたちと話してきました」と弁明するが、これは指導にならない。注意や指示でいじめはなくならない。いじめは絶対に許さないという教師の姿勢を堅持し、まず被害者を守るという立場で手だてを組まなければならない。

第二に、事実を出来るだけ客観的に把握すること。被害者、加害者からの聞き取り、周りからの聞き込みである。加害者が多いときは、学年の教師集団が分担して対応する必要がある。

第三は、他の教師や学年、管理職との連携で指導にあたることである。若い教師は指導方針の相談を含めて対応する必要がある。ただし、指導の主体は担任教師であり、他の教師は指導方針のアドバイスと役割分担による支援が基本となる。いじめは段階が上がるにしたがいその対応が複雑になっていく。継続しているいじめで一例をあげる。ある中学校1年生でいじめがあり、被害者が一人、加害者が六人いた。そして加害者の子どもたちがいじめの事実を否定し、加害者の親が我が子を信じて学校に抗議してきた。保護者の人数で言うと1対6の関係になり、担任は多数の加害者の言い分に押され躊躇し、被害者の否定的側面を非難することで自らを合理化する傾向が生じ、解決に時間を要した。このような時に重要なのは、教師のスクラムであり、教師が分担して対応していくことである。ただこのときに注意しなければならないことは、指導の主体はあくまでも担任であり、被害者も加害者も傍観者もその後担任とともに学習・生活するため、その後の人間関係も考えるならば担任が前面にたって指導し、他の教師は支援するというスタンスが肝心となる。

第四は、被害者のケアと居場所を作り、保護者と密に連携することである。これはわかりやすいことと思うので事例は割愛する。

第五は、加害者への厳格な指導と、ケアが重要である。前述したように加害者もストレスを抱え、さまざまな問題を抱えており、つまりいじめっ子もある種の社会的被害者であるという理解が必要である。そういった視点が、「教育再生会議」の提言には抜け落ちている。この立場を堅持しない限りいじめはなくならない。その意味でも、加害者の親を含めた保護者との連携、日常的な保護者との信頼関係の構築が鍵となる。学級新聞の発刊による親との連携や信頼に基づく学級づくりが行われていると、いじめが発生してもすぐに解決することができる。ところが普段親との連携がないと、事件が発生してもこじれてしまうことが多くなる。

第六は、快観者・傍観者を含め、学級・学年全体への指導を発生したいじめ指導を通して、人権教育へ発展させることである。幾つかの事例では、いじめ指導を加害者・被害者の指導のみに止めおくことがあるが、人権が軽視される社会風潮がある中でいじめは何度でも芽が出る可能性があるため、倫理にまで高めておくことが道德教育として必要である。

この六点がいじめ指導の原則と考え、大学の「総合演習」の授業では、具体的な事例を通して学生に指導している。一つ具体例として、いじめに繋がる暴力の指導を通して、学級のルールを作った、小学校4年の齋藤修先生の実践記録の一部(資料3)を紹介したい(資料3参照)。

さて、トラブルと初期いじめの指導の研究のため、また、学生の生活指導力を養成するため、大学の「いじめと生活指導」の授業において、学生に自己開示を求めいじめに関

わる体験記を書かせ、それを読みグループで意見交換をして客観化させることを試みた。受講生の中で、いじめられた経験のあったものが4人(29%)、加害者だったものが5人(36%)、傍観者だったものが5人(36%)、いじめと全く遭遇しなかったものが3人(21%)、加害・被害・傍観者の両経験のあるものもあった。その後、自分が教師になったら自分が体験した事例に対してどのように指導していくのかという、方針を立てさせ、指導のシミュレーションを書かせた。もちろん、その前にいくつものいじめに関わる教師の実践記録を読み、グループで検討し深め、いじめ指導の6原則や学級づくりの見通しなどを学んでいる。

その中で、傍観者でいた学生の記録を一つ紹介したい。中学2年生の時に転校してきた女子生徒が女子のグループのいざこざからはじき出されいじめられていた。担任もいじめは知っており「指導」していたがいじめはなくなりエスカレートしたため、再び転校することになった。結局男子の自分等は守ることができず、今でも心の荷になっていたことを、初めて体験記を書くことで告白した。そのレポートは参加者の心を打つものであった。そういう被害の苦しみ・加害の苦しみ・傍観の苦しみの体験は、多くの子どもたちに内在しているものと思われ、だからこその他の学生の心の琴線に触れたものと思われる。学生の苦しかった体験を踏まえ生活指導力を養成することは、理論を生きた事例を通して実践力に高めるリフレクションの有効な方法であると思われる。

(3) 学級集団づくり ― 満足型の学級経営

いじめを許さない、いじめが発生しにくい土壌のある学級集団をどのように作ればよいか次に検討したい。河村(2007)は、学級の状況といじめの発生に関係に注視し、「学級タイプ別といじめの出現率」を大規模調査により明らかにした。学級のタイプを彼等が開発した「学級集団アセスメントQ-U」で学級ごとに子どもに対しアンケートを行い、小学校で4タイプ、中学校で5タイプに分類した。「Q-U」アンケートは、教師による管理・ルールの確立と、学級のリレーション(ふれあいのある人間関係)の度合いによる学級の状況を調査するものである。「管理型学級」とは担任がきちと管理している学級のこと、「なれあい型学級」は教師の管理が行き届かない状況のこと、「満足型学級」とは、ルールとリレーションがある学級のことである。この学級タイプにいじめ調査をクロスさせ、小学校では「満足型学級」でのいじめ発生数は、児童・生徒100人当たり1.4人、「管理型学級」は3.4/100人、「なれあい型学級」は5.6/100人、中学校では「満足型学級」が0.9/100人、「管理型学級」は1.4/100人、「なれあい型学級」は1.8/100人、「荒れ始めの学級」は4.5/100人である。

学級のタイプによっていじめの発生が違うという調査研究は、いじめ克服の学級づくりに展望をもたらすものである。結論を先取りすれば、ルールのある自治的な学級づくりと心のふれあう(リレーション)学級をつくることを目標にすることといえる。その取り組みの骨格は、第一に、子どもによる自主的・主体的なルール作りである。前述した資料3の齋藤先生の実践は、子どもたちの中に喧嘩があった、それを子どもたちの話し合いを通してルールを決めさせていくものである。このように、教師がルールを押し付けるのではなく、学級で起こる問題を捉えて子どもの納得によりルールを決めていくことで、自立性が育っていく。そのために、学級やグループでの人間関係の指導と子ども集団づくりが課題となる。その方略は、フォーマル(班)やインフォーマルなグループ

での活動、リーダーをどう養成していくか、グループ・学級でのディスカッションの指導の三側面があると考えられる。

もうひとつはリレーション（心のかよいあい）の指導を系統的に行うことである。これは河村等が行っている、構成的グループエンカウンターの手法に学ぶ。心のかよいあう人間関係を、ゲーム（エクササイズ）をしながら形成していく方法は、今教育界のブームになってきている。

したがって子ども学級集団づくりとリレーションを統一させ学級づくりを展開することが、満足型の学級経営になると思われる。しかし、青森県教育委員会研究センターの生活指導に関わる研修内容は、リレーションに対する研修講座は開かれているが、子ども集団づくりによる学級づくりに対する研修はない。もっと自治力の形成めざす学級づくりの研修会の実施が必要である。

(4) 児童会・生徒会での子ども自らのいじめ克服の自主的な活動の促進

カナダのアラン等の実践的研究（2007）によると、いじめの抑止力には子ども達によるいじめ調査が有効であると報告されている。学校や教師が行うのではなく、子ども自らが行うのである。子ども自身の取り組みとしてはさらに、いじめ問題の弁論大会やパトロール隊等の実践もある。日本でもいじめ対策の先進県の実践報告では、生徒会が呼びかけて集まった子どものボランティアによる「子ども守り隊」を結成し、腕章をつけ校内を回るなどの取り組みもある。学校には週番と言う制度があるところもあるが、これは管理が目的であり教師の下請的な性格が強い。しかし「子ども守り隊」は、他の子どもにいじめ克服の自覚を促すものであり、「いじめをなくそう」という世論を形成するものである。このような子ども自身による動きがもっと必要ではないかと思う。

青森県内の実践例をあげれば、青森市の古川中学校で、いじめ撲滅のシンボルバッヂを生徒会が作り、それをつけて「いじめは許さないよ！」という世論を形成している（東奥日報2007.5.15）。また、各学校の取り組みの発端になる生徒会の交流会も行われ始めた。例えば平川市では生徒会サミットでいじめ問題を取り上げている（東奥日報2007.8.18）。また、八戸市でもいじめ問題の対話集会を開催している（東奥日報2007.8.21）。このような交流を通して各生徒会が学びあい、各学校に持ち帰り行動を起こすことが望まれる。しかし、東奥日報の報道に限定すれば、各学校での取り組みが紹介されたのは昨年1年間で、青森のシンボルバッヂの例だけであった。このような取り組みが各学校で起きている所もあると思われるので、マスコミでももっと取り上げ、学校での児童会・生徒会への支援を高め、いじめを許さない世論の形成が進めば、隠れたいじめは激減すると思われる。

(5) 学校体制の再整備と学校での本格的な取り組み — 学びの共同体

いじめ克服の究極の取り組みは、学びの共同体に学校が変革されることである。この点については、紙幅の関係で割愛せざるを得ないので資料4を参照していただきたい。

2. 教育委員会・地域・家庭の取り組み

(1) 各界の参加者によるシンポジウム等を網の目のように開催を！

いじめは教師や大人の知らないところで常に起きている。周りには「笑顔」を振りまいていると思われる子どもの陰にいじめがある場合も多々あることは周知のことであ

る。教師は忙しく、よって発見し指導するのがなかなか難しくなる状況は前述した。マスコミが大きく取り上げ大人が関心を持っている時は、いじめ克服の世論が多少なりとも維持されている。しかし今、一年前のいじめ問題騒動は何であったかと思う位いじめ問題は影を潜めている。いじめ自殺が再び起こらなければ世論は動かないのであろうか。であるならば世論全体が常にいじめを告発するシンポジウムや集会を、恒常的に網の目のように広げていく、そういう世論を絶やさない取り組みが必要である。その中で重要なことは、大人社会を含めたいじめ実態の告発、職場いじめ、家庭での暴力問題を含めて人権問題として取り組むことである。この中でマスコミが果たしていく役割が重要なのではないかと思う。「東奥日報」は昨年だけでも、いじめ問題で二本社説を掲載している。

また、いじめ調査の先進県である熊本県では、毎年6月に全県的なシンポジウムを開催することを決め、同時に6月をいじめ克服月間と位置づけ調査を含め様々な取り組みを学校レベルまで行うことを方針としている。青森県も教育委員会とマスコミ、人権団体が共催してシンポジウム等の世論形成の諸行動を起こすことを念願する。

(2) 県教育委員会の果たす役割と県教育長直轄のいじめ対策プロジェクトの設置を

いじめ問題に対して県教育委員会の果たす役割は、前述した世論形成とともに、スクールカウンセラーの配置や生活指導困難校への教員の加配、教員研修の機会の開設など、予算を伴ったいじめ対策の実施にある。県教委はいじめ自殺第Ⅲ期において、電話相談の窓口を強化した。この取り組みは評価できるが、さらにいじめ被害者と学校の関係がこじれてしまったときの新たな窓口の設置を提案したい。

いじめの3、4段階での非行型いじめの場合、また、複雑化したいじめ問題の解決はなかなか進まないものがある。例えば教師と被害者の保護者が対立してしまった場合、各市町村の教育委員会が支援に当たるが、往々にして教育委員会は学校側であるから、親側からすれば不信になり話し合いが進まない場合が起きる。このような場合、長野県で導入された、県教育長直轄の「子ども権利センター」を設置し、第三者として介入し、調整していくことが有効であると思われる。長野県では義務教育課や県立学校課が担当するのでなく、教育長直轄の「子ども課」を設置しその中に前述のセンターがある。この初代課長が前島章良氏で、自分の息子さんがいじめ自殺した方である。この前島氏を課長に据え、3人の職員と弁護士やスクールカウンセラーなどに依頼し、被害者から訴えがあり調整の要望があった場合に、そのチームが学校に赴きその地区の教育委員会と学校の中に入って調整していく。このような、第三者の入る機関を設置しないと、複雑・硬直化してしまったいじめ問題の解決は困難と思われる。

青森県は各県に比べていじめ対策が進んでいるとは言えない。全国の都道府県教育委員会のウェブページを調べたところ、いじめの取り組みの方針と対策が殆ど検索できなかった数少ない県の一つに青森県も入る。いじめ対策が実施されていないといえないが、しかし、ウェブページ上に「こういうことをやっていますよ」と、継続して呼びかけていくことは、県民への協力といじめ克服の世論形成にとって必要である。

(3) 家庭での取り組み ― まず、家庭でのいじめチェック

最後に、紙幅が少なくなったため家庭での取り組みで可能な、家庭でのいじめチェックポイントについて述べる。家庭でのいじめチェックは文部科学省からも出されている

が、資料5は高知県教育委員会で作成したものである。これは非常にわかりやすく、他のもののように並列的に項目を並べてあるのではなく、子どもの様子に注目して段階ごとにチェックするものである。第1段階：少し気をつけて観察する、第2段階：少し疑いを持って調べる、第3段階：学校と連絡を取り合って調べる。こういう段取りで家庭でチェックし、学校と相談しましょう、そんな呼びかけをしているところに特徴がある。まさにいじめ問題は学校だけに任せておく問題ではなく、学校・地域・保護者がともに連携して進めていくことが今後ますます必要になることをチェック表が語っている。

VI. おわりに

いじめは現実にあるのだという認識の下に、いじめは許さない世論を絶やさない取り組みを行うことが、大人の責任ではないかと考えている。そのために、私自身もさらに調査研究を進め、有効な資料を作成し、関係者に配りたいと思っている。また、いじめ指導を含め、生活指導力のある教師の卵を育てるために、今後も教員養成課程で関係する科目担当者の連携を図りながら、研究プロジェクトを立ち上げ推進していきたい。

また、私自身の専門領域が技術教育であるため、生活指導関係の大学内外の研究者、実践家、教育関係者と連携を深めやすくするため、「あおもり生活指導実践研究所」を2008年4月に設立し活動を本格化する予定である。

参考文献資料

- 折出健二、2005年、「生活指導の目的と内容」『いじめに取り組んだ国々』ミネルヴァ書房
- 森田洋司・滝充他、1999年、『日本のいじめ－予防・対応に生かすデータ集』金子書房
- 河村茂雄、2007年、『データが語る①－学校の課題』図書文化
- アラン・L・ピーン、2007年、『学校でのいじめ対策』東京書籍

＜「熊本県いじめ緊急アンケート」集計結果＞

問 1 今の学年になって、いじめられたことがありますか。

回答項目	あると回答した人数	割合	回答者総数	回答率
小学校	21,811人	20.4%	106,913人	99.7%
中学校	7,060人	12.9%	55,140人	98.5%
県立学校等	1,811人	4.6%	39,149人	97.4%
合計	30,682人	15.2%	201,202人	98.9%

未回答者数：小中学校：1,115人 県立学校等：1,025人 合計 2,140人
 ○小学生の約5人に1人、中学生の約8人に1人、高校生の約20人に1人がいじめられたことがあると回答。

○学校種別では、校種が上がるにつれて、いじめられた割合が減少する傾向。

★多くの児童生徒が、いじめを受けたと感じており、その解消のために早急の取組を行うことが必要。(11月の調査後、各学校ですぐに対応)

★教職員は、いじめをどこかの学校でも、どの児童生徒にも起こり得るとの認識をもち、児童生徒が発するいじめのサインを見逃さないようにする心の感性を磨くことが必要。

*学年別の集計結果

学年	人数	%	学年	人数	%
1	3,101人	18.2%	中	3,349人	18.6%
2	3,752人	21.6%	学	2,288人	12.5%
3	4,119人	23.5%	校	1,423人	7.7%
4	4,199人	23.4%	県	762人	6.1%
5	3,450人	19.2%	立	549人	4.4%
6	3,190人	16.9%	等	443人	3.4%

*ここでの県立等は、公立高等学校の全日制のデータ

○小学3年が23.5%、小学4年が23.4%とやや高く、小5、6と低くなり、中学1年で18.6%と再び高くなるが、その後は、学年が上がるにつれて下がっていく、県立学校等では、更に低くなる。

★いじめられた割合には学年による違いがあり、発達段階に応じたきめ細かな取組を行うことが必要。

★小学校中学年は、自己中心性がまだ残っているものの、仲間との遊びや集団による活動が活発になるとともに、自分の属する集団から離れたくないという気持ちと、他の仲間を入れたくないという心理が働くようになり、「いじめられたと感じる」児童が多くなると考えられる。このような発達段階を踏まえたきめ細かな取組の充実が必要。

★中学1年は、複数の小学校の生徒が一緒にいることや、部活動への参加、毎時間担当教員が替わる教科別の授業、進路を意識することによる学習に対する不安などを要因として、人間関係づくりの悩みなどが多くなると考えられる。このことは県立学校の1年においても同様と考えられる。これらのことを踏まえ、小中と

中高の情報共有化とともに、新しい人間関係づくりなどに取り組む必要がある。
 ★県立学校等では、これまで中途退学防止の視点で進めてきた適志指導に、「いじめ」の視点を加えた取組が必要であると考える。

問 2 だれからいじめられたか。(いじめられた時の相手)

回答項目 (複数回答)	割合(%)			
	小	中	県立等	全体
ア 同級生	77.5%	82.0%	67.3%	78.0%
イ 上級生	25.8%	13.5%	12.0%	22.0%
ウ 部活動を一緒にしている児童生徒	8.4%	20.1%	12.8%	11.3%
エ 先生	0.6%	3.1%	8.3%	1.7%
オ 地域の青年	2.5%	0.7%	0.8%	2.0%
カ 他の学校の児童生徒	6.1%	1.9%	2.8%	4.9%

○いじめを行った「相手」は、「同級生」(小77.5%、中82.0%、県立等67.3%) (複数回答)が一番多い。「先生」(小0.6%、中3.1%、県立8.3%) もいじめた相手としてあがっている。

○どの校種でも同級生からいじめられたとする割合が最も高い。

○教師からいじめを受けたとする児童生徒の割合は、小、中、県立の順に高くなっている。

★同級生からいじめられたとする割合が最も高いので、学年、学級での人間関係づくりに力を入れる必要がある。

★部活動内での人間関係づくりに課題があり、部活動の在り方について改善を図っていく必要がある。

★小学校では、学校間や地域と連携して、いじめの対策をとる必要がある。

★いじめの態様の中に、「先生からいじめられた」(17%)とした児童生徒がわずかながらあった。その内容を見ると教師の人権感覚の低さに原因があるものが含まれており、児童生徒や保護者の信頼をなくす結果となっている。教師の人権感覚を高める取組が必要。

★県立等では、小中学校に比べて、生徒が教師の関わりをいじめと感じる割合が高くなる。事実を厳粛に受け止め、教師の指導が適切に行われるよう職員研修等を通じて情報の共有化が必要。

※教師によるいじめの具体例

児童生徒の声	教師の捉え方と学校の対応	
小	<p>①授業中に代表で音読をしているときに「ふりがなを振ってやらないと読めないね」といわれた。 ②給食の嫌いなものが出たときに無理に食べさせられた。</p>	<p>①教えるためについ口から出た言葉であった。管理職が人権感覚を高める言葉遣いについて教師に対して指導した。 ②保護者にも了解を取って一口でも食べられるように言っている。本人にもその態度、状況を説明していきたい。</p>

中	<p>③教科書の中の挿絵にある図形が自分の顔形に似ているといわれて落ち込んだ。</p> <p>④生活面の指導を受けたことに対して「どうして俺たちばかり言う」と言っていると思われた。</p> <p>⑤先生にものをとられた。</p> <p>⑥授業担当の先生は、「普通の人が怒らないようなことを怒ってくる」</p>
県立等	<p>③何気なく言ってしまったことで、傷つくとは予想していなかった。保護者と本人に謝罪し、今後、言動に注意することを確認した。</p> <p>④問題行動に対して、必要かつ適切な指導をしたととらえた。生徒と担任が話し合って何が大事かを話し合い、納得した。</p> <p>⑤校内で携帯電話を使用していた生徒の電話を教師が一時的に預かったもの。担任が該当生徒に面談して解決した。</p> <p>⑥教師としては、指導の一環のつもりだったが、生徒に真意が伝わっていなかった。保護者と学校の面談で解決した。</p>

問 3 どうないじめを受けましたか。(いじめの様相)

回答項目 (複数回答)	割合 (%)			
	小	中	県立等	全体
ア 言いがかりをつけられたり、おどされたりした	20.6%	19.9%	22.0%	20.5%
イ 冷やかされたり、からかわれたりした (体のことや言葉づかいなど)	42.8%	51.3%	44.2%	44.8%
ウ 自分の物をかくされたり、よごされたりした	21.0%	19.9%	17.3%	20.5%
エ 仲間はずれにされた	31.1%	31.0%	24.9%	30.7%
オ みんなに無視された	14.3%	21.2%	14.0%	15.9%
カ なくられたり、けられたりした	24.5%	17.5%	15.7%	22.3%
キ お金やものをとられた	6.0%	4.6%	6.7%	5.7%
ク 人に笑われたり、しかられたりするようなことを無理やりさせられた	8.4%	7.7%	10.5%	8.3%
ケ いろいろな用事を言いつけられ、無理やりさせられた	7.0%	6.2%	8.0%	6.9%
コ インターネットの掲示板などに悪口などを書かれた	0.8%	4.5%	12.6%	2.3%

○いじめの様相は、「冷やかされたり、からかわれたりした(体のことや言葉づかいなど)」(小42.8%、中51.3%、県立44.2%)、「仲間はずれにされた」(小31.1%、中31.0%、県立24.9%) (複数回答)の順となっている。また、インターネットの掲示板に悪口を書かれたという回答が、小0.8%、中4.5%、県立12.6%と学校種があがるごとに増加している。

★「冷やかしからい」によるいじめの割合が一番高い。正しい言葉遣いをするよう学校全体で取り組むとともに、言葉による暴力がいかにか人に人を傷つけるかを、

児童生徒に心から理解させざるを得ない。道徳の授業や体験活動などを通して、児童生徒の人間性を磨く視点が重要。

★インターネットを使っていたいじめは、その匿名性を利用して深刻な事例を引き起こしている状況がある。校種があがるにつれていじめを受けた児童生徒の割合が高くなっており、小学校から継続的、系統的な学習を実施することで、確かな情報モラルと人権意識をはぐくむようにすることが必要。

また、教職員には、インターネット関連で発生する具体的な事例をあげて研修を実施しているが、更に工夫改善して研修を実施すべき。

★問題が発生した場合は、学年集会や全校集会等を開き、生徒全体に指導するとともに、被害を受けた生徒の支援を学校全体で行うことが必要。

問 4 いじめは今も続いていますか。(今の学年になって、いじめられた人のうち、いじめが継続している人の数)

回答項目	人数	割合	
ア 続いている	小学校	7,462人	34.2%
	中学校	1,993人	28.2%
	県立学校等	562人	31.0%
	全体	10,017人	32.6%
	小学校	14,252人	65.3%
イ 続いていない	中学校	4,979人	70.5%
	県立学校等	1,016人	56.1%
	全体	20,247人	66.0%
	小中県立合計	418人	1.4%
	無答		

○「今年になっていじめられたことがある」とした児童生徒の中で、現在もいじめが継続しているとした者が、小学校34.2%、中学校28.2%、県立学校等31.0%に当たった。これは全回答者の4.9%に当たる。

継続していたいじめのうち、解消した数 (※11月末現在)

回答項目	人数	割合	
ア 解消した	小学校	6,678人	89.5%
	中学校	1,509人	75.7%
	県立学校等	404人	71.8%
	全体	8,591人	85.8%
	小学校	784人	10.5%
イ まだ解消していない	中学校	484人	24.3%
	県立学校等	158人	28.1%
	全体	1,426人	14.2%

○いじめが継続していた11月の調査の時点で、小学校は7,462人、中学校で1,993人、県立学校等では562人だったのが、すべての学校でいじめ解消に向けての取組が行われた結果、1月の調査結果では、小学校は6,678人(89.5%)、中学校は1,509人(75.7%)、県立学校等では404人(71.8%)が解消している。

★各学校では、11月の緊急アンケートで把握された個々のいじめについて、個別面談等を実施して、一つ一つのいじめを洗い出し、教育相談や話し合い等の取組

を通して問題の解決を図った。
 ★未解消のいじめについては、クラス担任や学年単位で、「相談しやすしい環境づくり」に努めるとともに、「道徳や学級活動での心の教育の充実」や「いじめのない学級づくり」「子どもたちのサインを見逃さない日常の観察の強化」などに取り組み、引き続き対応中である。

問5 いじめが続いている人は、いじめられている内容はどんなことですか。

言葉によるもの	悪口や冷やかかし(あだ名、うざい、きもい、バカ、死ぬ、怖れ、臭い、体型的ことを言われる。)等
行動によるもの	仲間外し、命令、もの隠し、暴力、無視、掲示板への書き込み、悪質メール。等

★正しい言葉遣いをするよう学校全体で取り組むとともに、言葉による暴力がいかに人を傷つけるかを、児童生徒に心から理解させる取組が必要。道徳の授業や体験活動などを通して、児童生徒の人間感覚を磨く視点が重要。

★いじめの内容は、全学校種を通して基本的には同じもの。学校種があるほどインターネット関連のいじめが増えている。

問6 だれかに相談しましたか。(いじめられた人のうち、だれかに相談した人の数。)

回答項目	人数	割合
ア 相談した	小学校 12,838人 中学校 3,968人 県立学校等 810人 合計 17,616人	58.9% 56.2% 44.7% 57.4%
イ 相談していない	小学校 7,310人 中学校 2,741人 県立学校等 665人 合計 10,716人	33.5% 38.8% 36.7% 34.9%
無 答	小中県立合計 2,350人	7.7%

問7 だれに相談しましたか。(「相談した」人の相談相手 - いじめられた人で、相談した人のうち)

回答項目 (複数回答)	割合 (%)		
	小	中	県立等 全体
ア 担任の先生	43.2%	46.9%	43.6%
イ 担任以外の先生	5.9%	17.4%	9.4%
ウ 校長先生や教頭先生	1.7%	1.6%	1.7%
エ スクールカウンセラーや相談員の先生	0.8%	6.4%	2.4%
オ 友だちや先輩	36.0%	51.8%	40.9%
カ 家族	60.6%	50.5%	57.7%
キ 近所の人	2.9%	1.0%	0.5%

問10 問9で「ある」に○をつけた人は、学校、家族、友だちに、今どんなことをしてほしいですか。

	小 学 校	中 学 校
学 校	○みんなをきちんと見て、早く気づいてほしい。 ○いじめている人を注意したり、叱ったりしてほしい。 ○いじめを止めるようにしっかりと取り組んでほしい。 ○相談したら何か対策をとってほしい。など	○生徒一人一人に目を向け、いじめを無くしてほしい。 ○いじめに気づいて、いじめる人を注意したり、厳しく指導したりしてほしい。 ○相談にのってほしい。 ○信じられる先生がほしい。など
家 族	○相談にのってほしい。 ○一緒にいてほしい。 ○自分のことを分かかってほしい。 ○いじめている人の親や先生に言っているほしい。 ○味方になってほしい。など	○よく話を聞いて、気持ちを分かかってほしい。 ○家族の時間を大目にしてほしい。 ○自分のことをよく見て、変化に気づいてほしい。 ○見守り、励まし、力になってほしい。 ○親から学校に相談してほしい。など
友 だ ち	○いじめ(悪口、仲間はずし、無視、見たてなど)をやめてほしい。 ○たて見ぬふりをせず、いじめを見たら注意してほしい。 ○一緒に遊んだり、話し合ったりして、仲良くしてほしい。 ○味方になってほしい。 ○相手のことを考えて、軽はずみな言葉をやめてほしい。など	○いじめをやめてほしい。 ○相談相手になってほしい。 ○いじめを見たら、見えないで注意をしてほしい。 ○一緒に励ましてほしい。 ○言葉の意味を知り、考えを話すようにしてほしい。など

	県 立 学 校 等
学 校	○いじめをなくす努力をしてほしい。 ○子どもの変化に気づくこと。いじめを許さない環境を作ってほしい。 ○干渉しすぎず、頼れる雰囲気をつくってほしい。 ○自分の立場だけを考えるのではなく、きちんと生徒と向き合っていくべき。 ○定期的にアンケートをしてほしい。など
家 族	○身近な存在なので、最後まで支えてほしい。 ○他人との比較ではなく、自分自身を見てほしい。 ○子どもと向き合って話を聞いてほしい。 ○学校などに相談してほしい。
友 だ ち	○話を聞いてもらえただけでよい。など ○周りに流されず、自分の意見をきちんと持ってほしい。 ○人の噂などで、離れていかないでほしい。 ○言いたいことがあるなら直接はつきりいってほしい。

生徒指導 ②
奮闘記

「麗江(仮名)君」は、
通称です。麗江の成績はトッ
ピンな子です。私はその前
からトピックを渡して。しか
し、麗江は「麗江の習いごと
が、下手を向いたまま座に
着いた。その姿はあまりに
醜態だったので後日、母親
に聞いてみた。

「麗江は練習の途中で日
だるな自分のことを言ひだ
し、「うん、うん」と言ひだ
した。」と。

③ じいめ

の姿で、その
練習の途中で日
だるな自分のこ
とを言ひだして
「うん、うん」
と、言ひだして
「うん、うん」
と、言ひだして

通称自己否定感生み暴力的に

ただ、麗江は練習
中に、自分の姿
を、見せたいと
思ひ、練習中に
「うん、うん」と
言ひだして、日
だるな自分のこ
とを言ひだして
「うん、うん」
と、言ひだして

麗江は練習の途中
に入れた。だが、手元の世
界にまん延する過剰な観
念の制度から抜け出せな
い限り、自分を支配してい
る自己否定感から解放されな
い。

特集 いじめ・暴力に立ち向かう
その1 班グループづくり

今、話し合ううちから子どもたちに

斎藤 修

発見と解決
5つの視点

話し合いを通して
A 麗江は1年生のときから立ち歩き、悪口で友だちや教
師から注意され続けていた。3年生になつて出会ったA
君は身体中に不平、不満を溜め込んでいた。A君は、
毎日のように周りの子どもたちに悪口を言い続けていた。
6月のある日、A君は昇休みに校庭から戻つてきたS
子に声をかけて、「兄か、ア」と悪口を浴びせられた。
大泣きしたS子の周りに集まった女の子たちが、「大丈夫
と慰め始めると、A君はその子たちに向かって暴力
を振るい始め、教壇は騒然とした状態になつていった。
その日の5校時、この問題について話し合った。

C「A君くんはみんなと楽しく遊んで来たが、S子
を見て、約束が破られたと思つて悪口を言ったんだ」
T「A君くん、どうですか」と尋ねると、今度は顔を上
げて、「S子さんが約束を破ったから」と答えた。
子どもたちは、A君の気持ちが解り、話し合いの雰囲気
が薄れ始めるように明るくなつていった。
T「A君くんがS子さんに悪口を言った理由は解つたけ
ど、A君くんはもう少し話を聞けばよかったですか」
C「どうして約束を破ったかと聞けばよかった」
C「S子さんはA君くんだけでなく、他の友だちとも
遊びたかつたと思う。だからA君くんもS子さんだけ
でなくみんなと遊ばなければよかったと思う」
長い話し合いの後だったが、4年生として話し合いが成
立し始めたと感じた出来事であった。
事実を確認し、その理由、背景を考え、どうすればよ
かつたかを考える。そして、そこからクラスのルールを
つくつていくという話し合いの流れがつけられた。い
つだった。
このA君の「暴力事件」では、「自分の思いは、悪口
や暴力ではなく言葉で伝えていく」と、「最初の約束を大
事にしよう」と、「クラスのルールにしよう」と、
このような話し合いは、人とのつながり方の学び合い
であり、切れた人間関係を、再びつながり直すからを
育てていくことになる。

T「昇休みのA君くんについてどう思いましたか」
C「いきなりなつて来たかびっくりした」
C「S子さんの悪口を泣くまで聞いていた」
C「入の気持ちがあつてわかんないんですか」
C「A君くんがみんなに優しく子どもたちの悪口をい
うなんて、いつもあつてた」
C「S子さんとなくあつたんだ」
C「A君くんにも理由があるなら、言葉でいってほしい。
悪口でいってでも気持ちが伝わりません」
T「A君くん、どんな理由があつたのか、言えますか」
と尋ねると、A君は黙って続けた。
T「A君くんがみんなに優しく子どもたちの悪口を言い続
けてた理由を話して」

T「昇休みのA君くんについてどう思いましたか」
C「いきなりなつて来たかびっくりした」
C「S子さんの悪口を泣くまで聞いていた」
C「入の気持ちがあつてわかんないんですか」
C「A君くんがみんなに優しく子どもたちの悪口をい
うなんて、いつもあつてた」
C「S子さんとなくあつたんだ」
C「A君くんにも理由があるなら、言葉でいってほしい。
悪口でいってでも気持ちが伝わりません」
T「A君くん、どんな理由があつたのか、言えますか」
と尋ねると、A君は黙って続けた。
T「A君くんがみんなに優しく子どもたちの悪口を言い続
けてた理由を話して」

2006年(平成18年)10月29日 日曜日

読者のみなさんへ

「読む」は、心を動かすこと。そして、心を動かすことで、自分自身を成長させることができる。読者は、自分自身を成長させるために、読書を通じて、自分自身を成長させることができる。

いじめ自殺を防ぐには

いじめ自殺を防ぐには、いじめを防止することが重要です。いじめを防止するためには、いじめを防止するための対策を講ずることが重要です。

「学ぶの共同体」づくりを

大谷 良光



「学ぶの共同体」づくりを、いじめ自殺を防ぐための重要な要素です。学びの共同体は、いじめを防止するための重要な要素です。

あすを考へる

あすを考へることは、未来を創造することです。あすを考へることで、未来を創造することができます。

家庭でのいじめ発見チェックポイント

第1段階 少し気をつけて観察する

いじめられた小中学生の保護者のうち、わが子の被害を知っていたのは3人に1人という調査結果があります。(平成6年 旧文部省)

1	「いってきます」「ただいま」の声に元気がない
2	学校や友だちの話を急にしなくなる
3	持ち物をよくなくす
4	帰宅時に服が汚れている / 靴型がついている
5	弟、妹やペットなどに乱暴な態度をとる
6	親への反抗がひどくなる
7	不自然なげがや持ち物の破損がある
8	お金をよくねだる
9	友だちからからたびたび呼び出される
10	頭痛、腹痛を訴え登校をしづる

第2段階 少し疑いをもって調べる

第1段階の10項目で気になることがあれば、子どもたちが「話さない」のではなく、「話せない」という状況にあることを疑わなければなりません。第2段階の10項目について、意識して観察したり、たずねたりしてみましょう。

1	かばんの中に「死ね」「バカ」などの手紙がある
2	家のお金がない
3	持ち物への落書きがある
4	体(見えない部分)に青ざやマジャックなどによるいたずら書きがある
5	けがの原因をはっきりと言わない
6	学校の様子や友だちのことを話したがらなくなる
7	物がなくなると理由を聞いても「分からない」と言う
8	友だちからの電話での対応が暗いなど不自然である
9	食欲がなく、寝言などうなされることもある
10	成績が急に下がる

第3段階 学校と連絡を取り合っ調べて調べる

学級担任がいじめを把握して対応すれば約半数は解決するという結果が出ています。

1	急に友だちが変わる
2	学校と家庭で話す内容に食い違いがある
3	教師への不満を話すが、教師は分かっちゃいないことがある
4	将来のことについて、投げやりなことを言うようになる
5	学校からの報告の内容を聞いてもはつきりと言わない

子どもたちがいじめられているとの発信をしていても、いじめに気づいてくれない親は4人に1人もいるという調査結果(平成6年 旧文部省)があります。教師も親も「見ようとならないものは見えぬ」といういろいろな問題に対する大きな警告でもあります。

高知県教育委員会



資料 12 家庭でのいじめ発見チェックポイント

高知県教育委員会 2006年12月

打たれる身体、音楽：サウンド・プロジェクトと音楽教育

The Beat-Corporal and Musical: Sound Project and Music Education

今 田 匡 彦

Introduction

音楽は、人間の手指、身体から生まれ、時間の流れとともに連りを持った。音の連続性を得るために、手指、及び身体は、独自の動き、撓りを要求されたのだが、それが技術と命名されるに至ったのは、言語という変数の付加によるためだ。音楽が言語により相対化されたことにより、つまり、音楽を分析、細分化した結果、新たに加わった技術という概念は、それまでの無垢な音楽に、価値、という体系を与えたのだった。

技術、価値という2つの概念により分割された音楽、そしてそれを奏でる手指は、ここで言語による価値のために貢献する義務を、同時に背負うことになる。音楽の本質、音響そのものは、言語によってはなんら変化しないのに、価値、という経済学に飼いならされることにより、いつしか〈媚びる手指〉が形成され、今日に至っている。

「ノイエ・ザッハリヒカイト（新即物主義）」という言葉がある。例えば、この言葉をピアノ演奏スタイルに用いる場合は、19世紀末に横行した過剰解釈による演奏へのアンチ・テーゼ、ということになる。ピアノ演奏での過剰解釈とはつまり、音から多くの形容詞、媚が聞こえてくる、ということだ。スコアに書かれたこの音は、実はこのように解釈され、こう表現されるべきである、つまり、Aは実はBである、といった意味作用が過剰に起こるとき、音楽は本来の機能を失い、言語に絡み取られることになる。ノイエ・ザッハリヒカイトが、媚への反発から生まれたのだとすれば、実は新即物主義自体が音楽そのものということになるので、なにも改めてノイエ・ザッハリヒカイトなどというステイトメントは必要ないということになる。

ベノン・モイセイヴィッチの弾くドビュッシーもグラナドスもプロコフィエフも、まさに民族音楽的である。文化(culture)が、耕される(cultivate)べき土地から切り離されないとするのなら、また、土地に縛られた音響が、言語活動の外側にあるのだとすれば、彼の作り出す音響は、すべての意味作用を拒絶した、極めて排他的なものである。故に、彼の音楽は、なにも説明せず、表現しない、本来の音楽、ということになるのだろう。ピアノがヨーロッパの伝統音楽である、という言い方は、彼の演奏についてこそ、有効である。バッハもモーツァルトも、プーランクもラヴェルも、モイセイヴィッチは同じように弾く、という批判があるらしい。このような批判ほどの外的なものもないだろう。意味作用を拒絶した音響は、国籍も民族も、政治も文化も表現しない。文化的、という言葉は実はあとづけであり、先にあったのは、手指、身体、動きである。歴史、社会、美学は、言語による音響の後追いをしたに過ぎないのだ。音楽とはなにか、なにが音楽か、という前提の上

でしか成立しないはずの音楽教育は、故に技術や、社会、文化といった媚とは無縁であるはずなのだが、今日的な音楽教育は、まったく逆の方向性の先にあるようなのだ。

ロラン・バルトは言う：

「二つの音楽がある（少なくとも、私はいつもそう考えてきた）。聴く音楽と自分で演奏する音楽である。この二つの音楽はまったく別の芸術であり、それぞれ固有の歴史と社会学と美学とエロス論を持っている。同じ作曲家が、聴くとマイナーなのに、自分で演奏すると（たとえ下手でも）巨大に思えてくることがある。シューマンのように。」¹⁾

この二つの音楽のうち、〈聴く〉音楽に関する活動を、今日の学校音楽では〈鑑賞〉と命名している。また、もう一つの音楽、〈演奏〉する音楽は、表現と命名され、歌唱、器楽、創作に分割整理されている。これら二つの音楽活動に楔を打ち込み、単一統合するために学習指導要領がよりどころとするのが、ジェームス・マーセル、ベネット・リーマー²⁾などの応用心理学・美学的規範であった。この応用が、応用であるためにどのくらい分かり易い言葉に変わったか、というと、例えば：

「音楽を愛好する心情；音楽に対する豊かな感性、豊かな情操」³⁾

というようなことになる。音楽教育とはつまり音楽を教えることなので、音楽とはなにか、或いはなにが音楽か、を問い詰めなければ始まらないのに、学習指導要領に示された以上の記述には、それそのものへの問いが抜けている、という訳なのだ。既成の音楽に対する疑問がないので、例えば、現在使われている教科書には、文部省唱歌、クラシック、ポップス、学校演歌風合唱曲、日本の伝統音楽、民謡、世界の民族音楽が、簡易な西洋の記譜で掲載され、ネット販売さながらのラインナップ、という次第である。

そもそも音楽とはなにか、と問い詰める方法はいろいろある。バルトが言うように、歴史、社会学、美学、エロス論など、さまざまな切り口によりミッシング・パーツを寄せ集めてもそれはそれで無駄にはならない。少なくとも音楽教師は、そのくらいの関心と志がなければ勤まらない、はずである。授業時間数も少なく、受験科目でもない音楽を教えるために、なぜ音楽教師がアンビシャスである必要があるのか。それは、音楽という対象そのものが複雑だからである。言語は巷の事象を論理的に写し取る努力をする。このような論理や合理性に裏づけされた言語使用のマナーを、西洋人たちはロゴスと名づけた。数字には言語の曖昧さをリデュースする効果が望めるが、手に取ろうとすると既に消えて流れていく実際を箱庭に納める努力をする、という意味ではロゴスの延長にある。宇宙の生成を研究する物理学者が、ハイパーコンピュータを必要とする所以である。箱庭は変数の増加、補修により常に変化するが、流動する実際に追いつかないことは言うまでもない。音楽は箱庭的ではあるが、決して実際を写し取っているわけではない。また、音楽内部にある修辞学の伝統も、言語そのものと一致するわけではない（音楽学の分析方法は言語学とは一致しない）。音響を数値化したところで、人は数に感動するわけでもない。知性、理性という言葉では収まりが付かず、故に、感性という言葉で何とか折り合いをつけた音楽が、その本来の難解さのために、学校では周辺に押しやられてしまった、ということなのだ。

う。残念ながら私は、この感性について教育というフィールドがとことん真剣に考えたという事実を知らない。国語にも数学にも感性は必要だが、いきなり現代詩や量子論を教えたりするわけではない。そこに至る以前の論理という段取りを教えるのに結構手間と時間がかかり、教師たちはもうへとへとになってしまうのだろう。音楽にも当然論理はあるが、論理の外側のなにか（スーザン・ソングなら魔術と平気で言うてしまうのだろう）がどうも先行しているらしいことは、素人にも分かるはずだ。だからこそ、音楽教師の役割は重要なのだ。

さてそのために、音楽教師はなにをすべきなのか。

先程のバルトの言葉、「聴くとマイナーなのに、演奏すると巨大に思えてくる」を思い出そう。音楽、つまり、聴くことと演奏することが、細分化されずに、身体を通して音の肌理として統一される音楽を、考え、創り、聴くことである。バルトは、別の機会に次のように述べている：

「シューマンの『クライスレリアーナ』には、実のところ、いかなる音も、テーマも、輪郭も、規則も、意味も、聞こえない。了解可能な何らかの作品構造を再構築させるものは何も聞こえないのだ。そうだ。私に聞こえるものは、打っているものだ。身体の中で打っているものが、そして、身体を打っているものが、私には聞こえる。もっと適切に言えば、打っているこの身体が聞こえるのだ。」⁴⁾

オンガクが「音楽」と言語化される以前の、打っている身体を聞くための音楽教育、そのための教師と学生との活動が、以下に示されるサウンド・プロジェクトである。

I. 実践a：紙

サウンドスケープ思想の提唱者、カナダの作曲家R.マリー・シェーファーの音楽は、特定の土地に棲息する精霊、自然の存在を大前提として展開されている。自然は、人間に多くのものごとをアフォードするが、シェーファーにとっては土地の精霊の歌声が、科学者にとっての〈実際〉と一致するのである。1996年にシェーファーと筆者との共著で出版された『音さがしの本』には、ブリティッシュ・コロンビアの森林を描き続けたエミリー・カーをモチーフにした以下のようなエクササイズがある。

「木がきりたおされるとき、叫び声をあげると思っている人たちがいる。カナダの画家エミリー・カーは、木がきりたおされたときのおそろしい運命を忘れないために、それらの木々の切りかぶを『叫ぶ人』と呼んでいた。もしあなた自身が切られたら、叫び声をあげるかな？ それならきっと、木だって叫ぶよね？」⁵⁾

打たれる〈身体〉は、量子のような、ヒトの最小単位であり、分割されることがない。打っている身体を聞く〈私自身〉である。シェーファーは、打たれる身体が同化すべき事象を、音響空間の中、つまり〈私自身〉が本来持っている、聴覚へと求めた。ここからは、

打っている身体を聞くために、弘前大学教育学部の学生たちがどのような活動をしているのかを記述していくこととする。最初の活動は、身近な素材〈紙〉を用いての創作である。

「紙を一枚持ってきて、音をぜんぜんたてないように、その紙を部屋の中にいるみんな
でまわしてみよう。思ったよりむずかしいよ。指が紙にちょっとでもさわったとたん
に、もう音がするからね。」⁶⁾

紙は〈私自身〉の手の延長にあり、手が触れた瞬間に音を出す。音を出す行為は出さない行為の反作用なのだから、音を出さないことにより、聴覚はより研ぎ澄まされることになる。無い音、沈黙をつくる、ということである。沈黙とはなにか？ 高橋悠治は言う：

「なにかが聞こえるとき 聞こえるという この感じはどこにあるのだろう からだ
のなかをくまなくさがしてみても みつからない 科学は耳のはたらきを分析している
耳が音をとらえるのはわかる では 音がしているのに聞こえないことがあるのは な
ぜだろう」⁷⁾

彼は続ける：

「ジョン・ケージは 大学の無響室のなかで低い音と高い音をきいたことを 何度も
書いている そこでは低い音は心臓の鼓動 高い音は神経系の振動だった と説明され
ている 物音がしずまった夜更けに 耳が昼間聴いた音呼び出してひとりたのしんで
いる と書いたのは折口信夫だったか この音は 瞑想者たちにも知られていた…生理
学では 内耳にある 振動を伝える繊毛群が 外部からの刺激の一部を反転して送り返
すことが知られている…まわりの響きが一瞬しずまるというのは 恐ろしい体験だ…天
使のささやき といわれるもの 沈黙のなかで きこえたと思うことばではないことば
沈黙の音のように持続する変化ではなく 一瞬ひらめきのように耳元をすぎる風だ」⁸⁾

打っている身体が聞く音は、果たして内耳にある繊毛群によってもたらされる音なのだろうか？ その音がもし、沈黙のなかで聞こえる音であるのなら、或いは生理学の外側でしか聞くことのできない音なのかもしれない。物音が静まった夜更けの、沈黙という音の大きさを、子どもは良く知っている。沈黙は身体を洋上へ自由に解き放ちもするが、暗闇に投げ出しもするからだ。西洋人たちにとっての沈黙が、同時に死を意味することの所以である。故に、彼らは沈黙を言語によって塗りつぶそうともくろみ、西洋世界にロゴス中心主義が生まれるに至った。バルトは言う：

「hearing 聞くことは生理学的現象であり、listening 聴くことは心理学的行為である。
聞くこと(そのメカニズム)の身体的条件を音響学と耳の生理学によって記述することは可能だ。しかし聴くことは、その対象、つまりなにを聴こうとしているのかによってしか定義できない。」⁹⁾(今田訳)

手の延長にある紙を使って創りだされようとしている沈黙とは、つまり音響学によっても生理学によっても定義されることはない。沈黙を聴くための手は、生理学による身体ではなく、まさに打たれる身体である。高橋は言う：

「このとき、うごきは身体の内側から感じられている。身体の内側から認識される空間や時間は、運動と無関係に外側にある空間や時間とおなじではない…手を見るのではなく、手を感じる。視覚や聴覚とちがって、身体感覚は中断することがなく、手を感じると同様に、頭や、脊椎を感じるができるし、身体の動きとともに、それをみている意識に気づくこともできて、うごきの細部がわかってくると同時に、意識はかえって対象にまきこまれない距離まで離れていく。手の感触を意識する、それだけに集中する技法がある。」¹⁰⁾

ピアニストが鍵盤に手を置くとき、指先の意識は、ハンマーによって打たれる弦のその先端にまで通じる。生理学的であり、音響物理学的ではあるが、同時に指の動き、手の動きは身体の内側で打たれるものである。その手指は『クライスレリアーナ』内部の修辭学的な意味を表現しているようでありながら、実は言語の外側にある沈黙と音とを紡ぐことによって、肌理を生成しているのである。紙を使った学生たちの活動は、以下へとシフトしていく：

「今度は、一枚の紙を楽器だと思ってみよう。クラスみんなが、それぞれ違った音を作らなければならない。いくつくらい、違った音が作れるだろう？ 紙をおったり、息をふきかけたり、落したり、ちぎったり。ほかにはどんなことができるかな。ただし、最後までまるめないように。」¹¹⁾

沈黙と音の肌理が、ここに立ち上がる。紙をテーマとしながらも、シェーファーが焦点を当てていたのが手指であったことが良く分かる。同時に先程述べた二つの音楽、表現（創作；演奏）+鑑賞の原型が成立していることも分かる。シェーファーが、なにかラディカルでコンテンポラリーな音楽活動をもくろんだのではなく、実は西洋音楽そのものの本家帰りを示唆していることも理解できる。

また、学生たちの成果として、以下のfindingsも重要である。紙は、一般的に考えられる楽器ではない。如何に美しく豊かに、しかも出来るだけマネージビリティのよいやり方で倍音を響かせるかが、フルートやトランペットなどの西洋楽器に科せられた宿命であるなら、楽器はヒトの音に対する無垢な欲求の結果として生まれたということになる。故に、このエクササイズでは、紙と手指を使って、身体と耳の欲求（原因）を探ることになる。旋律、和声、リズム、ダイナミクス、音色などの要素、形式、様式、内容といった枠組みなど、音楽の諸要素を紙にあてがうことで、手指と紙とのあるべき方向性が示される。

ここで学生たちに尋ねてみる、紙と手指では満たされなかった欲求は、どのように解消されるべきか。そして、そのために必要な最も身近な道具はなにか、と。多くの学生が次のように応える、それはヒトの声である、と。声は、紙よりも強い音を可能にし、また、旋律を奏でることができるからだ。

II. 実践b：声

声に焦点を当てた活動は、以下のようなものだ：

「名前を使ったゲームをしよう。だれかが、輪の中に入る。まわりで輪を作っている人たちが交替で、まんなかにいる人の名前を違ったふうと呼んでいく。歌ったり、ささやいたり、ぶつぶつ言ってみたり、うめくような声や、哀れっぽくふるえる声、泣き叫ぶような声を使ってよんでみよう。輪の中の人、いちばんおもしろく名前を呼んだ人をひとりえらんで、今度はその人が輪のまんなかに入って、次のラウンドが始まる。」¹²⁾

名前をさまざまな方法で呼ぶことにより、名前本来の記号性が少しずつ消失し、やがて、融合する。ここで、抽象としてのことばが、実は具象へとシフトし、詩の原型が生まれることになる。国語の時間では出来ない想像的かつ創造的なエクササイズだ。この活動を更に応用させ、声のみによる作品を学生たちに作曲させて行くことも可能である。名前の語尾を出来るだけ延ばし、声全体の響きに身を任せることにより、原初の芸術、例えば、ラスコーやアルタミラの洞窟に思いを馳せることも出来るだろう。

中沢新一は言う：

「真っ暗闇の洞窟の中で、新しいタイプの人類が自分の内部にのぞきこんでいたのは、大脳の内部を猛烈な速さと強さをもって流動している、この『心』のむきだしの姿だったのではないのでしょうか。真っ暗闇に長時間いると、視神経が自分で振動をはじめて、暗闇の中なのに眼の内部からあふれんばかりの光がでてくる『内部視覚(エントプティック)』という現象が観察されます。しかもあふれてくる光には、決まったかたちがそなわっています。そのかたちをもった光の動きを、自分の内側に『見ている』と、それが流動する『心』の運動を、直接的に映し出しているように思えてきます。」¹³⁾

ここで中沢は、芸術の発生はロゴスの外側にある「対称性の論理」に根ざすと指摘している。合理性では割り切れない流動する心が神話を形成し、その運動の総体が、やがてロゴスにより芸術と命名されるに至った。音楽教育が問題とすべき点は、ロゴスにより飼いなされた芸術ではなく、それ以前の流動する心であることは言うまでもないだろう。太古の洞窟の、その暗闇は視覚的に認知されるが、洞窟内部の残響時間の長さを想像すれば、「内部聴覚」という現象も観察されたに違いない。流動する心は、科学により細分化される以前の包括的な身体から生まれる。

では、包括的身体とはいったいなにか？

Ⅲ. 実践 c : 身体

三浦雅士は言う：

「人間は言葉を話すことによって人間になったと言われます。話すというと、人と人が話すことだと思っている人が多いようですが、とんでもない。それももちろんありますが、ほんとうはそれ以上に、山や海、木や岩に向かって話す必要があったのです。そして、何よりもまず、自分で自分に言い聞かせるために話す必要があった。舞踊も同じことです。人間には、山や海、木や岩に向かって踊る必要があった。熊や鹿に向かって踊る必要があった。そして、何よりも、自分が何ものであるか自分自身に教えるために踊る必要があった。また、そういうことの全体を忘れて、宇宙と一体化し、死をも忘れるために踊る必要があったのです。」¹⁴⁾

三浦は、ヒトが、どのようにして身体と対峙してきたかを述べている。ロゴスに飼いならされる以前の、身体の外側へなんとか出ようとしていた〈私自身〉に焦点が当たるのだ。ここでの〈私自身〉について、以下の映画のシーンを通して説明しよう：

「『ビリー、最後に一つ聞きたいのだけれど、踊っているときどんな気持ちになりますか?』『良く解からないけど、とても良い気持ちです。始めは硬かった身体が、踊っていくうちに、何もかも忘れて、すべて消えて無くなります。身体が何かに変わっていくような、火が点いたような、自分の身体はそこにあるのに、飛んでいくような、鳥のように。電気みたいな、そう、電気みたいな。』」¹⁵⁾ (今田訳)

映画“Billy Elliot” (邦題『リトル・ダンサー』)の主人公ビリーは、11歳でロイヤルバレエスクールのオーディションに臨む。上記は、面接シーンでの台詞である。一見物理的な身体が、流動する心、中沢が指摘する「対称性の論理」により、鳥になり、火になり、木になり、水に変容する。自らの身体と思考が共に消失し、何か別物に変わっていく。〈私自身〉が〈身体〉を通して何か別物に変わろうとするその精神は、自分をも含めたあらゆる対象を、注意深く、聴き、触り、視た結果として生まれた。音楽をする身体は、故に、自らの生を確認する作業でもある。

嘗て「天体のハーモニー」を聴こうとしたのは、思考するそのヒトの身体とその欲望に他ならない。そのずっと以前から、ヒトは、神々や自然とコミュニケーションする時、身体を震わせ、踊ったはずである。「音楽」と解釈され、命名される以前のオンガクは、ただただ、空気中を漂う音響であった。空気中の波動は、当然、不可視であるから、この不可視の音響が「音楽」となり、その上「芸術」と解釈されるに至ったのは、ひとえにエクリチュール (記譜)の効用、つまり論理によってである。記譜とは、つまり紙上のモノなので、故に、後で分析することができ、よその社会、文化でも、それなりに再生が可能となったのである。この箱庭の設計図は、単に記憶を遡るための手がかりとしての意味を持つ、ということだ。

さて、先程のビリーが、記譜を理解できたかできなかったか、音とそれに伴う身体の動

きに触発された、この、イングランドの片田舎ダラム州に暮らす炭鉱夫の次男坊には、論理に裏付けられ言語化された「芸術」も「解釈」も殆ど無関係であった。身体をつき抜ける電流と、消失する思考についての示唆は、バルトだけの特権ではない。ソントグ (1990)¹⁶⁾ もまた“erotic of art”と指摘している。音響に触発されて踊る身体は、その動きにより視覚化される。つまり、踊る身体はエクリチュールとして言語化される以前のジェスチャーにより、肌理となる。楽器演奏も、声を使って歌うことも、コリオグラフィー（振付）そのものである。また、ことばは、身体のリズム、身振りにより表現されるのだから、舞踊とは故に、音楽の根幹を成す。エクリチュールの複雑化により論理としての「音楽」から排除されてしまったのは、〈音〉そのものと、そのアクセント（打たれた音）を聴こうとした身体である。舞踊は、表現媒体としての身体の記憶を、直接蘇らせる。次のエクササイズは、故に身体による創作活動である。以下に示すのは、〈動き〉と〈音〉のエクステンジに関するエクササイズである。

「ふたりが教室のはじとはじに行く。それから合図と同時に、お互いに相手がいる方へむかって、違った音を立てながら歩きだす。言葉をしゃべったり、ちょっとふざけた音をたてたり、リズムをとりながら手をたたいたり、どんな音でもかまわない。ふたりがすれちがったとき、おたがいの音を交換しよう。ふたり組になって、クラスみんなで作ってみよう。音といっしょに、身ぶりをいれてやったら、もっとおもしろくなるよ。ちょっと変なふうにあるいてみたり、ピョンピョンとんでみたり、スキップしたり、腕をふってみてもいいかもね。音と同じように、身ぶりも交換してみよう。」¹⁷⁾

自らの音、動きを創作し、また演じる。同時に、パートナーの音、動きにも注意を払う。〈紙〉のエクササイズでのプロトタイプが、更に身体を通して展開される。

Final Thoughts

これらの活動の後、学生たちは本格的な振付活動へとシフトする。シューベルトの『楽興の時』を、マイヤ・プリセツカヤの舞踊を参考に自らの手で振付けていく。修辭学的内容に着目しつつ、身体の形式にも注意を払う。それらの堆積としてのスタイルの構築を、方向性として示すのである。バルトは云う：

「《きめ》とは、歌う声における、書く手における、演奏する肢体における身体である。私が音楽の《きめ》を知覚し、この《きめ》に理論的な価値を与えてとしても（それは作品の中にテキストの素材を仮定することだ）、私は自分のためにまた新しい評価表を作ることしかできない。その評価は、多分、個人的なものであろう。なぜなら、私は、歌う、あるいは、演奏する男女の身体と私との関係に耳を傾けようと決意しているからである。そして、この関係はエロティックなものであるが、全然《主観的》ではないかたである（耳を傾けるのは、私の中の、心理的《主体》ではない。主体が希望する悦楽は主体を強めはしない—表現はしない—。それどころか、それを失うのだ。）」¹⁸⁾

鳥となり、火となり、電気となり、消失するビリーの身体には、心理的主体はない。意味作用が消失したとき、〈私〉は打たれる身体、つまり、肌理を聴くことができる。その肌理を聴く身体のためにこそ、音楽教育はある。そして、このサウンド・プロジェクトは、音楽を〈創り、奏し、聴く〉身体力、本来の隠喩力のために貢献するものである。

References:

- 1) ロラン・バルト, 「ムシカ・プラクティカ」, 『第三の意味』. (みすず書房, 東京, 2004). p.117.
- 2) Mursell, J.L. & Glenn, M. The Psychology of School Music Teaching, (New York, Silver Buredett, 1938).
Reimer, B. A Philosophy of Music Education (2nd Edition), (New Jersey, Prentice-Hall, 1989).
- 3) 文部科学省. 『中学校学習指導要領』. (東京, 文部科学省, 1998).
- 4) ロラン・バルト, 「ラッシュ」, 『第三の意味』. (みすず書房, 東京, 2004). p.235.
- 5) R. マリー・シェーファー, 今田匡彦: 音さがしの本: リトル・サウンド・エデュケーション. (春秋社, 東京, 1996). p.90.
- 6) R. マリー・シェーファー, 今田匡彦, 前傾. p.45
- 7) 高橋悠治, 『音の静寂 静寂の音』. (平凡社, 東京, 2004). pp.27-28
- 8) 高橋悠治, 前傾. pp.37-38
- 9) Barthes, R. "Listening," In The Responsibility of Forms. (Berkeley, University of California Press, 1991). p.245
- 10) 高橋悠治, 前傾. pp.271-275
- 11) R. マリー・シェーファー, 今田匡彦, 前傾. p.46.
- 12) R. マリー・シェーファー, 今田匡彦, 前傾. p.70.
- 13) 中沢新一, 『芸術人類学』. (みすず書房, 東京, 2006). pp.10-11
- 14) 三浦雅士, バレエ入門. (新書館, 東京, 2000). p.25.
- 15) S. Daldry (Dir): Billy Elliot. (Film Reference), (2000)
- 16) Sontag, S. Against Interpretation. (New York, Anchor Book, 1990).
- 17) R. マリー・シェーファー, 今田匡彦, 前傾. p.81.
- 18) ロラン・バルト, 「声のきめ」, 『第三の意味』. (みすず書房, 東京, 2004). p.197.

大学と連携した公民館活動の新機軸

～キーワードは「面白い!」と「三方一両得」
(弘前大学との地域づくり連携事業中間報告)～

庄 司 輝 昭

I. はじめに－「弘前大学との地域づくり連携事業」の発想－

大学というところは面白いところです。少なくとも誰かが興味を惹く対象が無造作に転がっている、という印象があります。ですから、そんな資源を大学関係者だけが知っている、などということは勿体ない話です。

一般市民は、「大学は敷居が高い」と思っています。とはいえ、地域の社会教育・生涯学習を進める上で、大学は重要な役割を果たし得るところですし、もっと積極的にそういう役割を果たすべきだと思います。

最初に、なぜ弘前大学と公民館をつなぐという発想が出てきたのかを説明します。

弘前大学のある弘前市には、ラジオ放送局「コミュニティ FM アップルウェーブ」があります。平成12年3月に開局して以来、さまざまな地域情報を地域住民に届けています。「NPO－コミュニティネットワークCAST」を拠点にボランティアで制作している「りんご王国こうぎょくカレッジ」¹⁾という番組も、そういう地域情報を伝えようとする試みの一つです。この番組は、弘前大学の先生が最先端の学問の成果をわかりやすく伝えるというコンセプトで、平成13年から始まり現在もなお続いている長寿番組です。長く続けることができている理由は、中規模総合大学を標榜する弘前大学の先生方に協力していただいているからだ、ということに尽きます。総合大学ですから、弘前大学にはあらゆる分野にわたる約700人の研究者・教員が所属しています。これだけの先生たちが一度だけ出演したとしても、全員が出演し終わるまでには長い年月が必要です。しかも退職などで人の「新陳代謝」が進み、事実上ほぼ無限に続けることができる計算です。

さて、こうして番組に出演した先生たちの中に、地域に強い関心をお持ちの方が少なからずいらっしゃる事が分かりました。タイミングよく、筆者が中央公民館という社会教育施設の、その中でも生涯学習コンテンツに深く係わる部署に異動したことにより、今までボランティアで積み重ねた人脈（それは人という資源といっても良いでしょう）を公務でも「活用」²⁾するチャンスがめぐってきたのです。

とはいえ、具体的にどういう切り口・スタイルが良いのかは、最初のうち、まだ手探り状態でした。何かの機会に先生一人お呼びするだけでは、ふだん実施している「公開講座」や「講演会」と何ら変わることはありません。そんなことならいつでも誰でもできます。

折良く、高校時代の同級生が当時の弘前大学保健学科に教授となって赴任してきていま

した。母子看護の森圭子先生です。もちろんそれ以前に番組に出演していただいておりますので、この件でお願いにあがりました。

「こういう企画があるんだけど、試験的に講座でやってもらえませんか。ノウハウややり方は全くこれからだし、経費も研究室持ちでお願いします」。

今から考えると本当に凶々しくてイヤになるくらいですが、森先生は快く引き受けてくださり、約1年間、藤代公民館を舞台に「楽しくおっばいしましょ！」を展開することになりました。

ここで得たさまざまなノウハウが、その後の「弘前大学との地域づくり連携事業」を支えることとなります。講座と対応する単位（事業主管部局・エリア）を弘前市役所の全体とか漠然と弘前市民とするのではなく、具体的な地域を接点とすること、また地域住民が「講座受講者」にとどまらないで直接講座の先生や学生と交流するという仕組みもこのときに固まりました。その拠点が地区公民館になったことは、そこから導き出された必然でもあります。

そこにまた運良く、弘前大学と弘前市の連携に関する相互協力協定が平成18年9月19日に締結され、この企画にさらに追い風が吹きました。「弘前大学との地域づくり連携事業」（以下、特に断りが無い限り「連携事業」と略す）は、この協定下での事業化第1号になるわけです。

こうして翌年度の事業化に向け、事業に賛同してくださる先生方との講座探しも水面下で始まりました。なにしろこの企画は市にとっても大学にとっても初めてのスタイルです。失敗は許されないわけで、担当者としても慎重にならざるを得ません。紆余曲折を経て、いくつかの講座と地域を結ぶ見通しが立ったのは、事業予算を執行する新年度になってからでした。今から思うと綱渡りのような進行です。

Ⅱ. 具体的な連携事業内容

平成19年度は、全体で7つの「連携事業」が行われました。以下、概要と経過を紹介します。

(1) 教育学部

タイトルは「藍から作る藍染め～みんなで育てる愛藍合い！」。「藍」と地域への「愛」を合わせています。

実施地域は弘前市南部にある千年地区。弘前大学のある文京地区からは自転車で10分ほどの、市街地と農村との中間地域という性格を持っています。千年地区公民館を拠点としました。対応する講座は教育学部理科教育講座（代表 北原晴男教授）です。

千年地区での事業は、弘前大学学生・教員と地域住民とが藍を栽培し、その藍で染色する過程の中で、藍と地域愛とをともに育み、一連の共同作業の中で地域社会の持つ長所を発見していく、という方向性をもつものです。

★第1回共同作業記録

日時：5月12日(土) 午前10時～12時
 テーマ：藍の播種とカンタン科学実験(燃烧の仕組み)
 会場：弘前大学教育学部理科教育講座温室及び化学実験室
 参加者：千年小学校・南中学校の子どもたち6人、千年公民館3人。北原晴男教授、北原教室の学生6人。中央公民館2人。



★第2回共同作業記録 (右下の陸奥新報2007年8月10日付朝刊記事参照)

日時：6月9日(土) 午前10時～12時
 テーマ：藍の定植
 会場：弘前大学附属千年農場
 参加者：千年小学校の児童13人、千年地区の大人6人、千年公民館3人。北原晴男教授、北原教室の学生・院生10人。中央公民館館長以下3人。

藍の植え付けに笑顔

弘前市中央公民館と弘大が連携

弘前市中央公民館が弘大附属千年農場と連携し、地域の子供たちによる藍の定植活動を行った。9日(土)の午前10時から弘大の理学部附属農場で、昨年交付された地域交流費を活用し、研究員が指導をしながら、児童らと共同作業を行った。

「藍の定植活動は、今年度から実施される。今年度は、弘大附属千年農場と連携し、地域の子供たちによる藍の定植活動を行った。9日(土)の午前10時から弘大の理学部附属農場で、昨年交付された地域交流費を活用し、研究員が指導をしながら、児童らと共同作業を行った。」

「藍の定植活動は、今年度から実施される。今年度は、弘大附属千年農場と連携し、地域の子供たちによる藍の定植活動を行った。9日(土)の午前10時から弘大の理学部附属農場で、昨年交付された地域交流費を活用し、研究員が指導をしながら、児童らと共同作業を行った。」

藍の生葉染めに歓声

子供や住民挑戦

弘前市中央公民館が、弘大附属千年農場と連携し、地域の子供たちによる藍の生葉染め活動を行った。9日(土)の午前10時から弘大の理学部附属農場で、昨年交付された地域交流費を活用し、研究員が指導をしながら、児童らと共同作業を行った。

「藍の生葉染め活動は、今年度から実施される。今年度は、弘大附属千年農場と連携し、地域の子供たちによる藍の生葉染め活動を行った。9日(土)の午前10時から弘大の理学部附属農場で、昨年交付された地域交流費を活用し、研究員が指導をしながら、児童らと共同作業を行った。」

★第3回共同作業記録 (左上の陸奥新報2007年8月6日付朝刊記事参照)

日時：8月3日(土) 午前10時～午後3時
 テーマ：藍の摘み取りと生葉染め
 会場：弘前大学附属千年農場⇒千年公民館
 参加者：千年小学校の児童18人、千年地区の草木染めグループ8人、千年公民館館長以下4人。北原晴男教授、北原教室の学生7人。中央公民館1人。

★第4回共同作業記録

日 時：9月22日(土) 午前9時～午後1時

テーマ：藍の刈り取りと葉の乾燥

会 場：弘前大学附属千年農場⇒千年公民館

参加者：千年地区の大人6人、千年公民館館長以下3人。北原晴男教授、北原研究室の学生5人。

★第5回共同作業記録

日 時：9月29日(土) 午後1時～5時

テーマ：藍の葉の採取

会 場：千年公民館

参加者：千年地区の大人5人、千年公民館館長以下2人。北原晴男教授

[事業についての評価]

千年地域と教育学部理科教育講座による「藍から作る藍染め～みんなで育てる愛藍合い!」は、第5回共同作業で全ての作業を終了しました。地区公民館の工藤ノリ社会教育指導員(事務長)が事業全体に深く関わり、地域住民が参加しやすい形で提示して下さったことにより、参加した地域住民からも「楽しかった」「面白かった」「大学が身近になった」という声が寄せられています。また、北原先生からも学生の教育の場として有用であったとの評価をいただき、事業を継続する方向で検討していくことにしています。

(2) 農学生命科学部A

タイトルは「復活!! ロバコン(炉端懇談会)」。かつて旧相馬村の地域づくりを引っ張っていたロバコンにあやかりたいと思いました。

実施地域は旧相馬村である相馬地域。弘前市の西部にあり、熱心な篤農家が多く、飛馬印のりんごなどユニークな農業戦略で知られた地域です。中央公民館相馬館が拠点となります。

対応する講座は農学生命科学部地域環境科学科地域資源経営学講座(代表 神田健策教授)です。

相馬地区での事業は、弘前大学学生・教員と地域住民とが、地域に隠れた資源を発掘し、農作業等の農村生活をともに体験する中で、高齢者の知恵や子どもたちの生活体験を取り入れ、新たな賑わいを創出し、忘れていた地域の姿を再発見していく、という方向性を持つものです。

★第1回共同作業記録

日 時：5月18日(金) 午後1時～4時

テーマ：「テーマ選び」→ワラジづくり、実選り、下草苳り、ウサギ追いなどから。

純農村地帯相馬から見える弘前市の農業に対する提言(地域住民・学生が一緒に作る共同作品)もまとめよう。地域の概要と今後の企画についての話合い。

会 場：中央公民館相馬館、沢田地区

参加者：神田教授、農学生命科学部学生・院生9人。中央公民館相馬館館長以下2人。中央公民館1人。

★第2回共同作業記録 (陸奥新報2007年6月20日付朝刊記事参照)

日 時：6月15日(金) 午後1時～4時

テーマ：「JA相馬村から学ぶ」→飛馬りんご育ての親である田澤JA相馬村総務部長に「農家が儲かる農協」の講話を聞く→CA貯蔵庫見学→選果場見学→直販所「林檎の森」見学

会 場：JA相馬村本所、直販所「林檎の森」

参加者：神田教授、農学生命科学部学生・院生10人。JA相馬村1人。中央公民館1人。

地域の良さ引き出そう



懇話会後、JA相馬村の貯蔵庫を学ぶ学生

JA相馬村で「復活!ロボコン」 弘大生ら意見交換

弘前市中央公民館と弘前大学に在る地域づくり推進事業「復活!ロボコン」(伊藤誠也)が十五日、弘前市五所町のJA相馬村で学生らに参加して開かれた。

田沢さんからは「ロボコン」が、現役や取り組みの啓蒙を目的として、学生はロボコンの酒造大に向けて取り組みは、など語った。田沢さんは「ロボコン」が、ロボコンは十五年前、前田相馬村で地元住民が町の活性化を目的として行った。ロボコンは、今回は「復活!ロボコン」と銘打って、地域の魅力を発信しようとする。

また懇話会後、学生らは選果場、選果機などの施設を見学。田沢さんが準備したパソコンを駆使し、同農協全国から注目される理由について解説を求めた。今後も、JA相馬村職員の懇話や農作業体験を行う予定。

★第3回共同作業記録

日 時：7月27日(金) 午後1時～3時

テーマ：「先人から学ぶ」相馬地区で早くからりんごの人工授粉に挑戦した成田尚道さんから、人生そのものも言えるりんご作りの経験を知る。

会 場：山のたまり場「夢想館」

参加者：神田教授、中国青島農業大学国際協同組合発展研究センター講師、農学生命科学部学生・院生4人。中央公民館相馬館館長。中央公民館1人。

[事業についての評価]

相馬地域の事業は、この原稿を書いている時点では継続中です。

地域に入り込んでいろいろな体験をし、それらを通して地域との接点を広げていくという方法・手順から考えると、作業と作業の間が大きく空き、地域住民から見てわかりにくいところがあったかもしれません。こうした手法はコーディネーターの力量が見えてきますので、中央公民館としてももう少し自らを「どっぷり漬かった」状態にしていかなければならないと感じています。

事業がもう少し進むと、神田研究室で農業振興計画を作成するというアイデアも練られています。

(3) 農学生命科学部B

タイトルは「けの汁を採ってこよう！(^o^)/ ~材料集めから始める郷土料理づくり」。郷土料理を作る体験をするだけでは面白くないから、山に行っておもてなし材料集めからやっておうという「意欲的」事業です。

実施地域は弘前市の北東部にある新和地区。板柳町と隣接し、水田を主力とする純農村地域です。新和地区公民館を拠点としました。

対応する講座は農学生命科学部地域環境科学科地域環境計画学講座（代表 藤崎浩幸准教授）です。新和地区での事業は、弘前大学学生・教員と地域住民とが、地域の資源を活用して伝統料理を作るための作業を体験し、共同作業の中で地域社会の持つ長所を発見していく、という方向性を持つものです。

なお、これらの経緯については、FMアップルウェーブ「りんご王国こうぎょくカレッジ」で平成20年4月20日に放送＝4月27日再放送。出演は藤崎准教授、館山指導員、参加した学生などです。

★第1回共同作業記録

(右下の陸奥新報2007年6月21日付朝刊記事・左下ミニコミ紙参照)

日時：6月17日(日) 午前8時～午後3時

テーマ：材料を採る(ワラビ採りと下処理・乾燥、大豆播種を学ぶ)

会場：嶽地区及び新和地区(館山毅さん宅)

参加者：新和地区山歩き指導者3人、新和公民館長以下2人。藤崎准教授、農学生命科学部・人文学部学生22人。中央公民館1人。

ワラビ採りに挑戦！
地域づくり連携事業で弘大生
新和地区 けの汁材料に使用

弘前市北東部の新和地区、新和地区公民館を拠点として、新和地区公民館長以下2人、藤崎准教授、農学生命科学部・人文学部学生22人、中央公民館1人が参加した。新和地区公民館長は「この地区は水田を主力とする純農村地域で、郷土料理の材料を集めるのは大変です。弘大生が来てくれて、地域活性化につながります」と歓迎した。参加者は、館山毅さん宅でワラビ採りの準備をした。ワラビ採りは、ワラビの根を掘り出し、水洗いして、塩水に漬けておく。その後、乾燥機で乾燥させる。乾燥したワラビは、けの汁の材料として使用する。今回の作業は、新和地区公民館と弘大生の連携事業の一環として実施された。

ワラビ採り
ワラビは山に生えるワラビ科の植物で、ワラビの根を掘り出し、水洗いして、塩水に漬けておく。その後、乾燥機で乾燥させる。乾燥したワラビは、けの汁の材料として使用する。今回の作業は、新和地区公民館と弘大生の連携事業の一環として実施された。

けの汁
このお話を聞いたとき、「けの汁をつくるのは大変な作業です」という感想が聞かれました。ワラビ採りに参加した学生は、ワラビの根を掘り出し、水洗いして、塩水に漬けておく。その後、乾燥機で乾燥させる。乾燥したワラビは、けの汁の材料として使用する。今回の作業は、新和地区公民館と弘大生の連携事業の一環として実施された。

★第2回共同作業記録

日 時：7月22日(日) 午前9時～12時

テーマ：材料のメンテナンス(大豆畑の草取り)と地域発見のほっつき歩き

会 場：新和地区(館山毅さん宅かぐじ³⁾・ねぷた小屋)

参加者：新和地区農作業指導者2人、ねぷた小屋(青嵐会)、新和公民館1人。藤崎准教授、農学生命科学部学生7人。中央公民館1人。

★第3回共同作業記録

日 時：9月17日(月) 午後2時～4時

テーマ：材料のメンテナンス(大豆畑の草取り)と地域発見のほっつき歩きⅡ

会 場：新和地区(館山毅さん宅かぐじ³⁾)

参加者：新和地区農作業指導者2人、新和公民館1人。藤崎准教授、農学生命科学部学生5人。ボランティア2人。中央公民館1人。



★第4回共同作業記録

日 時：11月23日(金) 午後1時～6時

テーマ：新和公民館まつりにあわせてけの汁づくりと壁新聞づくり、芸能発表練習

会 場：新和地区体育文化交流センター

参加者：新和公民館3人。藤崎准教授、農学生命科学部学生18人。中央公民館1人。

★第5回共同作業記録

日 時：11月24日(土) 午前10時～午後3時

テーマ：新和公民館まつりでの交流、イベントスタッフとしての参加

会 場：新和地区体育文化交流センター

参加者：新和公民館館長以下4人。新和地区住民多数。藤崎准教授、農学生命科学部・教育学部学生14人。中央公民館1人。



★第6回共同作業記録

日 時：11月25日(日) 午前10時～午後7時

テーマ：新和公民館まつりでの交流、イベントスタッフとしての参加、芸能発表参加

会 場：新和地区体育文化交流センター及び新和公民館

参加者：新和公民館館長以下4人。新和地区住民多数。藤崎准教授、農学生命科学部・教育学部学生14人。中央公民館1人。

[事業についての評価]

新和地区の事業は「公民館まつり」でほぼ終了しましたが、その後アップルウェブ「りんご王国こうぎょくカレッジ」で全体についての「振り返り」をしました。収録は1月に、藤崎准教授、学生の実技指導など多方面にわたって関わった館山毅青年教育指導員、参加した学生3名と筆者との対談という形で行われました。この事業では館山指導員が大学と地域を結ぶキーパーソンとして双方にさまざまなメッセージを発信し、地域住民にとっても姿がよく見え、また学生にとっても理解しやすい事業となりました。既に来年度以降の継続が多く関係者から期待されています。また、イベントだけではなく、もう少ししたら新和地区振興プランに結実させるという方向も検討されています。

(4) 人文学部

タイトルは「船沢を掘り起こせ!」。文字どおり、船沢地区のさまざまなことを好奇心一杯に掘り起こそうという趣旨です。

実施地域は弘前市でも西部、岩木山ろくに近い船沢地区。弥生リゾート開発の「現場」がある地域です。船沢地区公民館を拠点としました。

対応する講座は人文学部公共政策講座(代表 山下祐介准教授)です。

船沢地区の事業は、弘前大学学生・教員と地域住民とが、船沢地区の歴史・風土・りんご産業などを横断的に調査・研究することにより、地域の記憶を掘り起こし、地域住民が自らの地域の良さを再発見し、これを誇りと愛着と共に次の世代に語り継ぐ、という方向性を持つものです。

以下、地道な調査等が多く、しかも頻繁に行われているので、おもな日時とテーマを追って紹介します。

★第1回共同作業記録

日 時：5月17日(木) 午後2時～6時

テーマ：地域の高齢者から入植当時の状況を聞きとり調査



★第2回共同作業記録

日 時：6月7日(木) 午後7時～10時

テーマ：地域の高齢者から入植当時の状況を聞きとり調査

★第3回共同作業記録

日 時：6月14日(木) 午後7時～10時

テーマ：地域の高齢者から入植当時の状況を聞きとり調査

★第4回共同作業記録

日 時：6月28日(木) 午後3時～8時

テーマ：弥生跡地実地調査。夜は町内会連絡協議会から聞きとり調査

★第5回共同作業記録

日 時：7月5日(木) 午後3時～5時

テーマ：聞き取り調査

★第6回共同作業記録

日 時：7月19日(木) 午後2時20分～4時

テーマ：実習報告会(弘前大学内)

★第7回共同作業記録

日 時：8月21日(火) 午後1時30分～3時
30分

テーマ：実習報告会@船沢「船沢・弥生調査
中間報告～弥生リゾート跡地の変
遷とこれからについて～」

会 場：船沢公民館

参加者：山下祐介准教授、人文学部学生4
人。船沢地区の住民(各町会長な
ど)17人。船沢公民館館長以下5
人。弘前学院大学社会教育実習生4
人。中央公民館2人。



★第8回共同作業記録

日 時：10月18日(木) 午後1時30分～9時

テーマ：折笠町会地図調査

★第9回共同作業記録

日 時：10月26日(金) 午前10時30分～12時

テーマ：今後の他の講座を巻き込んだ共同作業の進め方打ち合わせ

★第10回共同作業記録

日 時：11月1日(木) 午後3時～9時
テーマ：現地調査(堰・水路系について)

★第11回共同作業記録

日 時：11月6日(火) 午前8時30分～12時
テーマ：今後の事業展開について打ち合わせ

★第12回共同作業記録

日 時：11月8日(木) 午後1時～9時
テーマ：現地調査(リゾート事業跡地)

★第13回共同作業記録

日 時：11月12日(月) 午前10時～12時
テーマ：現地再調査(堰・水路系について)

★第14回共同作業記録

日 時：11月15日(木) 午後3時～9時
テーマ：聞き取り調査

★第15回共同作業記録

日 時：11月19日(月) 午後1時～5時
テーマ：船沢地域調査

★第16回共同作業記録

日 時：11月29日(木) 午前9時～午後5時
テーマ：現地調査(弥生リゾート事業跡地調査)

会 場：船沢公民館・弥生リゾート事業跡地
参加者：山下准教授、農学生命科学部地域環境科学科地域環境計画学講座檜垣大助教授、人文学部学生4人。船沢地区住民1人。弘前市役所企画課1人、同土木課職員2人。船沢公民館館長以下2人。中央公民館2人



★第17回共同作業記録

日 時：11月29日(木) 午後6時～9時
テーマ：聞き取り調査(萱葺き屋根の実態調査)

[事業についての評価]

船沢地区での事業「船沢を掘り起こせ！」は、弘前市と弘前大学との共同研究（人文学部公共政策講座が担当）と密接にリンクして、この原稿を書いている今も着々と回を重ねています。公民館から働きかけた事業とは100%言い切れない部分もありましたが、船沢地区公民館の前田嘉隆館長と久保田節子社会教育指導員（事務長）が地域の人材を文字どおり熱心に掘り起こしたことにより、公民館の主体性が確立した事業になりました。

今後、連携事業は共同研究とは不即不離の関係で継続することが期待されています。

(5) 医学研究科

タイトルは「楽しんで健康に！」。健康こそが地域活力の重要な基礎であるという認識から出発しています。

実施地域は旧岩木町の岩木地区。岩木山を懐に抱く弘前市西部の大きな地域です。中央公民館岩木館を拠点としました。

対応する講座は医学部社会医学講座（＝当時。現弘前大学大学院医学研究科社会医学講座。代表 中路重之教授）です。

岩木地区の事業は、弘前大学学生・教員と地域住民とが、地域独自の健康体操や軽スポーツを行うとともに、生活習慣病を予防するための知識を学び、健康を維持するさまざまな学習や交流を通じて、生き生きとした地域生活を自ら作っていく、地域に根ざした活動を支援する、という方向性を持っています。

★第1回共同作業

日 時：9月2日（日）午後1時30分～6時

テーマ：健康教室と駒越公民館の活動紹介、
及び岩木地区町会公民館連絡協議
会・情報交換会

会 場：駒越公民館（駒越会館）

参加者：中路重之教授、梅田孝准教授、高橋一平助教、松坂方士助教、同大学院生2人、教育学部院生1人。岩木地区町会公民館長ほか20人中央公民館岩木館 館長以下2人。中央公民館1人。



★第2回共同作業

日 時：12月9日（日）午後1時30分～6時

テーマ：住民総参加の地域コミュニティづくりをめざして～健康で明るい地域づくり～（講演会）

会 場：岩木文化センター「あそべる」

主 催：岩木地区町会公民館連絡協議会・中



中央公民館岩木館

参加者：中路重之教授。岩木地区町会公民館及び地域住民120人。中央公民館岩木館 館長以下12人。中央公民館1人。

[事業についての評価]

ここでの事業は弘前大学医学部が中心となって進められてきた「岩木健康増進プロジェクト」とタイアップした形で進められました。地域住民にとっては慣れ親しんだ健康増進プロジェクトに参加しながら、同時に公民館事業にも参加できるというものです。同プロジェクトの性格上、地域住民は「お客さん」「対象」として参加する傾向が強くなりましたが、プロジェクト自体、今後の「住民の自発的かつ継続的な取り組み」を目指していますので、公民館事業も地域住民によるまちづくりとしてここ1～2年内に成長するものと期待されます。

(6) 保健学研究科

タイトルは「楽しくおっばいしましょ!」。大学側ではこの事業を「藤代ほっとコム」と称しています。「弘前大学との地域づくり連携事業」の母体となったプロトタイプの直接の後継事業です。

実施地域は藤代地区。市街地とは岩木川を挟んでお隣になります。以前は農村地域でしたが、集合住宅多数を含む住宅地があちこちに造られたために人口が増加し、近年になって工業団地も造成されています。

対応する講座は医学部保健学科看護学専攻母子看護学講座(=当時。現弘前大学大学院保健学研究科。代表 三崎直子講師)です。

藤代地区での事業は、弘前大学学生・教員と地域住民とが、母乳育児で生じる問題や不安をともに解決し、地域における子育ての楽しみを見出していくというもので、前年度プロト事業の取り組みスタイルを踏襲しています。

以下、ここもたくさんの積み重ねがあるため、おもな日程とテーマを取り上げて紹介します。

★第1回共同作業記録

日 時：5月8日(火) 午前10時～12時
テーマ：「自由遊び」(幼児サークル)

★第2回共同作業記録 (右の陸奥新報記事2007年6月19日付朝刊参照)

日 時：6月12日(火) 午前10時～12時
テーマ：「ママ、おやつ食べたい! 病気イヤ!」(幼児サークル) ふれあいと講演



★第3回共同作業記録

日 時：7月10日(火) 午前10時～12時
テーマ：「移動おもちゃ館」(幼児サークル)

★第4回共同作業記録

日 時：8月14日(火) 午前10時～12時
テーマ：「ほっとタイム」三崎講師のお話(幼児サークル)

★第5回共同作業記録(右は『藤代公民館だより』9月1日号)

日 時：9月11日(火) 午前10時～12時
テーマ：「子どもの安全について(事故の予防)」扇野先生のお話

★第6回共同作業記録

日 時：11月13日(火) 午前10時～12時
テーマ：絵本読み聞かせ。扇野先生のお話

★第7回共同作業

日 時：12月11日(火) 午前10時～12時
テーマ：「クリスマスのお菓子作り」。

★第8回共同作業

日 時：1月8日(火) 午前10時～12時
テーマ：鈴木先生のお話

藤代公民館だより
平成19年(2007)9月1日
9月の公民館事業計画
公民館の教室・サークル



[事業についての評価]

藤代地区公民館では非公式ながら既に1年間連携事業を実施してきたため、大学側でも地区公民館側でも、要所を押さえた事業展開が可能となっています。同館の山口美智子社会教育指導員(事務長)は、同館を拠点としている幼児サークルのお母さんたちの要望も上手に取り入れ、サークルの催事と本事業を無理なくリンクさせ、あたかも公民館単独の事業であるかのように、それと意識しないで継続していけるよう配慮しています。地域における子育てへの取り組みとして参考となる事例といえるでしょう。

(7) 国際交流センター

タイトルは「身近な国際交流」。国際交流をしようという話になるとよく言われる「国際交流って何?」などという問題はさておき、まずみんなが気軽に参加できるイベントを実施してみよう、ということです。

実施地域は特に設けませんでした。このため、中央公民館(文化センター)が拠点にな

ります。

対応する大学の講座は国際交流センター（代表 センター長 倉又秀一教授）です。主に小山宣子准教授に指導していただきました。

中央公民館での事業は、弘前大学留学生・教員と市民とが、中央公民館の国際交流事業に参画し、事業の企画や調整・実施を通じて互いに学び、ふれあうプロセスを一緒に体験することにより国際交流を身近なものにしていく、というものです。中央公民館サイドでは、いくつかの点で日本人ボランティアの力をお借りすることになりましたが、企画や演出、それにパーティーの進行やラジオでの広報については全て留学生が中心になっています。

留学生の代表者と何回か非公式に打ち合わせをした後、10月から事業がスタートしました。こちらの一部日程とテーマだけを記載しています。

★第1回共同作業

日 時：10月22日（月）午後3時～5時

テーマ：国際交流ふれあいパーティーの企画（その1 全体のアウトライン）

★第2回共同作業

日 時：11月2日（金）午後6時～8時

テーマ：国際交流ふれあいパーティーの企画（その2 具体的な構成とその中身を詰める）

★第3回共同作業

日 時：11月14日（水）午後6時～8時

テーマ：国際交流ふれあいパーティーの企画（その3 具体的な構成と必要物品の洗い出し、参加国のリストアップ）

★第4回共同作業

日 時：12月3日（月）午後6時～9時

テーマ：国際交流ふれあいパーティーの広報のため、FMアップルウェーブ「夜は気ままに」に生出演。国際交流ふれあいパーティーについてパーソナリティーを相手に1時間宣伝。

★第5回共同作業

日 時：12月10日（月）午前11時30分～11時45分

テーマ：国際交流ふれあいパーティーの広報のため、FMアップルウェーブ「行政なんでも情報」に生出演。国際理解講座と国際交流ふれあいパーティーについて、パーソナリティーを相手に15分宣伝。

★第6回共同作業

日 時：12月10日(月)午後6時～8時

テーマ：国際交流ふれあいパーティーの最終セッティングについての企画会議。

★第7回共同作業

日 時：12月15日(土)午後6時～10時

テーマ：国際交流ふれあいパーティーの会場準備・調理下ごしらえ

会 場：弘前文化センター大会議室、弘前文化センター調理実習室

★第8回共同作業

日 時：12月16日(日)午前9時～午後4時

テーマ：国際交流ふれあいパーティーの会場準備・調理下ごしらえ、パーティー運営

会 場：弘前文化センター大会議室、弘前文化センター調理実習室

参加者：韓国、ニュージーランド、中国、タイ、フランスからの留学生計16人、須藤新一弘前大学学生・教育担当理事副学長、弘前大学国際交流センター小山宣子准教授。食生活改善推進員3人。市民ボランティア2人。参加市民88名(カナダ、ルーマニア、ハンガリー、チリの留学生を含む)。中央公民館館長以下6人



★第9回共同作業

日 時：1月26日(土)午後6時30分～8時

テーマ：国際交流ふれあいパーティー反省会議(今後の展開のために)

会 場：弘前文化センター第4会議室

[事業についての評価]

この事業は、もともと公民館主催の「パーティー形式の和やかな雰囲気の中で、外国人の方と市民がお互いに理解を深めることと現代社会に必要な国際感覚を養うことを目的とし」て開催する市民向けのものでしたが、中央公民館職員だけでは参加者のニーズがつかみきれないということと、やはり外国人の好みは外国人が一番よく知っている、という事実を認め、公民館事業に外からのエネルギーを注入してしまおうということで実施されま

した。このため中央公民館事業でありながら連携事業でもあるという、内部的にはわかりにくい事業スタイルとなっています。しかし、市民から見れば、若い外国人留学生が自由な発想で企画運営した楽しいパーティーである、と単純に理解できますので、その結果は記憶にないほど盛り上がったパーティーとなって現れました。

さらに、この事業を通して中央公民館職員の国際理解も飛躍的に高まり、今後の国際交流事業を大いに後押ししてくれるものと思います。なお、韓国人留学生の中には、この事業に参画したことをきっかけにアップルウェブの他の番組「グラッと来たらずラジオ」⁴⁾や「りんご王国こうぎょくカレッジ」に出演し、弘前市民の国際理解に大いに貢献した人もありました。

Ⅲ. 地域からの声、大学からの反応

「弘前大学との地域づくり連携事業」は、7つの事業が同時進行するという事で中央公民館にとっては目の回るような展開となりましたが、それを破綻なく展開できたのはひとえに市民の理解と協力があつたればこそでした。特にそれぞれの地区公民館職員が事業の趣旨をきちんと踏まえ、適切な働きかけをそれぞれの地域でしてくださつたということは重要です。この結果、「連携事業」を実施した地域からは「おもしろかった」「またやりたい」という声が多く届けられ、手応えを感じています。

一方大学からは、今年度は諸事情から参加できなかったが次年度以降は積極的に検討したいという複数の声届けられたほか、学長はじめ理事、学部長、教職員からさまざまな場面でご支援・ご助言をいただきました。このことは、「弘前大学との地域づくり連携事業」は大学が地域に貢献するための一つのチャンネルだ、という積極的な理解に基づくものではないかと推測しますが、それにしてもいろいろな機会⁵⁾を通じて興味津々で注目されていることを感じます。

Ⅳ. 来年度以降の展開予定

平成20年度事業としての「弘前大学との地域づくり連携事業」は、平成19年度の事業を踏まえ、さらにいくつかの講座・地域のセットを上乗せするという量的な拡充を図ります。既に打ち合わせが進んでいるものもいくつかありますので、市民が「面白い」「興味深い」と感じる事ができる学習機会がまた増えることになるはずで

しかし、中長期的な話になるといくつかの問題があるようです。たとえば、冒頭にも書いたように、この事業は筆者の「積極的な公私混同」を具体化したものが出発点になっています。事業を展開する地域に応じてプランを立てる講座は、現に筆者と交流がある先生方の講座に限定されています。ですから、この事業の担当者は今のままではずっとこの事業に張り付いたままではいなければなりません。

これを継続できる生涯学習事業とするためには、後に続くものを育てる必要があります。それは仕事上の後継者の育成でもあります。そしてそれ以上に重要なのは、「弘前大

学との地域づくり連携事業」をきちんとルール化・マニュアル化することです。中央公民館だけでなく地区館でもいろいろなアイデアを事業化できること、弘前大学の教員なら誰でもこの事業に参画できること、それらが整わなくては本当の意味で「地域づくり連携事業」となることはできません。そのため、この事業の参加のルールを明確にすることがこれからの新たな仕事になると思っています。

この稿を終える前に個人的な感想を言わせていただくなら、この事業を通じて大学が地域と一層強固に結びつくことができるなどという建前論よりも、「大学って面白いところだ」と市民が自然に思うことができるようにするとお互いに利益になる、というあたりにこの事業の「ヘソ」があるような気がします。この場合の「お互い」には弘前大学と弘前市民と、そして弘前市そのものも含まれています。市民の共感と応援を得た大学は、そうでない大学に比べたらはるかに強い存在になることができます。そうなったとき、後から振り返ってあれはエポックメイキングな事業だったな、と思えるように「面白く」楽しく続けていきたいと考えています。

V. 終わりに

このレポートは本事業を最初から眺める良い機会となりました。このチャンスを与えてくださった弘前大学生涯学習教育研究センター藤田先生に、この場をお借りして篤く感謝申し上げます。

また、貴重なご指導・ご助言をくださった弘前大学の教職員のみなさん、事業をいろいろな場面で支えてくださった公民館職員と、なによりこの事業を喜んで受け入れてくださった市民のみなさんにお礼を申し上げます。

〈注〉

- 1) 「りんご王国こうぎょくカレッジ」の番組の一部は、弘前大学生涯学習教育研究センターのホームページの「耳よりの学問」で試聴することができます。
- 2) これを東奥日報の櫛引編集委員や人文学部の山下准教授は「よい意味の公私混同」と称しています。私はもう少し強く「積極的な公私混同」と言ってもいいのではないかと思います。
- 3) 津軽弁で「農家の敷地内にある自家消費用耕作スペース」のことを指します。
- 4) アップルウェーブの2時間特別番組。毎年阪神淡路大震災のメモリアルデーを前に、弘前大学、アップルウェーブ、NPO-CAST、NHK放送文化研究所、国立国語研究所などが行う共同研究「やさしい日本語研究会」が、災害情報を外国人や災害時要援護者に伝える効果的な手段「やさしい日本語」をテーマとして制作する減災啓発番組で、この留学生は日本にいる外国人として、コメンテーター役で生出演しました。
- 5) たとえば平成19年12月に生放送したアップルウェーブの2時間特別番組「これが弘前大学の魅力だ」には、初めて学長、3理事、6学部長が総生出演し、地域との関わりを強めたいという大学側の強い意欲を感じることができました。

II. 事 業 報 告

1. 生涯学習教育研究センター主催・共催事業

(1)公開講座

名称・開催日	講師	内 容		会 場
公開講座 「ピアノ指導者のためのブラッシュアップ講座」 8月9日(木) リズム練習の提言 楽譜の読み方 8月10日(金) 古典派の音楽 モーツァルトのソナタをめぐって 時間 10:00~15:00	生涯学習教育研究センター長・教育学部教授 浅野 清	ピアノ学習の過程で必要なリズム練習の方法を提言する。また古典派楽曲の演奏様式を正しく捉えながら、『楽譜を読む』ことの大切さを学ぶ。		教育学部 声楽教室
		対象・参加費	主 催	受講者
		ピアノ指導者及び学習者・一般 4,000円	生涯学習教育研究センター	24名 修了者 22名
公開講座 「高齢化社会を考えよう」 9月19日(水) 充実した長寿を目指して 9月26日(水) 健康のために適度な運動を 10月3日(水) 口腔ケアと口腔がんについて 10月10日(水) 脳の活性化をはかろう 10月17日(水) 少子高齢化の実態 ～各国の現状と日本の動向～ 時間 18:30~20:30	弘前大学長 遠藤 正彦 教育学部 教授 本間 正行 大学院医学研究科 教授 木村 博人 函館共愛会 共愛会病院 副院長 水島 豊 人文学部 准教授 李 永俊	近年、主に先進国で少子高齢化が加速度的に進んでおり、長寿大国日本でも身近な問題となっています。 そこで、このような現象がもたらす社会的な影響や人々の生活の変化などを多角的にとらえ、生き生きとした人生を送るためにはどのように過ごしたらよいかを考えます。		三沢市公会堂
		対象・参加費	主 催	受講者
		一般 5,000円	弘前大学・三沢市	15名 修了者 14名
公開講座 「病気の話」 10月1日(月) わかりやすいピロリ菌と胃の病気の話 10月9日(火) わかりやすい心臓病の話 10月15日(月) わかりやすい皮膚病の話 ～皮膚のガン～	大学院医学研究科 教授 福田 眞作 大学院医学研究科 講師 花田 裕之 大学院医学研究科 教授 澤村 大輔	身近な病気についてわかりやすく解説し、各人が予防策をはじめ早期発見・早期治療を受けられるように最新の知識を提供する。		青森市中央市民センター

10月22日(月) わかりやすい肝炎の話	青森県立中央病院 消化器内科・化学療 法科 副部長 沼尾 宏			
10月29日(月) わかりやすい泌尿器疾患の話 ～前立腺がんの診断と治療～	大学院医学研究科 教授 大山 力	対象・参加費	主 催	受講者
時間 10:00～15:00		一般 5,000円	弘前大学・青 森市	16名 修了者 13名
公開講座 「今、アジアの動きがおもしろい」				八戸市公民館
11月30日(金) 世界の工場・中国の現状と問 題点	弘前大学名誉教授 中屋敷 宏			
12月7日(金) 飛躍するベトナム	教育学部 准教授 秋 葉 まり子			
12月14日(金) 世界経済をリードする現代の インド	人文学部 准教授 林 明	対象・参加費	主 催	受講者
時間 18:30～20:00		一般 3,000円	生涯学習教育 研究センター	29名 修了者 19名

(2) 講演会・セミナー等

名称・開催日	講 師	内 容		会 場
健康医学講座 「糖尿病のすべて」 ー糖尿病にならないために、 糖尿病を治すためにー				弘前市立中央 公民館岩木館
7月26日(木) 時間 13:30～15:00	医学部附属病院 講師 小川 吉 司			
	生涯学習教育研究セ ンター 准教授 菅 世智子	対象・参加費	主 催	受講者
		一般 無料	弘前市・生涯 学習教育研究 センター	42名
生涯学習連続講演会				下北文化会館
8月3日(金) 高齢者に係わる国の制度	人文学部 講師 飯 考 行			
9月14日(金) 運動とリハビリテーションに よる脳の活性化	大学院保健学研究科 教授 岩 田 学			
10月19日(金) 少しの工夫で元気な身体	教育学部 教授 本 間 正 行			

時間 18:30~20:30		対象・参加費	主 催	受講者	
		一般 無料	生涯学習教育 研究センター・ むつ市教育委 員会	延べ 78名	
生涯学習フェア2007 「大学-地域連携セミナー」 10月3日(水) 化学を学ぶおもしろさ 社会科学を学ぶおもしろさ 時間 16:00~17:30	教育学部 准教授 長 南 幸 安 生涯学習教育研究セ ンター 准教授 藤 田 昇 治	あなたも、1日大学生に なってみませんか? 県内6大学の講座を県内4 大学で受講できます。			青森西高等学 校
		対象・参加費	主 催	受講者	
		一般 無料	青森県総合社 会教育セン ター 生涯学習教育 研究センター 共催	延べ 59名	
生涯学習連続講演会 「明日の教育を考える」 10月9日(火) 「早寝早起き朝ごはん」運動と 地域の教育力 10月16日(火) 教員養成の在り方を考える 時間 10:00~15:00	生涯学習教育研究セ ンター 准教授 藤 田 昇 治 教育学部教員養成学 研究開発センター 准教授 福 島 裕 敏	教育再生会議などで教育を めぐる様々な議論がなされて いますが、教員の養成の在り 方を教員・保護者・地域住民 みんなで考えてみましょう。 また、「早寝早起き朝ごはん」 運動が注目されていますが、 改めて子どもの生活実態と教 育の在り方を考えてみましょう。			医学部コミュ ニケーション センター 弘前大学八戸 サテライト (テレビ会議 システム利用)
		対象・参加費	主 催	受講者	
		一般 無料	生涯学習教育 研究センター	弘前会場 延べ 51名 八戸会場 延べ 14名	
生涯学習特別講演会 「身体とこころのあり方」 10月12日(金) 基調講演 アレクサンダー・テクニーク とは何か シンポジウム 身体と心のあり方 - 舞踏、音楽、演劇をめぐって - 時間 18:00~21:00	声楽家、アレクサンダー・ テクニーク指導者協会 (STAT)公認教師 小 野 ひとみ パネリスト 声楽家、アレクサンダー・ テクニーク指導者協会 (STAT)公認教師 小 野 ひとみ 中村流十世家元七代目 中 村 虎 治 演出家、青森県立美 術館芸術総監督 長谷川 孝 治	立ったり座ったり歩いたり、 普段私たちが無意識に 使っている動きを、舞踏、音 楽、演劇をキーワードに再検 討することで、豊かな生活の 手段としての体のあり方を探 ります。			弘前大学創立 50周年記念会 館

	コーディネーター 教育学部 准教授 今田 匡彦	対象・参加費 一般 無料	主 催 生涯学習教育 研究センター	受講者 78名
弘前大学総合文化祭実施事業 懇談会 「高大連携を考えるーキャリア 教育の充実を目指してー」 10月28日（日） 時間 13：30～15：30		今日の教育課題として、 「高大連携」を図る必要性が 指摘されていますが、「キャ リア教育」に焦点をあて、高 校・大学それぞれの経験を交 流することでキャリア教育の 充実を目指す。		弘前大学創立 50周年記念会 館
		対象・参加費 教育関係者 一般 無料	主 催 生涯学習教育 研究センター	受講者 12名
生涯学習連続講演会 「今日の教育問題を考える」 11月8日（木） 「早寝早起き朝ごはん」 運動と運動と地域の教育力 11月15日（木） 今求められる子育てとは 11月22日（木） 子供の体力・運動能力をめぐ る現状と課題	生涯学習教育研究セ ンター 准教授 藤田 昇 治 教育学部 講師 管田 貴 子 教育学部 教授 清水 紀 人	就学前の用事や学齢期の児 童生徒に焦点をあて、「子育 て」・「教育」をめぐる問題 を、幼稚園・保育所・学校な どの教育関係者をはじめ、保 護者や地域住民も一緒に考え ていきましょう。		北通り総合文 化センター 「ウイング」 (大間町)
		対象・参加費 一般 無料	主 催 生涯学習教育 研究センター 大間町教育委 員会 共催	延べ 66名
生涯学習講演会 「市民のための臨床検査医学」 ～病気と検査の話し～ 11月10日（土） 時間 13：30～15：00	大学院医学研究科 教授 保嶋 実	予測される疾患に対するい ろいろな検査について、その 検査値を正しく理解するこ と、また検査方法についての 予備知識を得ることは病気の 予防そして早期発見にととも 大切なことです。 上手に検査を受け、受けた 検査の意味を理解できるよう に学んでみませんか？		医学部コミュ ニケーション センター
		対象・参加費 一般 無料	主 催 生涯学習教育 研究センター	受講者 51名
生涯学習講演会 「七戸町民大学」 11月17日（土） ストレスとストレスの解消法	保健管理センター所長 佐々木 大 輔	パチンコ、ゴルフ、テレビ ゲーム、ショッピングなどで 日頃のストレスを発散してい ますか。でも、それが本当に ストレス解消になっているの でしょうか。		七戸南公民館

時間 13:30~15:30		心の健康は、自分だけでなく家族や周りの人にも影響を与えます。ストレスを正しく理解し、上手にストレスと付き合えるようになりませんか。		
		対象・参加費	主 催	受講者
		一般 無料	生涯学習教育 研究センター 七戸町教育委 員会 共催	29名
生涯学習連続講演会 「健康を考える」 1月15日(火) 21世紀を生きる健康モデル －健康の維持増進にとって大切な要因－ 2月19日(火) 健康と食 3月18日(火) 適度な運動で健康を保持しよう 時間 18:30~20:30	教育学部 教授 伊藤 武 樹 教育学部 講師 齋藤 尚 子 教育学部 教授 戸塚 学	「長生き」も「健康」であってこそ。健康を保持するために必要とされる基本的な知識・考え方や食生活の在り方を問い直してみましょ。また、「適度に運動する」ことの大切さを再確認しましょ。		
		対象・参加費	主 催	受講者
		一般 無料	生涯学習教育 研究センター 風間浦村教育 委員会 共催	延べ 117名
		風間浦村総合 福祉センター 「げんきかん」		
生涯学習講演会 2月21日(木) 学校におけるいじめの構造と 克服の路 時間 18:30~20:00	教育学部 教授 大谷 良 光	ますます深刻化する「いじめ問題」。「教育再生会議」などでも様々に議論されていますが、「いじめ問題」を掘り下げ、実効性のある対処の仕方を教員・保護者・地域住民みんなで考えましょ。		
		対象・参加費	主 催	受講者
		教育関係者 一般 無料	生涯学習教育 研究センター	八戸 11名 弘前 26名
		弘前大学八戸 サテライト・ 医学部コミュ ニケーション センター（テ レビ会議シス テム利用）		

(3)受託事業

名称・開催日	講師	内 容		会 場
あおもりツーリズム人づくり大学 「はやて」 6月28日(木) イントロダクション 7月5日(木) 航空機におけるホスピタリティ 7月12日(木) 津軽衆だおな～ -ことばは思いやりから- 7月19日(木) 観光施設におけるホスピタリ ティ 7月26日(木) 観光における課題検討法 8月30日(木) 宿づくり・まちづくり・その 仕掛けづくり 9月6日(木) 地域でがんばろう 9月13日(木) 青森県の特産品と観光物産の 考え方 9月20日(木) 映画から考える地域の魅力と ツーリズム 9月27日(木) 2010年、その時あなたは… 10月25日(木) 成果発表会 時間 18:30～20:30	人文学部 准教授 森 樹 男	2010年の東北新幹線新青森 駅の開業を控え、いま地域で できることは何か。地域活性 化、企業・個人としてのビジ ネスチャンス、行政としての 課題なども視野に入れなが ら、ホスピタリティ能力の向 上、地域の魅力向上などを考 えます。		総合教育棟、 弘前市立観光 館 他
	株式会社日本航空インターナショナル 客室本部羽田客室乗員部 先任キャビンスーパーバイザー 秋 元 礼 子			
	NHK弘前支局長 山 本 和 之			
	弘前観光コンベンション 協会 専務理事 飯 塚 和 剛			
	特定非営利活動法人日本ツー リズムオペレーション 理事長 高 橋 利 友 起			
	観光カリスマ 陶泉 御所坊 主人 金 井 啓 修			
	大間町あおぞら組 組長 島 康 子			
	教育学部 教授 石 川 善 朗			
	人文学部 准教授 熊 野 真 規 子			
	東日本旅客鉄道株式会社 秋田支社 営業部長 石 塚 友 寛			
	観光業関係者 一般 学生 学生 5,000円 一般 10,000円 法人 15,000円	生涯学習教育 研究センター・ 青森県	30件 修了者 21件	

(4) 研修等

名称・開催日	講師	内 容		会 場
平成19年度学区まなびい講座運営代表者研修会 5月17日（金） これからの地域生涯学習 ～地域と学校を結んで～ 時間 14：30～16：30	生涯学習教育研究センター・准教授 弘前市社会教育委員長 藤 田 昇 治	弘前市の学区まなびい講座運営代表者及び公民館職員が一堂に会し、生涯学習、社会教育にかかわる課題について学習し運営担当者の資質向上を図る。		弘前市文化センター
		対象・参加費	主 催	受講者
		各学区まなびい講座運営担当者、まなびい講座開設学区の各小学校校長、生涯学習課職員、中央公民館職員 無料	弘前市立中央公民館 生涯学習教育研究センター共催	20名
平成19年度公民館職員等研修会「地域生涯学習のいっそうの発展をめざして」 6月22日（金） 今、公民館職員に求められているもの 時間 10：00～12：00 6月29日（金） ワークショップ 時間 18：30～20：30	生涯学習教育研究センター・准教授 藤 田 昇 治	「少子高齢化」のいっそうの進行、グローバル化の中での地域経済の地盤沈下、「いじめ」などの教育問題の深刻化等々、地域住民の生活をめぐる課題は多様化し、住民の学習を基礎とした共同・協働の取り組みが求められています。 生涯学習関係職員として、住民の多様な学習・文化・スポーツ要求をサポートするとともに、地域のネットワーク形成を図ることが求められているところであり、こうした地域のニーズに対応して職員の専門的知識、技能習得を目指す研修会を実施した。		22日 弘前市総合学習センター 29日 弘前大学創立50周年記念会館
		対象・参加費	主 催	受講者
		公民館、生涯学習課及び学習情報館の生涯学習関係職員 無料	生涯学習教育研究センター・弘前市学習情報館	延べ 50名

名称・開催日	講師	内 容		会 場	
高大連携によるキャリア教育推進講座 1月8日(火) 時間 17:30~20:00 1月12日(土) 時間 9:00~12:00 1月17日(木) 時間 17:30~20:00 2月9日(土) 時間 9:00~12:00 2月14日(木) 時間 9:00~12:00 2月27日(水) 時間 9:00~12:00 3月3日(月) 時間 9:00~12:00	生涯学習教育研究センター・准教授 藤田昇治 青森県教育委員会 生涯学習課主任指導主事 坂本徹	「高大連携によるキャリア教育」を推進する事業の一環として、学生として身につけるべき「キャリア」(職業および生活スキルを中心として)について理解を深める「場」とする。		総合教育棟・弘前大学創立50周年記念会館	
		対象・参加費	主 催		受講者
		大学生 無料	生涯学習教育研究センター・青森県教育委員会生涯学習課		延べ 57名

(5)ホームページ OnLine公開講座

本センターの役割の一つである、弘前大学をより広く市民に知ってもらうことを目的として、ホームページの充実を図り、これまでのページに以下の項目を追加した。

○シリーズ3「市民のための老年病学」

第13回	誤嚥性肺炎	(医学部老年科学講座	水 島 豊)
第14回	認知症	(医学部老年科学講座	久 永 明 人)
第15回	うつ病	(医学研究科精神医学講座	兼 子 直)
第16回	骨粗鬆症	(医学研究科産科婦人科学講座	樋 口 毅)
第17回	高齢者の腰痛	(青森慈恵会病院整形外科・部長	岡 田 晶 博)
第18回	関節リウマチ	(医学研究科老年科学講座	浦 田 幸 朋)
第19回	めまい・ふらつき (医学部附属脳血管病態研究施設神経統御部門	馬 場 正 之)	
第20回	慢性腎不全 (医学部附属病院循環器内科・呼吸器内科・腎臓内科	中 村 典 雄)	

第21回	排尿障害	(医学研究科泌尿器科学講座	大山 力)
第22回	老人性皮膚そう痒症	(医学研究科皮膚科学講座	武田 仁志)
第23回	高齢者の視力障害	(医学研究科眼科学講座	中澤 満)
第24回	高齢者の聴力障害	(医学研究科耳鼻咽喉科学講座	南場 淳司, 新川 秀一)
第25回	高齢者の睡眠障害	(医学部老年科学講座	久永 明人)
第26回	高齢者の貧血	(保健学研究科病因病態検査学講座	高見 秀樹)
第27回	高齢者の口腔ケア	(医学研究科歯科口腔外科学講座	木村 博人)
第28回	高齢者に多い救急疾患	(医学部附属病院総合診療部	加藤 博之)
第29回	高齢者の漢方治療	(医学部老年科学講座	久永 明人)
第30回	高齢者の在宅介護のコツ	(医学部附属病院地域連携室	村上 裕子)
第31回	高齢者の栄養管理	(医学部附属病院栄養管理部	平野 聖治)
第32回	がんはなぜできるのか?	(共愛会病院 副院長	水島 豊)
第33回	がんの疫学と予防	(医学研究科社会医学講座	中路 重之)
第34回	化学療法 - 最近の進歩 -	(三沢市立三沢病院	坂田 優)
第35回	放射線治療の最近の進歩	(医学研究科放射線医学講座	阿部 由直)
第36回	緩和医療	(医学部附属病院麻酔科	佐藤 哲観)
第37回	肺がん	(医学部附属病院呼吸器外科・心臓血管外科	對馬 敬夫)
第38回	食道がん	(医学部附属病院放射線部	青木 昌彦)

○シリーズ4「市民のための臨床検査医学」- 病気の予防と検査の話 -

執筆者 医学研究科臨床検査医学講座 教授 保嶋 実

第5回	血液検査
第6回	生化学検査 (I) - 脂質関連検査 -
第7回	生化学検査 (II) - 糖質関連検査 -
第8回	生化学検査 (III) - 肝機能検査 -
第9回	生化学検査 (IV) - 尿酸 -
第10回	生化学検査 (V) - メタボリックシンドローム -

充実した長寿目指し



道藤学長省の話に熱心に聞き入る市民たち

高齢化社会を考えた
—をテーマにした弘前大
学公開講座が十九日に三
沢市公会堂で開講。初日
は同大学の遠藤止彦学長
が、医学研究者の立場か
ら、「充実した長寿を目指
して」と題して講演した。

公開講座は同大学と同
市教委の共催で今回が七
回目。本年度は長寿大國
日本にとつて最も身近な
問題である高齢化に焦点
を当て、十月十七日まで
毎週水曜日(五)に開講。

この日の第一回講座に
は約五十人の
市民が参加し
た。道藤学長
は充実した長
寿を目指すた
めの条件とし
て「何年生き
るかより、あ
と何年自立し
て生きられる
かの健康寿命
の考え方が大
切」と強調し
た。そのため
の老化防止三
カ条として、
①バランスの
取れた食事②
適度の運動③
安定した精神生活—を華
げ「これらが一つでも欠
けると生活は不快にな
ると語った。

安定した精神生活—を華
げ「これらが一つでも欠
けると生活は不快にな
ると語った。
クイズを交えたり、ユ
ーモアたっぷりの講座に
市民たちは熱心に耳を傾
けていた。(斎藤光政)

9月20日 東奥日報 (19面)

動きと心の関係探る

弘前で声楽家・小野さん特別講演



考え体を動かすことの大切さを語る小野さん

心身コントロール法紹介

弘前大学生産学習教育研究センター(セン
ター)長・淺野眞教育学科教授は十日、弘
大創立五十周年記念会場のくまのホールで、
弘大生涯学習特別講演会「身体と心のあ
り方」を聞き、心身コントロール法の「アレ
クサンダー・テクニク」の考えを善に動き
と心の関係を探った。

講演会には日本人で初 基に開発した心身コント
ロール法。
めてアレクサンダー・テ
クニク指導者協会の認
定教師となった声楽家の
小野ひとみさんを招き、
基調講演「アレクサンダ
ー・テクニクとは何
か」と、シンボジウム
「身体と心のあり方
—舞踊、音楽、演劇をめ
くって」を行った。

アレクサンダー・テク
ニクは、オーストラリ
アの演劇人F・M・アレ
クサンダーが自身の「声
が出ない」という経験を

なつてその動きに体がど
らわれ、本来したいこと
を妨げることもある」と
説明。その上で、心と
身体が一体となっている
際の動きの快適さを述
べ、習慣化する日常の動
作に気付き、考えてから
行動することを提案し
た。

この後、中村流十世家
元七代目の中村虎治さん
と演劇家の長谷川孝治さ
んが、コーディネーター
に弘大教育学部の今田匡
彦准教授を迎え、舞踊や
演劇という表現者にとつ
ての心と身体について、
互いの経験を踏まえて論
り合った。

10月16日 陸奥新報 (17面)

○あおもりツーリズム人づくり大学「はやて」

講義：航空機におけるホスピタリティ



イベント：弘前市内見学ツアー



○テレビ会議システムを利用した講演会

「明日の教育を考える」(弘前会場)



「学校におけるいじめの構造と克服の路」(八戸会場)



○公開講座「ピアノ指導者のためのブラッシュアップ講座」



2. 学部の主催事業など

(1)人文学部

名称・開催日	講師	内 容		会 場	
亀ヶ岡文化研究センターの常設展示 オープンキャンパス時他常設展示	人文学部 教授 藤 沼 邦 彦 考古学ゼミ学生が解説	常設展示の内容を充実させ、展示室及び考古学実習室で公開する。 展示内容 (1)亀ヶ岡文化関係資料(弘前大学で調査したもの、弘前市教育委員会・青森県立郷土館などの出土品) (2)弥生文化関係資料(田舎館村教育委員会などで調査したもの) (3)樺太の考古資料(船木コレクション。寄贈品) (4)亀ヶ岡式土器の文様をヒントとした津軽塗りの作品 (5)青森県三戸町杉沢遺跡出土品の公開		人文学部附属 亀ヶ岡文化研究センター	
		対象・参加費	主 催		受講者
		一般学生 教員 無料	人文学部附属 亀ヶ岡文化研究センター		400名
津軽学公開講座 「場のちから 地の記憶」 8月4日(土) 第1部 (1)記憶を掘り起こし、名付け、物語を創造して空間が場所になる 第1部 (2)地方にある文化の将来を開く鍵 第2部 語り合い「場のちから 地の記憶」 時間 14:00~17:00	東北芸術工科大学大学院長 赤 坂 憲 雄 文芸・美術評論家 針 生 一 郎 教育学部 教授 北 原 啓 司 人文学部 教授 作 道 信 介 メディアプランナー 川 嶋 大 史 人文学部 准教授 山 下 祐 介	「津軽学」刊行のきっかけとなった「東北学」を提唱、確立した赤坂憲雄氏の講演の他、「場のちから 地の記憶」をテーマに、過去、現在、未来の津軽を見つめ、さまざまな視点で津軽を論じる。		弘前大学創立 50周年記念 会館みちのく ホール	
		対象・参加費	主 催		受講者
		一般学生 教員 無料	人文学部・津 軽に学ぶ会		150名

名称・開催日	講師	内 容	会 場	
第3回 雇用政策研究センターフォーラム 「青森県の労働市場と雇用創出」 10月28日(日) 時間 14:00～16:00	人文学部客員教授 青森地域社会研究所 常任理事 高山 貢 大学院地域社会研究科 教授 佐々木 純一郎 人文学部 准教授 李 永 俊	地域の中の若年者の雇用問題をセンターが行った「若年者の就業状況と意識に関する調査」の結果を元に、その現状と課題に関して多くの専門家を交えて議論し、雇用状況の改善策を模索する。	弘前大学創立50周年記念会館	
		対象・参加費	主 催	受講者
		一般 無料	人文学部附属 雇用政策研究 センター	100名
第4回 雇用政策研究センタービジネス講座 「企業誘致と雇用創出」 11月26日(月) 時間 18:00～20:00	並木精密(株)青森工場 工場長 渡 辺 一 弥 QMS マネージャー 山 本 繁 明	企業調査グループの調査研究を主目的とし、企業経営者を招いて誘致企業の雇用状態のヒアリングをする。	弘前大学創立50周年記念会館会議室	
		対象・参加費	主 催	受講者
		一般 無料	人文学部附属 雇用政策研究 センター	30名
鈴木清順の世界 —日本映画における耽美主義 11月29日(木) 時間 16:00～18:30	明治学院大学 文学部 教授 四方田 犬 彦	半世紀にわたる鈴木清順の映画のなかから、1960年代を代表するアクション映画『野獣の青春』『刺青一代』、また1980年代の『ツイゴイネルワイゼン』『夢二』の4本をとりあげ、鈴木清順のマニエリズム的な演出について分析し、戦後日本映画のなかでそれがもつ意味を考える。	弘前大学創立50周年記念会館みちのくホール	
		対象・参加費	主 催	受講者
		一般・学生・ 教員 無料	人文学部	260名
弘前大学人文学部フォーラム 「日本の言語外交Ⅴ」 米国の国歌安全保障言語イニシアティブ政策について 1月26日(土) 第1部：講演 第2部：フォーラム	米国・国務省外交官 デール・ラージェント 米国・国務省外交官 デール・ラージェント	英語は圧倒的な力で世界の隅々まで浸透。これに直面する非英語圏は、自国の言語をどう保護し、育成するのが重要課題。ブッシュ大統領は、アメリカ人の外国語能力向上のために2007年度予算で1.14億ドルを議会に請求。幼稚園から大学まで通じた外国語教育をすると演説。英語は世界中で通じる万能な共通語なのに、なぜ131億円も使って	弘前大学創立50周年記念会館みちのくホール	

時間 13:00~17:00	人文学部 教授 ビクター・カーベーター	アメリカは外国語教育をするのか。この疑問への答を求めてフォーラムを開催。		
	国際交流センター 教授 大西 純	対象・参加費	主催	受講者
	人文学部 教授 佐藤和之	一般学生 教員 無料	人文学部	250名

(2)教育学部

名称・開催日	講師	内 容		会 場	
公開講座 「自分づくり」のための道標 8月25日(土) 日本語の中の女と男 元気に年をとりましょう!! -第3弾- 健康作りのための運動基準でなに?! 時間 13:00~16:30	教育学部 准教授 郡 千寿子 教育学部 教授 戸塚 学	「自分づくり」は人生のゴールインするまで、生涯の課題でもあります。その「自分づくり」にわれわれ教育学部のスタッフがほんの少しでもお手伝いできればということ、それぞれ専門とする立場から「自分づくり」のための「道しるべ」を立てて行きます。講座内容は、人文科学、自然科学、健康科学、芸術等の視点から生活の知恵や教養を深める糸口をごく身近な題材からわかりやすく展開します。		鶴田町公民館	
		対象・参加費	主催		受講者
		一般 2,000円	教育学部・鶴田町教育委員会		30名
公開講座 「自分づくり」のための道標 10月6日(土) 元気に年をとりましょう!! -第3弾- 健康作りのための運動基準について -第4弾- 手軽な運動から始めよう!! 10月13日(土) 地域の文化・方言について エレキテルの魅力	教育学部 教授 戸塚 学 教育学部 准教授 郡 千寿子 教育学部 教授 東 徹	「自分づくり」は人生のゴールインするまで、生涯の課題でもあります。その「自分づくり」にわれわれ教育学部のスタッフがほんの少しでもお手伝いできればということ、それぞれ専門とする立場から「自分づくり」のための「道しるべ」を立てて行きます。講座内容は、人文科学、自然科学、健康科学、芸術等の視点から生活の知恵や教養を深める糸口をごく身近な題材からわかりやすく展開します。		つがる市生涯学習交流センター 教育学部	
		対象・参加費	主催		受講者
		一般 2,000円	教育学部・鶴田町教育委員会		30名

10月20日(土) 『論語』に学ぶ「楽」な生き方 トロンボーンを知る・聴く・感じる 10月27日(土) 「青森県民の色好み？」 青森県民の4都市色感嗜好調査から メンタルヘルスについて 時間 13:00~16:30	教育学部 教授 山田 史生 教育学部 教授 和田 美亀雄			
	教育学部 教授 石川 善朗	対象・参加費	主 催	受講者
	教育学部 教授 本間 正行	一般 7,000円	教育学部・つがる市教育委員会	12名
Mostly Lecture ~公開レッスンと講義~ 12月22日(土) 時間 10:00~15:00	教育学部 教授 浅野 清 教育学部 准教授 杉原 かおり 教育学部 教授 和田 美亀雄 教育学部 准教授 今田 匡彦	公開レッスン(10:00~12:00)を①ピアノ(浅野担当)②声楽(杉原担当)③トロンボーン(和田担当)の各分野に分け、作品の解釈や技術的な改善方法など、演奏表現に関わる指導を行った。また講義「身体と音楽」(今田担当)においては、両者の関係性について論じ、表現に向けてのアプローチに一石を投じる視点を受講者に与えた。	教育学部音楽棟	
		対象・参加費	主 催	受講者
		一般 (20年度教育学部入学試験受験予定者除く) 2,000円	教育学部附属国際音楽センター	21名
中学校理科・力学実験を題材にした物理学講座 8月1日(水) 時間 10:00~15:00	教育学部 教授 山本 逸郎	中学校理科1分野の教科書に記載されている力学実験を題材に、物理の基礎事項(発展事項)を解説していきます。今回は、1)力学台車を使った水平運動・斜面運動で、車輪の回転を考慮すると力学台車は本当はどのような運動をするのか。2)斜面上に球を転がし木片に衝突させて物体の位置エネルギーを調べる実験で、球の質量と木片の移動距離の関係は教科書では比例のグラフが載っているにもかかわらず、実際に実験すると比例しないのはなぜか等を扱います。	教育学部	
		対象・参加費	主 催	受講者
		現職教員及び教育関係者 無料	教育学部	3名

名称・開催日	講師	内 容	会 場	
津軽の地球史500万年 8月1日(水) 時間 10:00~15:00	教育学部 教授 鎌田 耕太郎	海から生まれる大地はどのようにして今のような姿になったのでしょうか。県内には約2,000万年前の日本海誕生以降の地層がみられます。特に津軽地域では、約500万年前から活発な地殻変動や火山活動が始まりました。この講座では昔の火山の断面が見られる場所や海底でエイが餌をあさっていた証拠、激しい潮流が流れていた様子が見られる地層などを紹介します。津軽地域に、どれほど変化にとんだ地球史が展開されてきたのか学習してみましょう。	弘前大学青森サテライト教室	
		対象・参加費	主 催	受講者
		現職教員及び教育関係者無料	教育学部	9名
一歩進んだ発達障害の理解と支援 —教室・学校現場での特別支援教育— 8月6日(月) 時間 10:00~16:00	教育学部 教授 安藤 房 治 教育学部 教授 松本 敏 治 附属特別支援学校 教諭 中村 修 他	学校教育法改正により平成19年4月から小・中学校での特別支援教育の実施とそれに対する特別支援学校からの支援が本格実施されます。すべての学校の教員が軽度発達障害児童・生徒など特別支援が必要な子どもについての理解と具体的支援が期待されます。そこで本講座は、教育相談・支援事例を示しながら、軽度発達障害の一般的理解だけではなく、一歩進んだ発達障害の理解と支援に関する研修とします。	教育学部	
		対象・参加費	主 催	受講者
		現職教員及び教育関係者無料	教育学部	16名
植物の形を見る —栽培し、食べるために— 8月7日(火) 時間 10:00~17:00	教育学部 教授 肥田野 豊	動物と比べて、植物の体の作り(体制)は一見単純であるにも関わらずわかりにくいところがあります。生長に伴って次第に複雑になっていきますが、その変化は昆虫などの変態とも違います。また同じ種類の植物においても、季節的な変化や、個体間差が	弘前大学八戸サテライト	

		<p>顕著です。しかし植物の体制にももちろん規則性があり、それを知ることは栽培や利用の場面も含めて重要なことと考えられます。この講座では、植物の主に地上部の基本構造であるシュートの概念に基づいて、植物、特に栽培植物の形を見ていきます。</p>		
		対象・参加費	主 催	受講者
		現職教員及び教育関係者 無料	教育学部	2名
<p>やってみよう電気と光の実験</p> <p>8月10日（金）</p> <p>時間 10：00～15：00</p>	<p>教育学部 准教授 櫻 田 安 志</p>	<p>この講座は、これから実験的なアプローチによる授業を始めたいと考えておられる先生方を対象として、初歩的な実験と一緒にこなうことで、電気および光学の知識を確認するとともに、実験の楽しさを再確認することを目的としたものです。今回の実験は、静電現象、発光現象、散乱現象などに関する内容を中心として行なう予定です。身近なものを利用して、お金を掛けずにできる実験を行ないたいと考えています。</p>	<p>弘前大学青森サテライト教室</p>	
		対象・参加費	主 催	受講者
		現職教員及び教育関係者 無料	教育学部	3名
<p>教師のためのノーベル化学賞入門</p> <p>8月10日（金）</p> <p>時間 10：00～15：00</p>	<p>教育学部 准教授 長 南 幸 安</p>	<p>2000年白川英樹氏、2001年野依良治氏、2002年田中耕一氏と日本の科学者が3年連続でノーベル化学賞を受賞しました。しかしその業績内容は「導電性高分子の発見と開発」「不斉触媒による水素化反応の研究」「生体高分子の同定および構造解析のための手法の開発」と非常に難しくわかりにくいものです。そこで本講座では、これら日本人ノーベル化学賞受賞者の業績を中心に、簡単な解説講座を行います。目標としては児童・生徒にもわかりやすく伝えられるまでの理解を目指します。</p>	<p>弘前大学八戸サテライト</p>	
		対象・参加費	主 催	受講者
		現職教員及び教育関係者 無料	教育学部	4名

(3)大学院医学研究科

名称・開催日	講 師	内 容		会 場
肥満と健康 8月31日(金) 肥満：体の中でどんなことが おこっているのか？ 睡眠時無呼吸について 9月7日(金) 社会医学からみた肥満 「過食と嘔吐」の心理的意味 時間 18：30～20：30	内分泌代謝内科学講座 准教授 玉澤直樹 附属病院耳鼻咽喉科医員 舩山淳子 社会医学講座 教授 中路重之 神経精神医学講座 准教授 矢部博興	肥満は様々な疾患を引き起こすと言われております。そこで、今回医学研究科では、肥満が引き起こす疾患とその予防について、それぞれの専門の先生方から最新の情報をお話いただくことになりました。なお、医学研究科公開講座の参加費は無料です。この機会に多数の方々にご来場いただき、今回の企画が皆様の健康と生活向上に役立つことを期待しております。		医学部コミュニケーションセンター
		対象・参加費	主 催	受講者
		一般無料	大学院医学研究科広報委員会	延べ 111名
脳の病気の予防と治療 9月9日(日) 時間 10：00～11：30	医学研究科 教授 大熊洋揮 医学研究科 講師 浅野研一郎 医学研究科 講師 中野高広 医学研究科 講師 嶋村則人	脳卒中をはじめとする脳の疾患の予防法と治療法に関して平易に解説を行う。脳は傷害されると再生しない唯一の臓器であり、その障害により運動麻痺、言語障害、認知症など様々な後遺症をもたらす。従って、こうした病気にかからないことが最も重要であり、次いで早期の診断が治療成績を左右する要素となる。脳卒中を中心に、脳腫瘍、頭部外傷などに関して、予防およびどのような症状に気を付け病院にかかればよいかを説明する。		医学部コミュニケーションセンター
		対象・参加費	主 催	受講者
		一般無料	大学院医学研究科	45名
弘前大学大学院医学研究科健康・医療講演会 11月24日(土) 血液ガンと骨髄移植 肺ガンの外科治療の現状 時間 14：00～16：00	青森県立中央病院 血液内科部長 久保恒明 医学部附属病院 呼吸器外科・心臓血管外科 講師 對馬敬夫	大学院医学研究科では、「地域に貢献する大学」を目指し、毎年、青森県内自治体病院のご協力の下に、広く青森県在住の一般市民を対象とし、「健康・医療講演会」を開催しております。		県民福祉プラザ大研究室
		対象・参加費	主 催	受講者
		一般無料	大学院医学研究科広報委員会 青森県立中央病院・(社)青森医学振興会 共催	44名

名称・開催日	講師	内 容	会 場	
弘前大学大学院医学研究科 健康・医療講演会 12月1日(土) がんの疫学と予防 危険な心臓病の予防・管理 時間 14:00~16:00	八戸市立中央病院 消化器内視鏡科長 兼化学療法科長 前 田 俊 一 大学院医学研究科 循環呼吸腎臓内科学 講座 准教授 長 内 智 宏	大学院医学研究科では、「地域に貢献する大学」を目指し、毎年、青森県内自治体病院のご協力の下に、広く青森県在住の一般市民を対象とし、「健康・医療講演会」を開催しております。	八戸市立市民病院講堂	
		対象・参加費	主 催	受講者
		一般無料	大学院医学研究科広報委員会 八戸市立市民病院・(社)青森医学振興会 共催	72名
公開実験 極寒の環境下での医療チームが活動する救護所の検討実験 2月16日(土) 時間 9:30~15:00	大学院医学研究科 救急・災害医学講座 教授 浅 利 靖	極寒、吹雪の山で救急初療を行える環境を確保するためにフレーム式テント、ジェットヒーターを使用しそれが可能かの実験を行った。	八甲田山ホテル城が倉駐車場	
		対象・参加費	主 催	受講者
		医師 看護師 救急隊員 市民 無料	大学院医学研究科救急・災害医学講座	30名

(4)大学院保健学研究科

名称・開催日	講師	内 容	会 場	
公開講座 「施設における寝たきりをなくす －廃用症候群予防の理論と実践－」 9月14日(金) 廃用症候群予防の実際 廃用症候群における骨関節病変 廃用症候群の予防に必要な基礎知識 廃用症候群予防の実践対策(実習)	保健学研究科 教授 若 山 佐 一 秋 元 博 之 岩 田 学 保健学研究科 准教授 石 川 玲 尾 田 敦 對 馬 栄 輝 保健学研究科 助教 吉 田 英 樹 成 田 大 一 保健学研究科 助手 藤 田 俊 文 赤 池 あらた	施設の看護・介護職員を対象として、寝たきりの発生をなるべく予防することを目的として「廃用症候群の予防に必要な基礎知識」・「廃用症候群における骨関節病変」・「廃用症候群予防の実際」についての講義を行い、廃用症候群予防の実践対策についての実習を行う。	大学院保健学研究科	
		対象・参加費	主 催	受講者
		介護職員及び 保健師等老人 福祉に携わる 方 2,000円	大学院保健学研究科	31名 修了者 31名
時間 9:00~15:10				

(5)医学部附属病院

名称・開催日	講 師	内 容		会 場
第1回 弘大病院がん診療市民公開講座 「切るガン・切らないガン！」 7月7日(土) 時間 13:00~16:00	消化器内科・血液内科・ 膠原病内科 准教授 福 田 眞 作 消化器外科・乳腺外科・ 甲状腺外科 准教授 袴 田 健 一 呼吸器外科・心臓血 管外科 講師 對 馬 敬 夫 放射線部 准教授 青 木 昌 彦	大学病院における最新のが ん診療を市民の皆様を知って いただくための公開講座で す。		弘前文化セン ター
		対象・参加費	主 催	受講者
		一般 無料	医学部附属病 院腫瘍セン ター運営委員 会	276名

(6)大学院理工学研究科

名称・開催日	講 師	内 容		会 場
夏休みの数学2007 8月2日(木) 逆問題の数理 8月3日(金) 図形の影を見る 8月4日(土) 数と小数展開について 時間 10:30~15:00	大学院理工学研究科 教授 榎 真 大学院理工学研究科 教授 中 里 博 大学院理工学研究科 教授 倉 坪 茂 彦	中学校や高等学校の数学の 教科書にでてくる数学の世界 のすぐ近くに、より深く面白 い話題がたくさんあります。 そのような数学の魅力の一 端を高校生や一般の方に知っ てもらったための企画です。(3 日間にわたってアラカルト方 式で、独立の3つのメニュー を用意しています。)		大学院理工学 研究科
		対象・参加費	主 催	受講者
		一般 中・高校教員 高校生 無 料	大学院理工学 研究科	16名
楽しい科学 10月28日(日) 時間:10:00~16:00	大学院理工学研究科 教員	大学の教育機能や施設を広く 一般に開放し、インター ネットや簡単な化学実験を体 験してもらいます。		大学院理工学 研究科
		対象・参加費	主 催	受講者
		小学生、中 学生とその 父母 無料	大学院理工学 研究科	407名

名称・開催日	講 師	内 容	会 場	
サイエンスへの招待 10月28日(日) 時間：10：00～16：00	大学院理工学研究科 教員	大学の研究室や各種実験装置を公開し、教員や大学院生らが日頃の研究成果や最新の科学技術を公開実験を中心に紹介・解説することにより「見える科学・技術」を紹介・解説するものです。	大学院理工学研究科	
		対象・参加費	主 催	受講者
		小学生 中学生 高校生 一般 無料	大学院理工学研究科	660名

(7)大学院理工学研究科ほか

名称・開催日	講 師	内 容	会 場	
化学への招待 弘前大学一日体験化学教室 －生活の中の化学－ 8月2日(木) 時間 10：00～16：30	大学院理工学研究科 特任教授 大 関 邦 夫 大学院理工学研究科 教授 田 尻 明 男 大学院理工学研究科 准教授 糠 塚 いそし 大学院理工学研究科 准教授 長 岐 正 彦 大学院理工学研究科 助教 川 上 淳 農学生命科学部 教授 橋 本 勝 農学生命科学部 准教授 高 田 晃 教育学部 講師 齋 藤 尚 子	午前中は講演を聴き、午後(A)～(F)に分かれて化学実験を体験 1. 講演 「生活の中の化学物質」 (大学院理工学研究科 特任教授) 大関 邦夫 2. 実験 A) 実験室で炭焼き体験 -木炭と木酢液について知ろう- B) 色で測る? -ドリンク剤中の鉄の定量 C) 自然を模倣する -森林浴の化学 D) 果物のおおいを作る・ルミノールを用いた発光反応 E) お茶からカフェインを取り出そう F) イカはいかにして丸まるのか	大学院理工学研究科、農学生命科学部、教育学部	
		対象・参加費	主 催	受講者
		高校生 無 料	日本化学会東北支部、青森県教育委員会、弘前市教育委員会、東北ポリマー懇話会	61名

(8) 農学生命科学部・農学生命科学部附属生物共生教育研究センター

名称・開催日	講師	内 容	会 場		
農学生命科学部公開講座 「リンゴについて」 ーリンゴ産業の現状と未来ー 10月27日(土) 時間 13:00~15:00	農学生命科学部 教授 宇野忠義 農学生命科学部 教授 神田健策	リンゴを取り巻く社会情勢は刻々と変動している。特に農産物の自由化とWTO体制下で火傷病の検疫問題の発生や世界一の生産国、中国等からの果汁輸入の増大が著しく、加工用リンゴ価格の激落や生果価格の低下・変動により経営危機に陥っており、青森県リンゴ産業にとっては深刻な課題となってきた。本公開講座では、これらについてわかりやすく解説して、今後のリンゴ産業の現状と将来の在り方について考察を深める機会とする。	農学生命科学部		
			対象・参加費	主 催	受講生
			一般無料	農学生命科学部	22名
リンゴを科学する 12月1日(土) 話題のりんご新品種の特徴 リンゴ剪定に見る二つの考え方 リンゴの苗木づくりから高接ぎ更新・栽植方式まで 12月2日(日) リンゴの遺伝子はどこまで判ったか? リンゴの成長・栽培と植物ホルモン いつもの料理にリンゴをプラス、意外な美味しさ、そして健康に! 12月3日(月) リンゴ樹形の「勘どころ」を探る 食の安全・安心の確保に向けた情報利用とGAP リンゴの栽培と気象 時間 10:00~16:10	青森県農林総合研究センター りんご試験場 育種部長 今 智 之 農学生命科学部 准教授 浅田 武典 農学生命科学部附属生物共生教育研究センター 技術職員 藤田 知道 農学生命科学部 教授 原田 竹雄 農学生命科学部 教授 荒川 修 料理研究家 小川 聖子 弘前大学名誉教授 (元弘前大学農学部長) 菊池 卓郎 農学生命科学部 助教 加藤 幸 農学生命科学部附属生物共生教育研究センター 教授 塩崎 雄之輔	リンゴ農家及びその関係者を対象に農学生命科学部・農場教員等が、いろいろな角度から様々な情報を提供する。1講座からでも受講可能です。	板柳町多目的ホール「あぷる」		
			対象・参加費	主 催	受講生
			リンゴ農家及びその関係者 1,000円(テキスト代)	弘前大学・板柳町	101名

名称・開催日	講 師	内 容	会 場	
親子体験学習 触れ合おう、人と自然と農業に 5月26日(土) 6月30日(土) 8月4日(土) 9月29日(土) 10月20日(土) 時間 9:30~15:30	農学生命科学部教員 ほか	メダカが棲む農場で、親子が一緒になって多くの野生生物や微生物を観察しながらコマ作りを学ぶ。藍染めやワラ細工を学ぶ機会もある。県下から広く参加者を募り、異学区及び異学年の交流を深めるのも目的の一つである。	農学生命科学部附属生物共生教育研究センター金木農場	
		対象・参加費	主 催	受講者
		親子(親1名につき、子供2名まで) 大人2,000円 子供1,800円 (教材費、傷害保険料)	農学生命科学部附属生物共生教育研究センター金木農場	参加者 24組 61名 修了者 20組 50名

(9) 遺伝子実験施設

名称・開催日	講 師	内 容	会 場
遺伝子実験施設セミナー 第54回 4月27日(金) 果樹におけるエチレン生合成と受容機構 第55回 5月11日(金) RNA conformational changes during viroid replication-evolutionary implications 第56回 9月26日(水) イネのトランスポゾンとその制御 第57回 12月21日(金) シゾンのpermuted tRNA 遺伝子は環状RNA中間体を経て発現する 第58回 1月10日(木) セイヨウナタネ雄性発生関連遺伝子の解析	(独)農業・食品産業技術総合研究機構 立 木 美 保 USDA-ARS Owens, R.A. 岡山大学資源生物科学研究所 前 川 雅 彦 立教大学理学部 相 馬 亜希子 岩手大学大学院連合農学研究科 津和本 亮	弘前大学教職員・学生並びに学外研究機関の研究員を対象とした公開セミナーとして開催した。遺伝子研究分野における幅広い情報交換及び討論を行った。	遺伝子実験施設 農学生命科学部(第59回)

第59回 2月27日(水) 植物核膜の構造とダイナミクス	北海道大学大学院農学院 増田 清	対象・参加費	主 催	受講者	
		教員 学生 一般 無料	遺伝子実験施設	延べ 300名	
遺伝子実験施設シンポジウム 11月16日(金) ダイオキシン受容体のリガンド非依存性活性化におけるCREMの関与 神経変性疾患におけるユビキチン様タンパク質の役割 ショウジョウバエにおけるRISC形成過程の解析 黄色ブドウ球菌エンテロトキシンファミリーの多様性とその機能 プラナリアの再生における腸細胞の役割 時間 14:00~17:20	農学生命科学部 菊池 英明 大学院医学研究科 丹治 邦和 東京大学分子細胞生物学研究所 泊 幸秀 大学院医学研究科 胡 東良 農学生命科学部 石田 幸子	北東北3県の大学教職員・学生並びに学外研究機関の関係者を対象として、医学・農学基礎生物学の多分野に渡る方面から遺伝子研究に関わる公開シンポジウムとして開催した。最先端の話題を提供してもらい情報交換と意見交換を行った。			弘前大学創立50周年記念会館みちのくホール
		対象・参加費	主 催	受講者	
		教員・学生・一般 無料	遺伝子実験施設	200名	

(10)総合情報処理センター

名称・開催日	講 師	内 容	会 場	
親子で学ぼうコンピュータ! 7月28日(土) 時間 14:00~16:00	総合情報処理センター 准教授 佐藤 友暁	世界中のあらゆる情報を収集することができる便利なコンピュータは、使い方や管理の方法を間違えると犯罪に巻き込まれたり、重要な情報を流出し大きな損害を受ける可能性があります。この講座では、コンピュータを安心・安全に使うために必要な方法を親子で学び、犯罪被害や損害から守る方法を身につけます。ご家庭で使用しているノートパソコンを持参していただければ、より効果的に学ぶことができます。	総合情報処理センター実習室	
		対象・参加費	主 催	受講者
		小学校高学年・中学生とその保護者 無料	総合情報処理センター	5名

Ⅲ. センター関連規則等

1. センター関連規則

(1) 弘前大学生涯学習教育研究センター規程

(平成16年4月1日制定)
(規則第144号)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人弘前大学管理運営規則（平成16年規則第1号。以下「管理運営規則」という。）第6条第2項の規定に基づき、弘前大学生涯学習教育研究センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、学内共同教育研究施設として、生涯学習に関する教育（医学及び保健に関することを含む。）及び研究を行い、弘前大学（以下「本学」という。）の教育研究の進展と地域における生涯学習の振興に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 生涯学習に関する教育内容・方法の研究
- (2) 社会人を対象とする公開講座等の生涯学習事業の実施
- (3) 生涯学習指導者の養成
- (4) 生涯学習に関する情報の収集及び提供
- (5) 生涯学習に関する相談事業
- (6) 生涯学習に関する調査・研究報告書等の刊行
- (7) メディカルコミュニケーションセンターの業務に関すること。
- (8) その他生涯学習に関すること。

(職員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 専任教員
- (3) その他必要な職員

(センター長の選考等)

第5条 センター長は、本学の教授をもって充てる。

2 センター長の選考は、管理運営規則第52条に定める教育研究評議会の推薦に基づき、学長が行う。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、センターの業務を掌理する。

(専任教員の選考)

第6条 センターの専任教員の選考は、教育研究評議会の議に基づき、学長が行う。

(センター協力教員)

第7条 センターに、センターが行う事業を円滑に実施するため、センター協力教員を置くことができる。

2 センター協力教員の任期は、担当する業務が終了するまでの期間とする。

3 センター協力教員は、学長が任命する。

(運営委員会)

第8条 センターの管理運営に関する事項を審議するため、弘前大学生涯学習教育研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(事務)

第9条 センターの事務は、学術情報部社会連携課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

(2) 弘前大学生涯学習教育研究センター運営委員会内規

(平成16年4月1日)
制 定

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人弘前大学管理運営規則（平成16年規則第1号）第95条及び弘前大学生涯学習教育研究センター規程第8条の規定に基づき、弘前大学生涯学習教育研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センターの専任教員
- (3) 各部局から推薦された教員各1名。
- (4) 学長が指名する教員以外の職員1名
- (5) その他委員長が必要と認めた職員

2 前項第3号の委員は、学長が任命する。

(委員の任期)

第3条 前条第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 運営委員会に副委員長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の代理出席)

第6条 委員に事故があるときは、当該委員の指名した者が委員として代理出席することができる。

(委員以外の出席)

第7条 運営委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 運営委員会に専門的事項を調査し、又は企画、立案若しくは実施をするため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の名称、組織及び運営については、運営委員会が別に定める。

(庶務)

第9条 運営委員会の庶務は、学術情報部社会連携課において処理する。

(その他)

第10条 この内規に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会
が別に定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

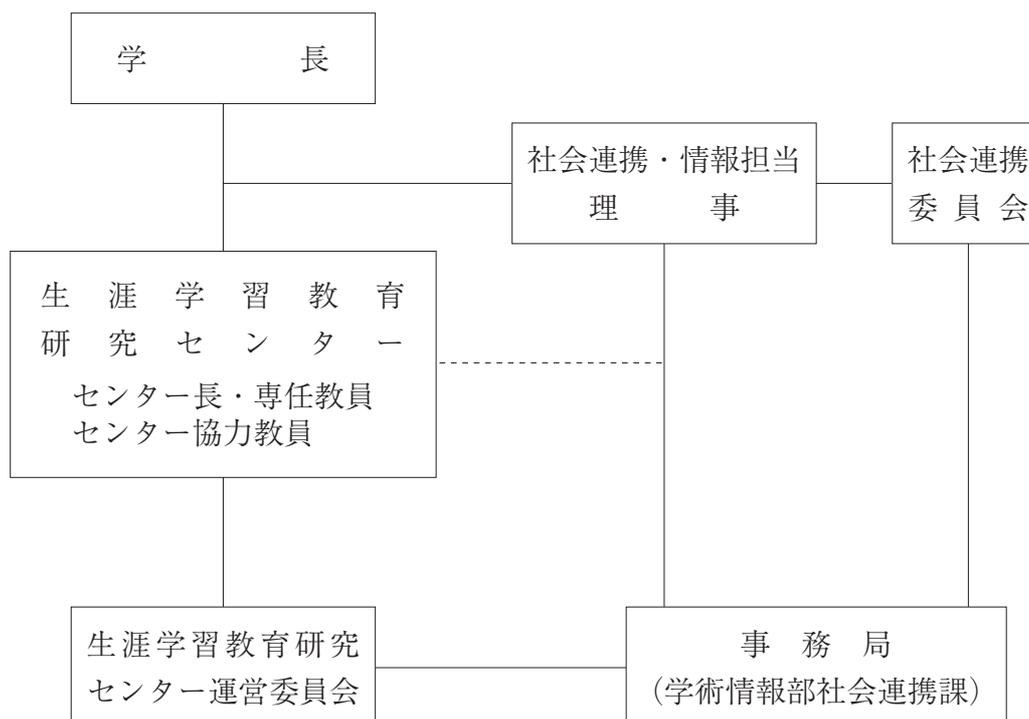
この内規は、平成17年10月28日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

2. 機構・組織

センターの運営は、各部局から推薦された委員，学長が指名する教員以外の職員1名，センター長並びに専任教員が構成員となった「弘前大学生涯学習教育研究センター運営委員会」で，全学的な視点から検討されることになっています。



センター長
准教授
准教授

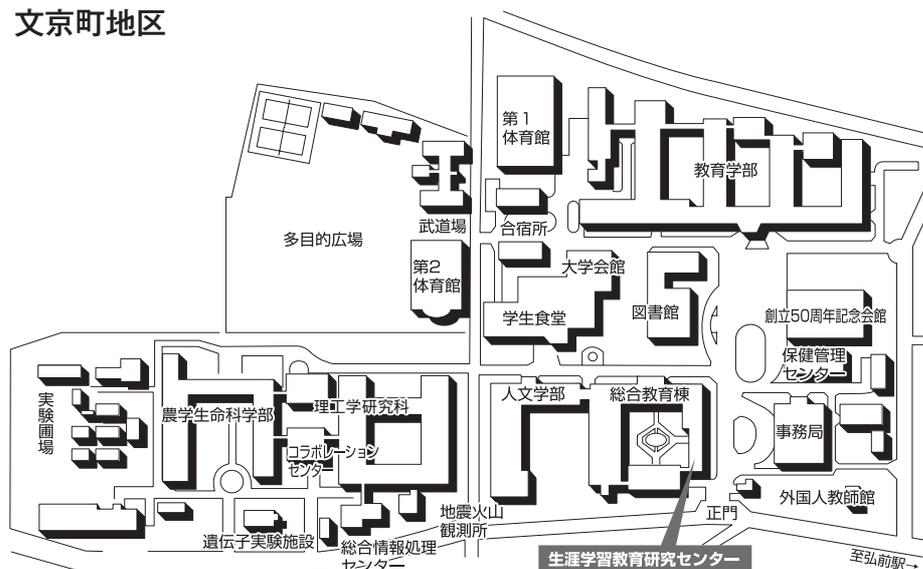
浅野 清
菅 世智子
藤田 昇治

センター協力教員・人文学部 准教授

森 樹男
(19.4.1～20.3.31)

3. 地図・連絡先

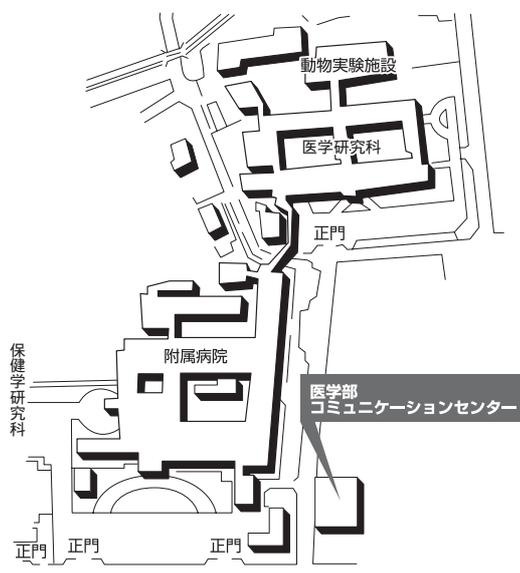
文京町地区



弘前大学生涯学習教育研究センター

〒036-8560 弘前市文京町1番地
TEL (0172) 39 - 3148 〈直通〉
FAX (0172) 39 - 3148

本町地区



分室(医学部コミュニケーションセンター)

〒036-8203 弘前市本町40-1
TEL (0172) 39 - 5240 〈直通〉
FAX (0172) 33 - 4056

事務局 学術情報部社会連携課社会連携グループ
〒036-8560 弘前市文京町1番地
TEL (0172) 39 - 3904, 3910
FAX (0172) 39 - 3919

編集後記

この一年間をふりかえってみると、様々な問題が表面化し取りざたされた、という思いになります。環境問題については二酸化炭素の排出と関連づけて一段と「温暖化」が取りざたされ、バイオエネルギーへの転換にともなってアメリカの大豆やトウモロコシの価格が高騰する、といったことも生じています。中国から輸入された食品の安全性が問題となり、改めて日本の食糧自給体制が問題となりました。また、日本国内では食品の不当表示が次々に摘発され、企業倫理が厳しく問われました。原油の高騰により、様々な商品・サービスの値上げが行われるようになりました。

このような問題は、私たちの労働・生産・生活に直接・間接に関わりをもつものであり、そしてまた生涯学習の「学習課題」としても設定し得るものです。グローバル化が進行する中で生じる様々な課題を正確に把握し、適切に対処することが求められている、そのように強く意識せざるを得ない今日この頃です。そのような課題に取り組む上で、大学・大学開放への期待は一段と大きなものになるのではないのでしょうか。

今回、この『年報』では3つの論文と1つの実践報告が掲載されています。いずれも教育問題に焦点があてられています。地域に根ざした大学として果たすべき役割を考えると、広く地域住民・学校教育および社会教育・生涯学習関係者その他の方々にお読み頂ければ、と思う次第です。(F記)

発行 平成20年3月31日

弘前大学生涯学習教育研究センター 年報 第11号

発行 弘前大学生涯学習教育研究センター

〒036-8560 弘前市文京町1番地

☎ (0172) 39 - 3148

印刷 やまと印刷株式会社

〒036-8061 弘前市神田4丁目4-5

☎ (0172) 34 - 4111

ANNUAL REPORT
CENTER FOR RESEARCH AND EDUCATION OF LIFELONG LEARNING
HIROSAKI UNIVERSITY
NO. 11, 2008

CONTENTS

Academic Articles

On the Cooperation of Educational Activities Among Home, School and Regional Community	FUJITA Shoji	1
The Realities of School Bullying and the Direction of the Conquest of Bullying	OTANI Yoshimitsu	15
The Beat-Corporal and Musical: Sound Project and Music Education	IMADA Tadahiko	35
The New Direction of Activities of Community Halls Coordinated with Universities	SHOJI Teruaki	45

Activity Reports: Center for Research and Education of Lifelong Learning	63
--------------------------------------------------------------------------	----

The Faculties and other On-campus Organizations	74
-------------------------------------------------	----

Rules and Organization	87
------------------------	----
